

383
38



始



工F-4F-65

383-38



菊池郡誌

菊池郡教育會編述

熊本縣教育會菊池郡支會發行

大正
8.9.21
寄贈

會寄贈本



(藏書社仲宮北)扇軍宮軍將四征



(町府限)木軍將



菊池武時肖像
(肥後國本郡日輪寺藏)



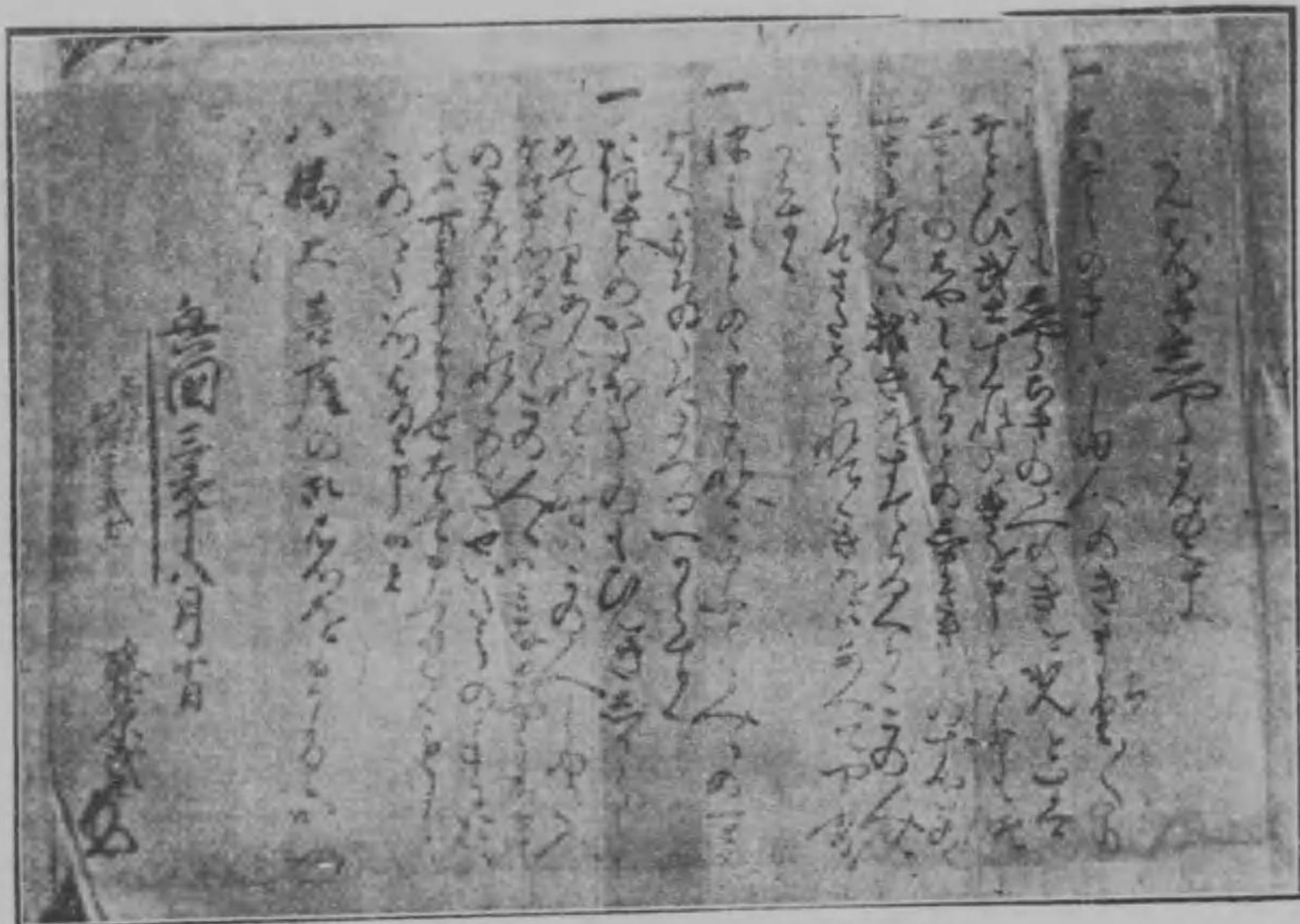
別格官幣社菊池神社



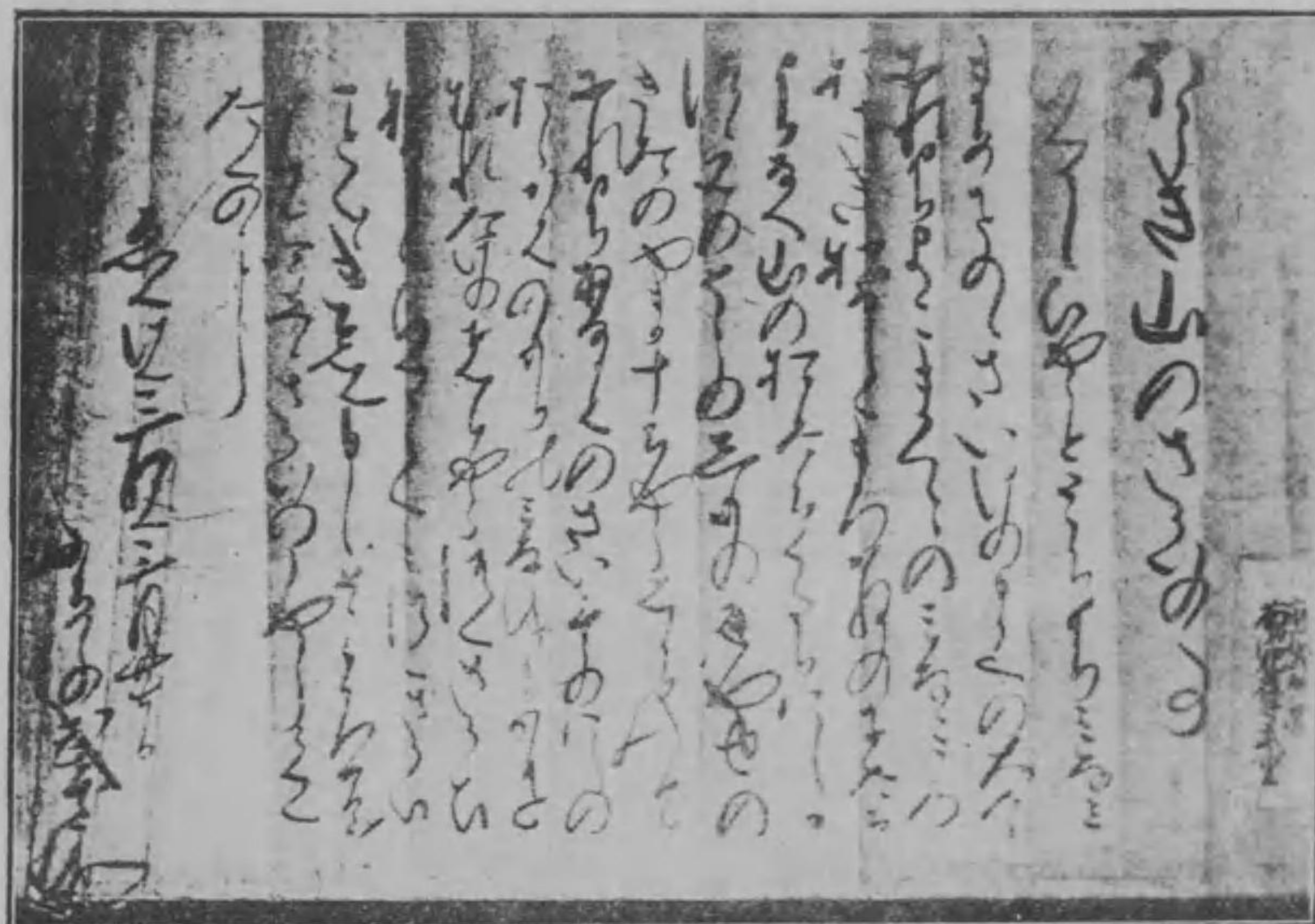
慈春尼筆 (廣福寺藏)



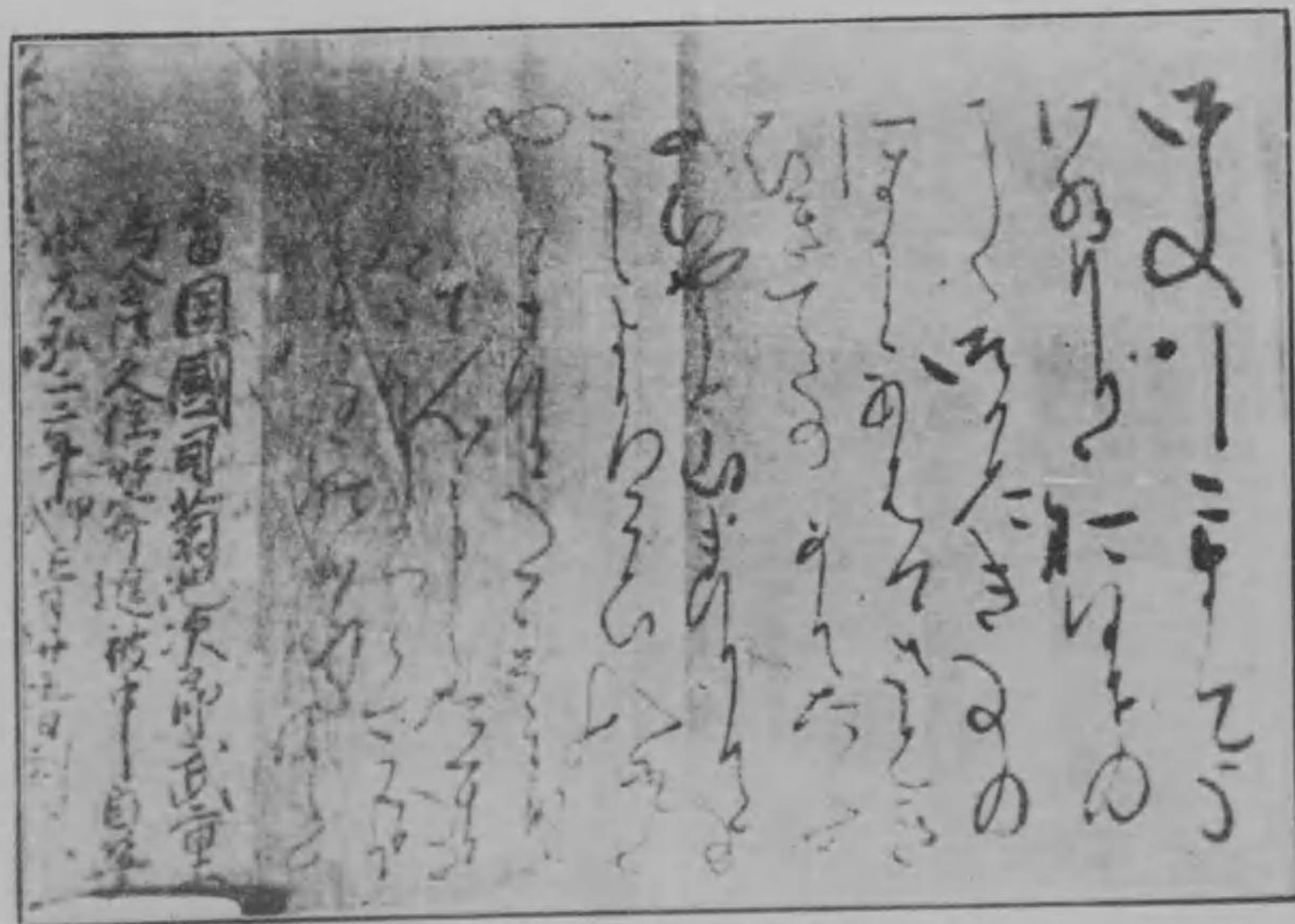
菊池神社櫻馬場(限府町)



(藏所寺福廣) 筆士武池菊



(藏所寺福廣) 筆重武池菊



(藏所寺福廣) 筆重武池菊



(寺製正町府限) 墓公觀正

菊池重朝
 七
 廣福寺

(藏所寺福廣) 筆朝重池菊

菊池武士
 廣福寺

(藏所寺福廣) 筆士武池菊

菊池直忠
 廣福寺

(藏所寺福廣) 筆直忠部隈

敬奉對
 七佛五丁全代佛神伊前所共願
 起清文事
 石志願者靈山少林永平代正法
 三寶證明
 諸天和敬
 延元二二年六月二日

(藏所寺福廣) 筆敏武池菊



(村志合西) 神天梅生弘



(村泉清) 寺巖碧



(村野旭) 門石寺通圓



(村岩) 趾城臺



(町津大) 近附山櫻還往峠重二舊



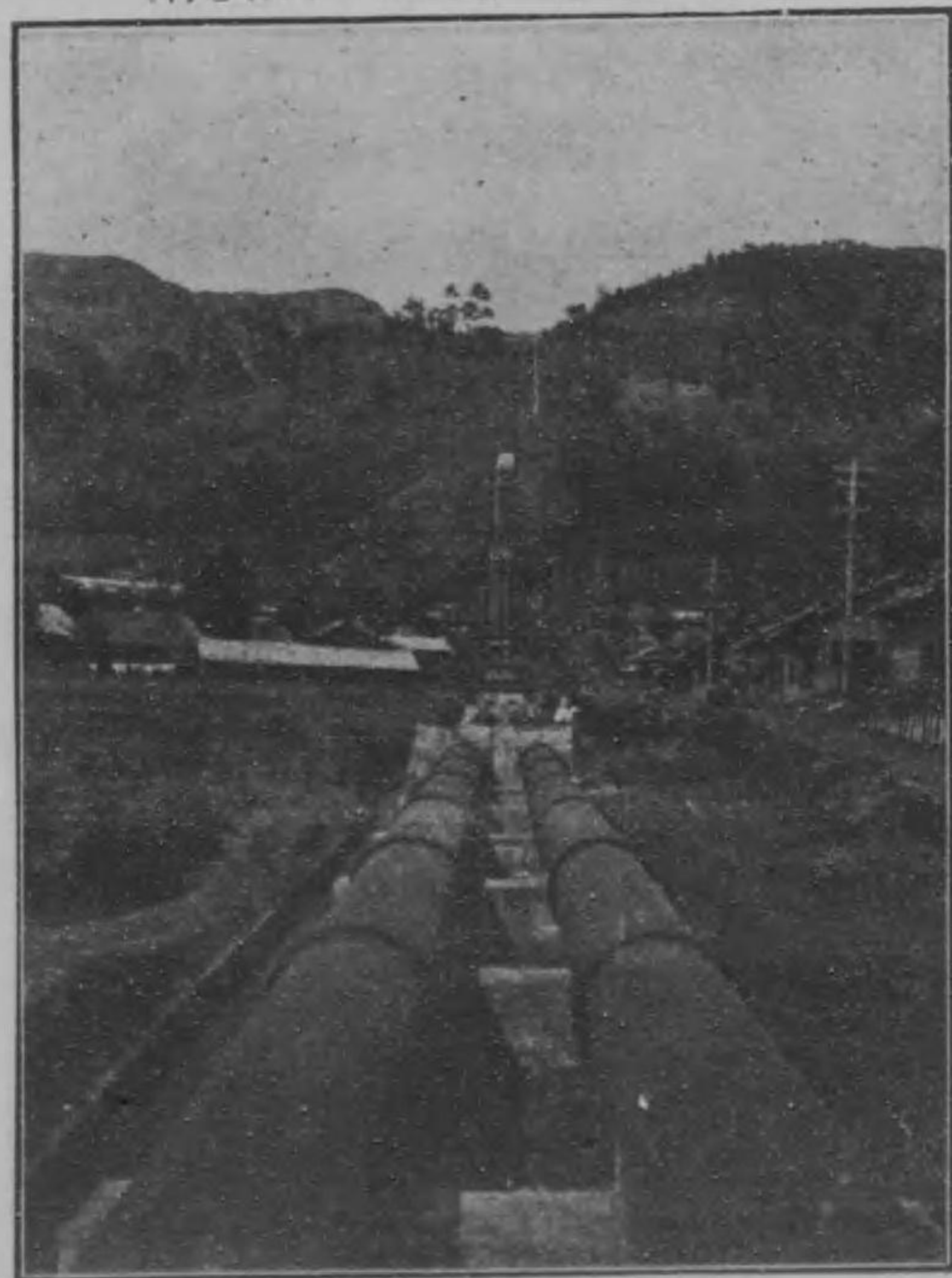
(村門龍) 瀧返勢



(村源水) 瀧永細



熊本種馬所 西谷志村



立野發電所 一ノ部



限府町切明口



太津室町

清

海
石
軒

清

石



斯

山

到

水

海

石





菊池郡誌序

南は開聞嶽より北は關門海峽に至り、東は太平洋に沿ふて西は日本海に臨む、廣袤二千六百餘里、阿蘇霧山の靈山峙ち、筑後・球磨の長江注ぎ、天孫茲に降臨し、神國茲に發祥す、所謂皇室之外朝千里合符一方寄重、是を不知火の筑紫の地と爲す。

肥後は九州の中央に位し面積五百方里、其の東北隅は實に我が菊池郡なり、鞍岳・箭筈嶽は郡の東北に聳へ、菊池川・白川は共に西に流れて有明海に注ぐ、山青く水清く田疇懇け溝洫通じ、厥土維れ肥へ、厥穀維れ美、所謂肥後米の精なるもの實に此に産す。

上古は邈し、奈良朝以前既に鞠智・皮石等の名あり、後の菊池・合志なるべし、延久二年藤原則隆始めて菊池の領主と爲る因て氏とす、爾來歷代此に城き、文永・弘安の役九國將士と共に國難に赴き、元弘・建武以降常に王事に

勤め、或は錦旗を京畿・關東に擁し、或は西征宮を西海の一隅に奉じ、一族城・赤星・託摩・合志・山鹿・高瀬・西郷・兵藤諸士と共に遙に南朝に應じ、九國の官軍を糾合して常に大義に殉せり、南風競はず足利氏國命を執るに及び、菊池重朝は孔子堂を建て釋奠の禮を修め以て名教を千載の下に維持せんとせり、爾來文教遐邇に遍く偉人碩學彬々輩出し、農耕殖産の業亦大に進む、所謂一家政有りて九州化し、鞍山筭嶽氣鍾此一人文東武西名冠彼九牧の感あり。

古を稽へ今に徴し以て將來を經するは實に我が菊池人士の任なり、念ふに從來菊池氏に關する史乘の世に傳はるもの敢て尠しとせず、菊池傳記・菊池野史・菊池野乘・安國寺記錄・菊池家代々記錄・菊池家由緒書・菊池系譜等指屈するに遑あらず、而も其の山川・地理・文物・制度に關するものに至りては僅に肥後國志・菊池溫故・菊池風土記等に止まり、往々杜撰糺深く信を措くに足らず識者常に之を憂ふ、菊池郡教育會斯に見る所あり、曩に資を投じ委員

を囑し郡誌の編纂に従事せしむ、爾來十餘年、廣く神社・佛刹・官廳・公衙・名門・右族に就き、舊記を討ね文書を探り更に山川・林澤を跋涉し、町村部落を踏査し、凡そ山河・風土・氣候・物産・水利・土功・教育・經濟・交通・産業等咸く網羅せざるものなく、更に名勝古蹟を顯はし人物事業を傳へ、爬羅剔抉垢を刮り光を磨き、考證該博、叙事明瞭、茲に彪然たる大冊を爲すに至れり、菊池の地誌集めて大成せられたるの觀あり、委員諸士の勞多とすべく郡教育會の事業宜しきを得たりと謂ふべし。

抑も祖國愛の觀念は愛郷心の廓大なり、忠孝の至情は祖先崇敬の流露なり、世の斯書を讀むもの深く思を茲に致さば豈に啻に一郡の史誌たるに止まらんや

大正七年八月

從四位勳四等武藤虎太識

題 言

郷土思索は凡百の事業を經營する根本の動機にして其の資料を研鑽し之が參攻討査を重ねるに従ひ敬畏愛慕の念を惹起し愛國の精神を涵養するや必せり、況んや純美にして豊富なる本郡の風土史乘を探究するに於てをや。本會茲に見る所あり、菊池郡誌の編纂に従ふ事十葉葛、簿書を官廳に搜訪し文書を四方に蒐萃し古を引き今を徴し目睹足踐其の異同を訂し其の得失を辨じ其の沿革の狀況を考へ最近の資料を集め遂に本書を成すを得たり、庶くは本郡凡百の事項を髣髴たらしむるを得ん乎。

終りに臨み斯事業を計畫協賛したる郡教育會當局、郡會議員郡内小學校長諸氏、並びに編纂の實際に従事し、研鑽多年、甚大なる勞苦を煩はしたる志水三郎、高橋小太郎、西口敬之、立山戸一、植田均の五氏及び出版上に盡力を與へられたる文學士高木武氏に對し深く感謝の意を表す。

大正七年七月

熊本縣教育會菊池郡支會長

龜 井 直 信

目 次

第一編	總 說	一
第一章	緒 論	一
第二章	地 勢	五
第三章	氣 候	〇
第四章	生 業	〇
第五章	產 物	二
第六章	交 通	二五
第七章	水 利	三五
第八章	教 育	五九
第二編	處 誌	九九
第一章	町 村	九九

目 次

一

目次

第二章 官 衙……………一三四

第三編 史蹟名勝……………一七三

第一章 菊池氏……………一七三

第二章 菊池氏墓所……………二二七

第三章 名所舊蹟……………二三四

第四章 社 寺……………二九七

第五章 傳 説……………三七二

第四編 偉 人……………三七九

第五編 沿 革……………五三五

附 録……………

菊池郡誌

熊本縣教育會菊池郡支會編纂



第一編 總 說 第一章 緒 論

菊池郡は熊本縣の北部に横はり、北は大分縣日田郡に界し、東は阿蘇郡に接し、南は阿蘇、上益城、飽託の三郡に面し、西は鹿本郡に連る。東西五里、南北六里二十町、面積凡そ三十二方里、人口九萬餘を有す、二町二十三村を含み、郡役所を隈府町に置く。

町村區劃左の如し。

町村名	大 字	役場所在地	大字數	縣元標ヨリノ里程
隈府町	玉祥寺、袈裟尾、隈府、亘、片角	隈府	五	六、一二

第一編 總 說

河原村	下河原、木庭、藤田
旭野村	伊萩、辨利
水源村	原、四丁分
龍門村	雪野、龍門、斑蛇口、小木
追間村	豐間、西追間、市野瀬、大平、重味
城北村	松尾、稗方、米原、木野、宮原、阿佐古、池永
加茂川村	山崎、水次、岡田、流川、邊田、臺、荒牧、高田、瀬戸口
菊池村	甲佐町、新古閑、清水、菰入、高島、加惠、砂田
花房村	西寺、長田、村田、大琳寺、深川、北宮、野間口
戸崎村	出田、廣瀬、木柑子
北合志村	赤星、今、森北
護川村	新明、伊坂、小原、麓
平眞城村	杉水、矢護川、尾足、川邊
大津町	平川、眞木、古城
瀬田村	大津、室、灰塚、新、引水
陣内村	瀬田、大林、吹田、立野
津田村	森、陣内、町、下町、中島
原水村	津久禮、久保田

柳水	二四〇〇
津久禮	三五〇五
陣内	四六二四
大津	五四三〇
大津	五五三〇
平川	三四一三
杉水	四五一五
新明	四六一一
赤星	三三〇八
出田	三七〇〇
西寺	七六一一
砂田	七七二二
流川	九七一七
木野	七二二二
大平	五五二二
龍門	四八三二
原利	二八三二
辨利	二七〇三
下河原	三六三四

合志村	竹迫、福原、幾久富、上庄、豊岡、榮	竹迫	六三二
泗水村	吉富、豊水、福本、永、富納、住吉	福本	六四一
西合志村	野々島、上生、須屋、御代志、合生	野々島	五三〇
田島村	田島、南田島	田島	四三〇
清泉村	龜尾、林原、蘇崎、小野崎、橋田	龜尾	五三〇
計			一〇八

二町二十三村

戸口調左の如し。

(大正五年十二月卅一日調)

町村名	現住戸數	現住人口		計	本籍人口
		男	女		
限府町	一、五〇六	三、六九〇	三、六〇八	七、二九八	六、四四七
河原村	四六二	一、四一六	一、四七五	二、八九一	三、〇三一
旭野村	二七四	七〇四	七九一	一、四九五	一、六一一
水源村	五九二	一、六〇三	一、六二六	三、二二九	三、二〇五
龍門村	四三五	一、三〇六	一、三二七	二、六三三	二、七三四
追間村	五二五	一、四三二	一、四九九	二、九三一	三、〇三五
城北村	七二五	二、二六一	二、三四一	四、六〇二	五、〇二五
岩北村	三二一	一、〇〇一	一、〇〇六	二、〇〇七	二、一八七

如茂川村	五三一	一、五八四	一、七三〇	三、三一四	三、七五〇
菊池村	五六〇	一、八四七	一、九一二	三、七五九	四、二〇九
花房村	三一四	八三三	一、八一〇	二、六四三	一、七七九
戸崎村	三二四	九四七	一、〇二三	一、九七〇	二、三一二
北合志村	三八〇	一、一二五	一、二〇二	二、三二七	二、四二六
護川村	五九三	一、七〇二	一、八二七	三、五二九	四、一一〇
平真城村	三七八	一、〇二五	一、一二九	二、一五四	二、三五八
大津町	一、〇一七	二、八一〇	二、八三〇	五、六四〇	五、八〇九
瀬田村	五〇四	一、三七九	一、五五七	二、九三六	三、〇五五
陣内村	五七六	一、七二六	一、八五〇	三、五七六	三、八七四
津田村	六五二	一、七七二	二、一一二	三、八八四	四、三四二
原水村	五〇〇	一、四九二	一、六一三	三、一〇五	三、四二一
合志村	八七六	二、五二〇	二、七七八	五、二九八	五、八六〇
泗水村	九六四	二、六二六	二、八二二	五、四四八	五、九〇九
西合志村	一、〇〇八	二、七五六	三、〇三七	五、七九三	六、一八六
田島村	二九二	八二一	九三九	一、七六〇	一、九四九
清泉村	三八五	一、〇七二	一、一三九	二、二一一	二、四六三
合計	一四、六五二	四一、四〇〇	四三、九八三	八五、三八三	九一、〇八七

第二章 地 勢

東北界には山岳連亘し豊後の津江、阿蘇の小國の山岳と腹背をなし西南には河川環流し地勢自ら山地、丘陵、平野の三部に分る。

〔山地部〕 北に八方ヶ嶽、鳳儀山等の峻嶺重疊し東に鞍嶽、矢護山、二重峠等蜿蜒起伏して阿蘇の外輪山となり其の餘脈は南下して平真城、瀬田の高臺をなす、此の山彙は飽託の金峰山、島原の温泉嶽と同一脈中にあり。

八方ヶ嶽は矢筈嶽とも稱す、本郡龍門村城北村及び鹿本郡六郷村内田村豊後日田郡合瀬村に跨り海拔三千四百七十一尺の高山にして龍門村の登山口より山頂まで一里あり。

鞍嶽は本郡北合志村旭野村水源村及び阿蘇郡尾ヶ石村に跨り海拔三千六百九十一尺を有し旭野村の登山口より山頂まで二里、平真城村の登山口より山頂まで一里半あり。

矢護山は本郡平真城村及び北合志村に跨り海拔二千九百十八尺を有す。二重峠は本郡平真城村及び阿蘇郡永水村に跨り海拔二千一百八十八尺を有す。

〔丘陵部〕 砦臺、花房臺、合志原の三地に分れ、砦臺は八方ヶ嶽の餘脈にして迫間、木野兩河の沿岸に至り、花房臺、合志原は鞍嶽餘脈の西下せるものにして合志川其間を流れ一は菊池川の沿岸

に延び一は所謂合志原の平原をなして群山、辨天山等の突起を生ず、以上の丘陵部は概ね畠地にして陸稻、粟、煙草、桑等の栽培に適す。

〔平野部〕 平野部は木野、迫間、菊池、合志、白川五川の流域にして菊池、合志、白川の三平野を形成し水田沃野相連り一望開濶隣郡鹿本、飽託の平夷と相接す、特に菊池平野は頗る膏腴にして良米を産し菊池米の名夙に世に高し。

菊池川は源を水源村深葉山に發し滑川、兵藤川、生味川等を入れ水源、迫間兩村の界を流れ水源村細永に於て伊勢瀑、乳母瀑となり遂に直下四十餘尋の細永瀑となり河原村藤田に至りて河原川を合せ沖積層の菊池平野に出て數千町歩の水田を灌漑し加茂川村に至り迫間川を入れ鹿本郡中富村に入りて合志川を併せ玉名郡を貫通し滑石村に至つて筑紫瀉に注ぐ、全長十六里なり、其の通過する流域灌漑の便を興へ且つ水勢大なるを以て往時にありては本郡唯一の運輸機關たりしなり。

思ふに菊池鹿本の平野は太古にありては一大湖なりしが鍋田の峽谷決潰し遂に沖積層の一大沃野を現出したるにはあらざるか

兵藤川は源を縣界兵藤峠の分水嶺より發し幾多の溪水を入れて日田往還に沿ひ水源村立門に至りて菊池川に入る。

生味川は源を水源村字馬見生野に發し同村字板井原及び迫間村大字重味を流れ其の流程一里半にして字伊倉に至り菊池川に合す灌漑反別拾町歩内外に及ぶ。

河原川は源を水源村字河内より發し同村大字四町分を貫通し河原村に入り大字下河原を東より西南に迂回し藤田に至りて菊池川に注ぐ。

鴨川は菊池村大字長田より來り加茂川村夜間、宮園、新古閑、甲佐町等の水田を養ひ甲佐町にて菊池川に入る。

迫間川は源を八方ヶ嶽に發し龍門村大字龍門にて勢返瀑となり雪野川、小木川等を入れて漸く大となり迫間村に至りて迫間瀧を成し隈府市街の北端を流れ加茂川村にて木野川を合せ菊池川に入る。

雪野川は源を迫間村大字重味女鞍ヶ嶽に發し同村字金峰及び龍門村大字雪野を貫流し迫間村に至りて迫間川に入る、其の流程凡そ一里にして灌漑反別約四十町歩を算す。

木野川は源を鹿本郡六郷村字黒仁田に發し城北村、砦村に沿ふて鹿本の郡界を流れ砦村に至りて内田川を合せ加茂川村に至りて迫間川に入る、流程二里半にして百七十五町歩を灌漑す、其の支流に初田川、池永川等あり。

初田川は源を城北村大字稗方字高星に發し稗方、大林、道場、龍徳、八干場、下本分等流程一里十町餘を通過し灌漑反別六十五町歩を計ふ、居在川、合瀬川等は此の支流なり。

池永川は源を大平山に發し永山、池田、宮原等一里餘を流れ五十町歩を灌漑す。

白瓦川は城北村大字堀切より出て、清水を通過し流程一里餘に及び三十五町歩を灌漑す。

合志川は源を水源村字若木の山中より發し旭野村に入り小原川を入れ泗水村に於て矢護川を合せ漸く大となり田島村を貫通して鹿本郡田底村に至り菊池川に會す、輒近に及び水源地森林の濫伐により著しく水量を減じ旱害を蒙ることあり、就中矢護川、平川の濼路の如きは其の甚しきものにして全く從來の源泉を涸渇して十數町歩の水田は悉く畑地と變換するの止むを得ざるに至れり。

矢護川は源を矢護山に發し平眞城村、護川村を縦貫して所々に若干の水田を養ひ泗水村に至りて合志川に會す。

平川は平眞城村字水谷より出づ、平時水涸れて用をなさずと雖も強雨に際しては一時河水溢れて往々水害をなすことあり。

鞍嶽川、若木川、矢護川、平川の四川の合流せるに因み泗水村の地名起れりといふ。

白川は阿蘇郡より來り郡の南端を流れ阿蘇及び上益城と本郡との界をなし飽託郡に入る、此の流域瀬田村より二大溝渠を鑿ちて瀬田、陣内、大津、原水、津田諸村の水田を養ふ、所謂瀬田上井手下井手なり。

支流黒川の水は赤瀬鐵橋附近監物堰に於て熊本電氣會社の水道となり其の一部瀬田村立野の水田を養ふ。

附地質

本郡の地質は本邦地質學上の所謂内面の地に屬し複雑なる岩石より成る。東方阿蘇外輪山なる鞍嶽の麓より西方金峰山彙に至る廣漠なる臺地は大部分洪積層にして地形概ね平坦、時に波狀をなし高低、斷續極りなき處あり、壩垣、浮石、火山礫、粘土、砂利等の累層より成り壩垣は常に臺地の上表を覆ふ、他の岩石は其の現出の位置を定めず秩序を紊すも全地層は概ね平坦なり、菊池平野は灰泥、粘土、砂礫等の錯合より成れる軟弱質の地盤にして沖積層に屬し地形平夷にして到る處灌漑に便なれば悉く稻田にして本郡第一の米產地なり。第三紀層は合志臺地にある群山、辨天山及び鳳儀山、女鞍岳の東方に小露出あり、後者は砂岩及び頁岩の二岩層より成りて其の層間に往々石炭を包藏するも囑望すべきもの少し、其の他太古層に屬する變形岩は龍門村の東方に於て花崗岩と相接して現出し本縣内の地體を構成する岩層中最古なる地層の一たり。

東方一帶山間の地は片麻岩、花崗岩、第三紀層等の岩盤を阿蘇大火山の噴出せる岩液、岩塊、岩粉等の凝結せるものによりて被覆せらる、安山岩及び其の集塊岩は其の主たるものなり。

其他花崗岩は水源、龍門、城北村の溪谷に於て現はれ肥後最良の米產地と稱するは此の花崗岩の分解して成りし土壤に係はるもの多し。

第三章 氣候

本郡の氣候は概して溫和なり、但し河流の發源地なる東方一帶の山地は海拔二千尺以上の高地にして稍寒冷を免れずと雖も自然の地形は北、東北の風向を防遏して能く天候の緩和を保ち、平時全體の氣候に著しき大差なし、唯大津地方は東風多く、特に阿蘇山及び俵山に積雪を見るの際は寒氣他の地方に比し一層強し。

晴	雨	曇	天	雨	雪	量	寒			暖	
							平均	最高	最低	最高	最低
二二四	三六	一一五	一、七〇	二、四	三三、七	三五、五	一八、〇				

(大正五年度)

第四章 生業

本郡は概して地勢平坦地味肥沃にして農業の適地なれば古來農を以て立てり、されば郡民の過半は農業に従事し之に次ぐを商業、工業とす。左に大正四年末の生業別を掲ぐべし

町村生業別戸數表

(大正四年度菊池郡役所調)

町村名	農業	水産業	工業	商業	官公吏及備員	自由業	資産収入ニ因ルモノ	雜業	職工及役
限府	二二三	二〇	九七	三五二	四五	六四	二六	三三四	二六九
旭野	二四六		三	一一	二	四	一		五
河原	三八一		一九	一四	二五	二	一	一	三〇
水源	四七三		二	三三	二	四	二		三
迫間	四六九		一〇	一一	二五	七	四		三
龍門	三七八		一四	一	二	四	三		二六
城北	六三一		一八	三三	五	一〇	三		四
砦北	二八五		六	九	九	一	三		二
加茂川	四〇〇	二	三	三九	六	一	七	二〇	一〇
菊池	四八		五	二八	三	一	八	二	四九
花房	二二七		二六	二〇	三	五	一	二	一〇
戸崎	二七三		三	二	三	四	一	三	一三
大津	三三四		七〇	三四	一九	三	五	七	二二
瀬田	三三五		三七	八四	二	八	一	五	三三
陣内	三五二		二五	八七	二	一	二	六	三三
津田	五五七		六	三八	五	一〇	二	二	一五
原水	三八〇		六	六	二	一	二	六	一八

計	清泉	田島	西合志	合志	泗水	北合志	平真城	護川
一〇四五九	三四〇	二五〇	七二二	六四二	八四六	二八〇	三四三	四七六
二九		四二	一					
四七七	八九	九三	三五	五五				二
一五三八	一三	二二	一九	七四	五三	五六	四四	四
一八二	七	二	三〇	六六	四四			
三〇二	一三	五	五四	一二	一四	一一	二二	
八九			三	三				
五四三	四	一八	六六	六			八八	
九五三			二五	五四		三七	五	四

菊池郡誌

一一一

第五章 産物

本郡の土質は農業の適地なれば古來菊池米の産地として其の名聲天下に著はる、随つて産物中米を以て主位とし麥粟等之に亞ぐ、又農家の副業たる養蠶は近年長足の進歩をなし將に一箇年の收繭高二萬石を超え關西各縣郡市の首班たり。又山地よりは材木、竹材、木炭、椎茸等を産す。

農産物調

(大正四年度 菊池郡役所調)

右作付反別 左收穫高

限府	旭野	河原	水源	迫間	龍門	城北	岩	加茂川	菊池
一六一、町	一三一、八	一六七、五	一三四、五	二二九、三	一六〇、四	三三八、一	二二三、〇	三九三、〇	四一六、九
四八三〇、石	三、六五四	四、六九〇	三、四九七	六、二二三	三、四三三	九、八七三	五、一四四	一一、〇〇四	二一、八八二
三六、一	八、五	一〇、四	一五、〇	二〇、八	九、八	三九、〇	三三、〇	二二、九	一一、二七
一〇、二九〇	二三八	二七〇	三六〇、〇	四九九	一八九	一〇、四七	五五五	六四一	三六八
九八、五〇	二八、六	三三、〇	二二〇、〇	一三、八	一五、三	二、四	一五、〇	一〇、七	二〇、五
二〇二、一	一五八、九	二〇九、九	三六九、五	二二七、九	一八五、五	三九七、五	二五一、〇	四二六、六	四五〇、一
五、九五七	四、三四〇	五、三四四	六、一四七	六、八八七	三、八〇一	一〇、九四七	五、八七九	一一、七七四	一二、五〇〇
一、〇八四	四四、七	五〇、七	一七、〇	六、一九	一三、八	一五、五	七〇、三	一、〇八五	二、一六〇
七〇、二	八二、九	八八、九	六一、七	一九九、二	一三二、〇	二二、四	一七七、〇	九、一五	二七、八
一、三六四	五九、四	六三、三	二五二、三	一四八、二	一〇八、四	二、二〇七	一、一六五	二、八四四	三、八八九
四六、三	七六五	二五六、四	二七〇、七	一四八、二	八三九	一四九、一	九二、〇	八二、五	五九、二
一七三、二	一八七、〇	二〇二、八	三三一、〇	四〇九、三	二四四、二	五五、九	三九五、〇	四二二、〇	四七三、三
三、三三三	二、〇二八	四、〇五八	三、三一〇	二、六九三	二、一五九	四、五五一	二、一九六	四、九〇九	六、七三六
一三〇、石	二四三	五〇三	三六六	二二〇	一九三	六八	三六、〇	三六、〇	二一、〇
一三八五	二六	二六	二六	一七六	八八	一四、〇	三五〇	二五三	一七九
五〇、〇	七五	七五	七〇	三五	九八	二一、〇	五〇〇	二一〇	一七、九

第一編 總説

一一三

花房	戸崎	大津	瀬田	陣内	津田	原水	護川	平真城	北合志	泗水
九六、七	二、九〇一	一六〇、四	四、四九一	六、〇五一	二六三、一	一八〇、三	三、六〇六	三九〇、五	八、五九一	二八〇、四
〇、二	六、〇	一五六	二六、八	五、六三	二六、八	一三、二	二六、四	一五、五	三、四一	一四、七
二六、八	三三、三	二四、七	二九六	一、九八二	一四九、八	一、九八二	一、二七、八	三〇、二	三〇、二	二一、九
一三三、七	三、二二九	四、九四三	四、九四三	八、五九六	四三九、七	五、一四八	三三、一	九、三三四	四、三三二	五〇七、〇
五九、三	五、二	四六、八	六三、三	九九七	六三、三	九九七	九九七	九九七	九九七	九九七
七、三	一、〇一二	一、三三、四	一、七四五	三、〇八、六	三、〇八、六	三、〇八、六	三、〇八、六	三、〇八、六	三、〇八、六	三、〇八、六
六四、一	九八、八	九二、三	一、〇六七	三、一八八	三、一八八	三、一八八	三、一八八	三、一八八	三、一八八	三、一八八
一九五、七	二、五二二	二、七二、五	三、四三七	六八二、二	七、九三三	七、九三三	七、九三三	七、九三三	七、九三三	七、九三三
三四六	二、七七	三、五〇	二、一〇	五、九三	六、八二	六、八二	六、八二	六、八二	六、八二	六、八二
二五、四	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二

合志	西合志	田島	清泉	合計
六五、八	一、五七九	二二八、四	五、五九六	一、五二〇、一
一、五	五、二	一、二五	三、二	八、二七
二五三、九	三、八八二	一〇、二	一、五九	三、二、五
三二〇、二	五、四九四	三、四〇	七、二四〇	二、二、六
一、四二、〇	二、七五、三	二、六二九	一、一、二	二、二、六
二、四〇、九	四、六六、五	五、三三	四、六九	四、五、四
四八六、九	四、四〇六	四、六九	四、六九	四、五、四
八六九、八	八、五三八	一、三、〇、九	九、五九六	二、〇、〇
二、九三、五	二、三四八	二、四四七	二、四四七	二、〇、〇
一、〇五七	一、〇五七	一、〇五七	一、〇五七	一、〇五七

限府	旭野	河原	水源	迫間
一八〇	七、七	一四六	一、〇〇〇	一、五二八
三三	七、七	一四六	一、〇〇〇	一、五二八
九六〇	一、六五	三、二〇〇	二、〇〇〇	七、九、五
三〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	七、九、五
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇

産地	櫛	梅	桃	梨	柿	柑橘	栗	用林産	用薪炭	竹材	樹皮	竹皮	木炭
隈府	八〇	三八	二八	二五	一三	二五	二〇	三、三〇〇	四、八〇〇	六、七〇〇	一〇	七〇	一、二〇〇
旭野	二、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	六、八〇〇	五〇	一、九八〇	九、七〇〇	四、〇〇〇	六	九〇	三、〇〇〇
河原	二、〇〇〇	三、七〇〇	一、一〇〇	九七〇	一、五八〇	六、三〇〇	二七〇	四、〇〇〇	一、六〇〇	七、五〇〇	一、五〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
水源	一、七〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
龍門	一、〇〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
城北	三、一〇〇	九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
加茂川	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
菊池	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
花房	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
戸崎	四、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
大津	二、七〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇

産地	櫛	梅	桃	梨	柿	柑橘	栗	用林産	用薪炭	竹材	樹皮	竹皮	木炭
瀬田	五、八〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
陣内	五、八〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
津田	五、八〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
原水	五、八〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
護川	五、八〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
平真城	五、八〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	一〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
北合志	二、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
酒志	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
合志	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
西合志	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
田島	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
清泉	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

本郡町村別生絲生產額表

(大正五年度)

110

町村名	器械系	座繰系	玉系	町村名	器械系	座繰系	玉系
限府	七〇〇	三四五	一〇	陣内		二七	二
菊池	三〇〇			原水		一	三
泗水	二七二〇	九五〇	一〇〇	合志		八五	
河原		二五〇	二二三	西志		二四	二二
水原				田島		四〇	
龍門				清野			三〇
迫間		一二二	一五七	旭野			
城北		五	一五〇	花房			
岩北			一八〇	北志			
加茂川		一五	二〇〇	瀬田			
戸崎			六〇〇	津田			
護川		一八	一〇〇	迫間			二
本真城			二〇	計	六四二〇	一五六〇	四七九
大津		〇	五				

大正五年度重要農産物作付反別並收穫調

町村名	年度	農戶數	水反別並收穫量	陸反別並收穫量	畑反別均一平	麥作並收穫量	籾田式反別	桑園反別	養蠶高並反別	煙草反別
限府	四年	二〇三	一九七、一	五〇、三	六、六	三、一	三、九	一、七	一、七	五、三
限府	五年	二〇三	一九七、一	五〇、三	六、六	三、一	三、九	一、七	一、七	五、三
河原	四年	三三四	一七九、九	三三〇、〇	六、九	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	二、〇
河原	五年	三三四	一七九、九	三三〇、〇	六、九	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	二、〇
野村	四年	二四〇	一四九、三	二八、六	一、一	七、七	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
野村	五年	二四〇	一四九、三	二八、六	一、一	七、七	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
水源	四年	四七三	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
水源	五年	四七三	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
龍門	四年	三七八	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
龍門	五年	三七八	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
門村	四年	三七八	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
門村	五年	三七八	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
迫	四年	四六七	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇
迫	五年	四六七	一四九、三	一〇、八	四、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	〇、〇

原	村田津	村內陣	村田瀬	村津大	村誠眞平	村川護	村志
三 七 三	五 五 七	五 五 七	三 五 一	三 五 一	三 一 六	三 二 四	三 二 五
三、五、六	一、九、五、一	三、七、四、六	二、七、三、三	四、六、一、一	九、三、四、〇	八、九、三、三	四、〇、六、〇
九、八、八	九、七、八	一、三、二、三	二、六、六、一	二、五、四、七	一、四、二、九	一、四、二、九	一、四、二、九
一、一、九、〇	四、一、五、〇	二、二、一、九	一、〇、〇、一	一、〇、〇、一	一、一、七、八	一、一、七、八	一、一、七、八
四、七、六	七、四、六	四、五、六	八、六、九	三、九、九	四、五、〇	六、一、一	六、〇、九
六、四、九	五、七、〇	五、二、七	三、六、五、四	四、三、八、三	四、四、六、三	五、〇、〇、三	六、七、七、三
一、六、七	九、六	九、五	一、〇、四	一、三、五	一、一、九	一、一、九	一、一、九
三、二、九、八	四、三、一	四、三、一	四、四、一、九	四、四、一、九	六、八、二、一	七、九、三、三	七、九、三、三
八、八、一、三	一、〇、一、九	三、七、八、五	二、八、一、八	二、八、一、八	二、一、〇	二、一、〇	二、一、〇
六、二、五	四、一、八	五、〇	五、三、三	—	五、八、五	二、八、八	二、八、八
一、八、四	七、六	八、一	一、五、五	一、三	五、九	三、五、〇	三、五、〇
一、六、八	二、六、〇	八、〇	一、六、八	一、六、八	六、三、六	六、三、六	六、三、六
九、七、八	一、一、六、七	三、六、三	二、〇、一	三、二、八	五、七、五	一、七、九	—

合北	村崎戸	村房花	村池菊	村川茂加	村	砦	村北城	村間
二 五 〇	二 七 三	二 五 一	二 二 七	二 一 九	四 四 八	四 四 七	四 〇 〇	三 九 〇
三、六、〇	一、三、八、五	四、〇、九、〇	一、六、六、四	四、四、七、七	三、〇、〇、四	二、九、七、七	二、九、七、七	二、九、七、七
一、四、四、〇	一、六、四、四	一、八、五、二	一、三、三、三	一、三、三、三	二、七、二、二	二、七、二、二	二、七、二、二	二、七、二、二
一、一、九、〇	二、四、七、七	二、四、七、七	二、四、七、七	二、四、七、七	二、四、七、七	二、四、七、七	二、四、七、七	二、四、七、七
四、七、六	一、〇、八、九	一、一、八、〇	一、一、八、〇	一、一、八、〇	六、〇、五、五	六、〇、五、五	六、〇、五、五	六、〇、五、五
三、八、九、〇	二、二、三、三	二、二、三、三	二、二、三、三	二、二、三、三	八、九、〇、〇	八、九、〇、〇	八、九、〇、〇	八、九、〇、〇
一、五、三	七、八	八、五	一、三、三	一、三、三	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
四、五、九、五	三、九、九、九	三、九、九、九	三、九、九、九	三、九、九、九	四、七、三、三	四、七、三、三	四、七、三、三	四、七、三、三
一、八、八、八	一、四、一、〇	一、四、一、〇	一、四、一、〇	一、四、一、〇	一、四、一、〇	一、四、一、〇	一、四、一、〇	一、四、一、〇
五、四	二、五、三	〇、一、〇	五、〇、〇	五、〇、〇	七、一、七	七、一、七	七、一、七	七、一、七
五、二、四	六、〇、七	六、〇、七	六、〇、七	六、〇、七	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇	六、〇、〇
三、七、七	九、四、五	七、四、〇	七、四、〇	七、四、〇	一、〇、一、一	一、〇、一、一	一、〇、一、一	一、〇、一、一
—	八、〇	—	—	—	二、七、三	二、七、三	二、七、三	二、七、三

計合	村水		村志合		村水泗		村志合西		村島田		村泉清	
	五年	四年	五年	四年	五年	四年	五年	四年	五年	四年	五年	四年
三八〇	一五五、一	三、四七〇	六三六	一、六三三	六四一	一、六八四	八四四	三、七七五	八四四	九、八五四	七一一	七一二
一〇、三三六	三、四七〇	九、一五五	一、六三三	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
	三、四七〇	九、一五五	一、六三三	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
	三、四七〇	九、一五五	一、六三三	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
	三、四七〇	九、一五五	一、六三三	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
	三、四七〇	九、一五五	一、六三三	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
	三、四七〇	九、一五五	一、六三三	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇

第六章 交通

本郡内の道路には熊本市薬園町より起り隈府町を経て大分縣日田町に通ずる日田街道あり。又熊本市北千反畑町を起點とし大津町を貫き大分市に達する豊後街道ありて所謂郡内の大動脈となりこれより分岐せる幾多の縣道補助道ありて熊本、植木、山鹿、阿蘇及び日田、大分、宮崎等四隣の要地と聯絡し貨物の運搬年々倍加し人畜の往來漸次繁劇となり日進月歩の盛況を致せり。加之里道も輓近民力の限度を盡して之が更正を圖り開墾修理に就事せしかば山間の僻地にも車輪の軋音を耳にするに至れり。

一、道 路

名稱	種別	延長	起點	終點	經過地名
日田街道	縣道	一〇、〇二、三三三	熊本市薬園町 (豊後街道)	大分縣界	西合志、泗水、花房、菊池、隈府、追間、水瀨
豊後街道	同	一五、一四、〇八	熊本市南千反畑町	大分縣界	津田、原水、大津
宮崎街道	同	一一、一九、五二	菊池郡瀬田村 (豊後街道)	宮崎縣界	瀬田
御船街道	同	七、二〇、二二	菊池郡大津町 (豊後街道)	上益城郡白旗村	大津、陣内
隈府街道	同	三、二二、二四	大津町 (豊後街道)	隈府町 (日田街道)	大津、平眞城、藤川、北合志、戸崎、菊池、隈府

來民街道 同	三、一三、四八	山鹿町 (第十一號國道)	隈府町	岩、菊池、隈府
菊池街道 同	二、〇八、一五	菊池郡菊池村 (來民街道)	(菊池郡役所前)	菊池、加茂川、清泉
城北往還 補助道	二、〇六、〇〇	隈府町大字隈府 (來民街道)	鹿本郡内田村 (第十一號國道)	隈府、城北
稻田往還 同	〇、一二、〇〇	城北村大字松尾 (城北往還)	城北村大字木野 (鹿本郡稻田村)	城北
斑蛇口 同	三、一〇、〇〇	隈府町	大分縣界	隈府、追間、龍門
原往還 同	四、〇〇、〇〇	(菊池郡役所前)	(日田郡上津江村)	隈府、河原、水源
大津往還 同		隈府町井手端 (日田街道)	阿蘇郡南小國村 (小國往還)	隈府、河原、旭野
植木往還 同	三、二八、〇〇	隈府町正觀寺 (原往還)	大津町	北合志、護川、大津
陣内往還 同	三、〇五、〇〇	原水村 (豐後街道)	植木町 (第十一號國道)	原水、合志、西合志
山西往還 同	〇、一二、〇〇	飽託郡龍田村弓削 (豐後街道)	瀨田村大字瀨田 (豐後街道)	陣内
錦野往還 同	〇、〇三、〇〇	陣内村 (御船街道)	阿蘇郡久木野村 (御所往還)	瀨田
森往還 同	〇、三二、〇〇	瀨田村 (陣内往還)	阿蘇郡山西村大字 (山西往還)	瀨田
供合往還 同		大津町大字引水 (豐後街道)	瀨田村 (陣内往還)	大津、陣内
竹迫往還 同	三、〇〇、〇〇	飽託郡黒髮村 (豐後往還)	瀨田村大字住吉 (隈府往還)	西合志、泗水、合志
泗水往還 同	三、一二、〇〇	同村 (日田街道)	鹿本郡吉松村 (菊池往還)	北合志、泗水、田島

田島往還 同	〇、〇七、〇〇	植木町 (第十一號國道)	田島村大字南田島 (維持往還)	田島
維持往還 同	三、二五、〇〇	西合志村須屋 (日田往還)	鹿本郡岳間村維持	西合志、田島、清 泉、加茂川、岩、
河原道 里道	〇、三〇、〇〇	河原村中原	水源村四十分	河原、水源
本分道 同		隈府町切明	城北村本分	隈府、城北
今村道 同	〇、二一、〇〇	隈府町正觀寺	戶崎村森北	隈府、戶崎
赤星道 同	〇、二五、〇〇	花房村木柑子	戶崎村今	花房、戶崎
西寺道 同		隈府町北原	加茂川村水次橋	隈府、菊池、加茂川
砂田道 同	〇、二〇、〇〇	菊池村	加茂川西郷	加茂川
小木道 同	一、一八、〇〇	迫間村豐間	龍門村寺小野	迫間、龍門
邊田道 同	〇、二六、〇〇	岩村邊田	菊池村神來	岩、菊池
清水道 同	一、〇五、〇〇	岩村邊田	西線清泉村	岩、加茂川、清泉
旭野道 同	〇、一八、〇〇	旭野村伊萩	南線菊池村	菊池
九峰道 同	一、二一、〇〇	葉房村出田	同村若木	旭野、北合志
鐘掛松道 同	〇、一四、〇〇	城北村種方	旭野村若木	戶崎、旭野、河原
瀬戸口道 同	〇、二一、〇〇	岩村瀬戸口	同村龍德	城北
			城北村黒蛭	岩、城北

虎口道	同	一、一八、〇〇	迫間村豊間	龍門村虎口	二八
大平道	同	一、〇〇、〇〇	迫間役場下	同村篠倉	迫間、龍門
森北道	同	〇、二八、〇〇	河原村日向	戸崎村上古閑	迫間
横町道	同	〇、〇五、〇〇	限府上廣丁	同町横町	河原、戸崎
花見丁道	同	〇、〇五、〇〇	限府上町	同正院町	限府
阿佐古道	同		城北村合瀬川	同村阿佐古	限府
萬太良道	同		戸崎村赤星	泗水村住吉	城北
旭丁道	同		限府横町	同花見丁	戸崎
大六町道	同		限府中町	同井手端	限府
中通丁道	同		限府中町	同井手端	限府
袈裟尾道	同		限府袈裟尾	同井手端	限府
稗方道	同	〇、一〇、〇〇	城北村稗方	城北一寸榎	限府城北
宮原道	同	〇、一二、〇〇	同村池永	同村上古閑	城北
酒造野道	同	〇、二一、〇〇	城北大林	鹿本郡界	城北
木山道	同	〇、一五、〇〇	同村矢倉	同村桐割	同
				同村横枕	同

龍鼻道	同		同村宮前	同村龍鼻	同
米原道	同	〇、一五、〇〇	同鐘樹松	同字太原	同
中之瀬道	同	一、一五、〇〇	同稗方	龍門村虎口	城北、迫間、龍門
下古閑道	同	〇、一五、〇〇	龍門村下古閑	迫間村角田	龍門、迫間
白木道	同	〇、二五、〇〇	迫間村金額	龍門村小楠野	龍門
八幡道	同	〇、一八、〇〇	龍門村雪野	迫間村牧原	同
雪野道	同		龍門村雪野	同村北向	同
鳳儀道	同	一、〇〇、〇〇	同村中山	大分縣界	同
金峰道	同	〇、一八、〇〇	迫間村重味	同村金峰	迫間
馬見野道	同	一、一八、〇〇	同重味	同馬見野	同
伊倉道	同	一、〇〇、〇〇	同上	同木佐木	同
戸豐水道	同	〇、二五、〇〇	同豊間	同戸豐水	同
市之瀬道	同		同市之瀬	同七坪	同
柏道	同	一、〇〇、〇〇	水源村立門	同村柏	水源
戸城道	同	〇、二八、〇〇	同原	同戸城	同

四丁分道	同	一、〇〇、〇〇	河原村藤田	水源村四丁分	河原水源
辨利道	同	〇、三〇、〇〇	同村中原	旭野村笹熊	河原旭野
圓通寺道	同	〇、一二、〇〇	旭野村姫井	同村九ノ峰	旭野
出田道	同	〇、一〇、〇〇	花房村出田	泗水村富納	花房泗水
堀切道	同		城北村堀切	同村龍徳	城北
長田道	同	〇、二五、〇〇	菊池村長田	同村西寺	菊池
南古閑道	同	〇、一八、〇〇	菊池村北古閑	加茂川村宮園	加茂川、菊池
辻道	同		加茂川村間所	菊池村西寺	加茂川、菊池
野間口道	同		菊池村野間口	岡村上西寺	菊池
菰入道	同		加茂川村高島	同村菰入	加茂川
新古閑道	同	〇、三〇、〇〇	菊池村野間口	清泉村	菊池、加茂川、花房
日明道	同	〇、一〇、〇〇	加茂川村間所	同村新古閑	加茂川
加惠道	同	〇、〇六、〇〇	同村高島	同村加惠	同
五海道	同		加茂川村五海	同村女塚	同
新五海道	同		同五海	同高島	同

間所道	同	〇、一五、〇〇	同蟹穴	同出水小屋	同
木佐木道	同	〇、二五、〇〇	水源村原	追間村木佐木	水源
片角道	同	〇、〇六、〇〇	菊池村北宮	隈府町亘	菊池、隈府
築地道	同		隈府町築地	追間村大平	隈府追間
平山道	同	〇、一八、〇〇	水源村四丁分	同平山	水源
迫谷道	同	〇、二〇、〇〇	同中園	同原	同
塚原道	同		旭野村九ノ峰	水源村土取	旭野、水源
木庭道	同	〇、二六、〇〇	河原村藤田	同木庭	河原
中原道	同		同中原	戸崎村今	河原、戸崎
高瀬道	同	〇、〇九、〇〇	西合志弘生	同村御代志	西合志
泗水道	同	〇、三〇、〇〇	泗水村飛隈	同村豊水	泗水
田島道	同	〇、三〇、〇〇	合志村鹿水	鹿本郡山東村	合志、西合志、田島
千田道	同		河原村下河原	水源村原	河原水源
山鹿道	同	二、二八、〇〇	合志村竹迫	鹿本郡中富村	合志、泗水、清泉
來民道	同	一、〇四、〇〇	西合志村上生	清泉村小野崎	西合志、田島、清泉

橋名	架設地名	長	幅	橋材	架設位置
熊本道同	一、〇六、〇〇	合志村平島	泗水村住吉	三二	合志、泗水
二子道同	〇、一〇、〇〇	同村原口	同村二子	合志	
須屋道同	〇、一二、〇〇	西合志黒石	飽託麻生田	西合志	
別田島道同	〇、一三、〇〇	西合志村弘生	泗水村高江出分	西合志、泗水	
清泉道同	〇、一三、〇〇	清泉村龜尾	同村岩瀬	清泉	
深葉道林道	二、一三、〇五	水源村大字原字永	阿蘇郡内牧町大字	工費 一〇、〇六七、四三六	
市成道同	一、五二、〇〇	山迫間村大字重味字	西湯浦字深葉	同 一五、五五、五二〇	
圃道同	一、三〇、〇〇	城北小學校	城北村大字阿佐古	同 二、五〇、〇〇〇	
臺	橋 菊池郡岩村、鹿本郡中富村界	三六、二	二、五	木	木野川筋
赤瀬	橋 菊池郡瀬田村、阿蘇郡長陽村界	二〇、〇	二、〇	鐵	黒川筋
上村	橋 菊池郡津田村、上益城郡白水村	二八、五	二、〇	木	白川筋
菊池川	橋 菊池郡花房村	三六、五	二、四	木	菊池川筋
水次	橋 菊池郡岩村	二六、五	三、三	木	迫間川筋

菊池川	橋 菊池郡菊池村、同戸崎村界	三五、二	二、二	木	菊池川筋
合志川	橋 菊池郡泗水村	六〇、六	二、四	木	合志川筋
高山	橋 菊池郡加茂川村、清泉村々界	六〇、三	二、三	木	菊池川筋 (以上縣道筋)
永山	橋 菊池郡水源村	一六、〇	二、〇	石	菊池川筋
細永	橋 菊池郡水源村	三五、〇	一、五	木	菊池川筋
木庭	橋 菊池郡河原村	二一、〇	二、五	木	菊池川筋
藤輪	橋 菊池郡河原村	二一、〇	三、〇	木	菊池川筋
今村	橋 菊池郡戸崎村	五〇、〇	二、〇	木	菊池川筋
伊萩	橋 菊池郡北合志村	二〇、〇	二、〇	木	合志川筋
凱旋	橋 菊池郡北合志村	二一、〇	二、〇	木	合志川筋
飛隈	橋 菊池郡泗水村	一三、〇	二、五	木	合志川筋
住吉	橋 菊池郡泗水村	三四、〇	一、五	木	合志川筋
田島	橋 菊池郡田島村	二三、五	二、〇	木	合志川筋
龍門	橋 菊池郡龍門村	一一、五	一、一五	石	迫間川筋
迫間	橋 菊池郡迫間村	二五、〇	二、〇	石	迫間川筋

上村橋	菊池郡限府町	一二、五	一、五	木	追間川筋
玉祥寺橋	菊池郡限府町	一九、〇	二、〇	木	追間川筋
袈裟尾橋	菊池郡限府町	二〇、〇	二、〇	木	追間川筋
虎口橋	菊池郡龍門村	一三、〇	一、五	木	追間川筋
藤田石橋	菊池郡河原村	五二、〇	二、〇	石	追間川筋

三、鐵路

鐵路には限府町より起り熊本市の北部を貫き九州鐵道上熊本驛に達する菊池軌道ありて旅客物貨の輸送に便し、又熊本驛を起點とせる豊肥線は未だ全部の開通を見ざるも熊本宮地間を運轉して大津方面の交通輸送を敏活ならしめ又目下計劃中なる東肥鐵道の山鹿方面より限府を経て大津に通ずるを得ば郡内の交通は一層の發達をなして地方を啓沃する所蓋亦偉大なるべし。因に豊肥鐵道は熊本立野間二〇哩にして菊池軌道は限府池田間一六哩四なり。

四、郵便局

郡内に於ける郵便局の配置を述べれば北部地方に限府、河原、間所の三局あり、東部地方に大津、陣内、立野の三局あり、西部地方に豊水、竹迫の二局ありて全部を通じ郵便函數九十個なり、中に電信の取扱をなすものは限府、豊水、大津、立野の四局にして電話は限府大津の二局なり。

第七章 水利

一、菊池川筋井手

古川井手 文化九年平野大柿の庄屋五島五郎左衛門、平野村の零落を救濟せん爲、古川井手開鑿を藩主細川侯に出願し同十年五月認可を得て同年秋より工事を起し二階堂喜左衛門と共に事を謀り追間村の東端古川區字泉水より起工大字重味の中央を貫き字牧原より分岐し一は大平井手となり一は大字豊間の一部なる戸豊水、太田の井手となる、其灌溉全村の三分の二以上を占む、此工事三年の星霜を経て工費總額貳拾五貫匁餘に上り同十三年の春に至りて竣工せり、茲に於て數十町歩の新田を開墾し民福の基礎立ち數村恩恵に浴す、特に平野大柿の兩村は永く食水の利を得て戸口繁榮するに至れり。されば大平村民は五島翁の恩澤を思ひて井手祭をなし且つ明治三十年三月字牧原に記念碑を建設し以て翁の功勞を後世に傳ふる事となせり、此の井手の灌水段別百六十餘町歩にして大正四年追間村古川井手普通水利組合を設け菊池郡長を以て組合管理者とし議員十二名を置けり。此の古川井手は菊池川の上流第一に位置するも其の起工は原井手の開鑿九十餘年後なれば當時原井手掛との約定としては菊池川の本流に堰を設けず流れ込みの井手として交渉纏りたるものなり。然れども早魃の際には堰をなして井手に注ぐを以て川下の水量を減ずること著しきに依り開鑿當時

の約束履行を迫りて堰落しをなさしむることあり、時々紛擾を見ることありしかば此の問題解決の
一方便として兵藤井手開鑿を企てたり。

豊後國津江郡兵藤山の谷川を堰き岩石を割り隧道を鑿ちて井手を通じ其の水を引きて菊池川に注
き古川井手の水量を補充すること、し平野大柿戸豊水等の飲料水或は水田の助けと爲すといふ理由
を以て古川井手問題を解決せり、これ即ち兵藤井手にして文政十年九月起工し天保四年六月に至り
て竣成せる難工事なり、文久元年碑を戸豊水村の一高地に建て開鑿に従事せし氏名を刻して其の功
勞を表彰し併せて後世下流村民故障の證とする爲其の大要を録し水分神と崇め之を祭る、俗に井手
明神と云ふものこれなり。

水分神碑文

此井手文政十年九月豊後國津江郡兵藤山の谷間より岩を穿ち谷を通じ谷川の水をせき入れて菊池川に流し又古川井手に分流し
て此の戸豊水平野の飲料水或は水田の助けとして其の余り水もて新態を作る事を細川公にれぎ奉り御許を蒙り天保四年六月に
なん事を終りぬ。

文久元年八月廿日建之

時の庄屋 平山 八左衛門
御惣庄屋 石淵 七郎右衛門
維時御郡代齋藤三郎殿
頭百姓 善九郎
文助

五島五郎左衛門翁碑文

菊池郡河原村大字下河原に五島五郎左衛門といふ翁あり。父を與左衛門といふて翁は其二男なり。三歳の春實母身まかりて、
其後同郡四町分村なる叔母智立藏といふ者に養育せられ、九歳の春より日置通雄といふ人につきて讀書習字を學び、又文學を
造江字内に學べり、傍ら小代平之允直安に従ひて和歌をよめり、十五歳にして河原會所の見習となり、寛政四年閏二月河原會
所詰役を命ぜられ、同八年二月下代役に昇れり。文化二年より菊池郡内にかざる上畝物在立方を命ぜられ、同三年八月菊池郡
上畝物開作よく行届き役儀出精の功により御惣庄屋自觸井に苗字を許され五島と名のりぬ、同五年閏六月平野大柿庄屋兼勤を
命ぜられ同八年二月小代平之允のすゝめによりて東迫間村簡助といふもの、智養子となれり。同九年平野村の零落に及べる事
を嘆き、救済の爲め古川井手開鑿を區劃設計して藩主細川侯に出願す、同十年二月河原會所手傳役に昇進し、同年五月開鑿工
事の認許を得て秋に及びて工事を起し、二階堂喜左衛門と共に事を謀りて、伊倉の内古川村字泉水より開鑿に着手し、生味村、
伊倉村、茂藤里村、平野村、大柿村に至りぬ。此總開鑿千九百〇六間、此の内鑿貫八ヶ所、此間數四百五拾五間の間大石を割
り除き土手平に盛り上げなどしたる間數二百拾五間、此の事に使役せし夫數一萬八千三百六十三人、又費用の總高貳拾五貫七
百三十目八分也、此工事三年の星霜を経て同十三年の春に至りて、功呈し成就せり文化十二年十一月病によりて手傳役を被
解同十三年六月多年の役儀右の如く出精勉強して所々に新井手立方設計なし、上畝物開作出來其功不渺、殊に平野村は特別零
落の處井手立方の方法を以て救済せし事過分の出精なる旨にて御郡代自觸を命ぜられ、同十四年一月赤星村庄屋に轉任す。文
政四年二月同村庄屋を解爲解、直ちに河原會所手傳役兼勤、並に輪足村、築地村庄屋を命ぜられ、同年二月十八日卒す、行年
五十有七、翁弱冠より工事に執掌して、勤勉怠らず、克く大業を興して、一々其功をなし、數個の新田を開鑿して、民福の基
礎を立て、數村恩澤にうるほひて其功業を傳播せり。殊に平野、大柿兩村の如きは飲水の永利を得て、入調繁榮の策を傳ふる
は、村民舉りて感嘆して、其恵みなく仰きてやまず、又世人も傳へて美談とする所なり、然れども事去り時うつりかゝる事
業をいとめる翁の功德とこの事に従ひて子孫の開きたる人々の事績のうすれゆかんなげきて、其工事の概略を記して千

載不朽に傳へしめむ。

明治三十年三月建之

中尾 五百樹 識

大平村 中

(大正四年十一月十七日 熊本縣指令地第三五三號許可)

古川兵戸井手普通水利組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ古川兵戸井手普通水利組合ト稱ス

第二條 本組合ハ追箇村龍門村ノ田地灌溉ニ要スル古川井手ヲ修築保存スルヲ以テ目的トシ又附帶事業トシテ兵戸井手ヲ修築スルモノトス

第三條 本組合ノ關係區域ハ別冊圖書ノ如シ

第二章 組合會ノ組織及選舉

第四條 組合會議員ノ定數ハ十二名トシ選舉區及其區域並ニ各選舉區ヨリ選出スル議員ノ數ヲ左ノ如ク定ム

第一區 追箇村大字大平 議員三名

第二區 全村大字豊間 全 三名

第三區 全村大字重味 全 五名

第四區 龍門村大字雪野 全 一名

第五條 組合員ニシテ滿二十五年以上ノ男子區域内ニ於テ土地反別五畝歩以上選舉期日前滿一ケ年以上所有スルモノハ選舉權ヲ有ス

但禁治產者準禁治產者ハ此限ニアラズ

第六條 但禁治產者準禁治產者ハ此限ニアラズ 第六條 選舉權ヲ有スルモノハ其土地ニ村キ被相続人ノ所有シタル年限ヲ通算ス

共有者其共有ノ土地ニ付前二項ニ該當スルトキハ總代人一人ヲシテ選舉權ヲ有セシム

第六條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得ザルモノハ選舉權ヲ有セス

第七條 選舉權ヲ有スルモノハ住所地方ノ町村大字ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム區域町村大字内ニ住所ナキ者ハ所有土地ノ所在ニヨリ若シ所有ノ土地ニシテ數選舉區ニ涉ル場合ハ其反別ノ最モ多キ所ニ依リ其之ニ依リ難キ場合ニハ本人ノ申出ニ依リ之ヲ定ム

第七條 選舉權ヲ有スルモノ租稅滯納處分中ハ其ノ選舉權ヲ停止ス家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタル日ヨリ復權ノ決定確定スル迄又禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受ルコトナキニ至ル迄又同シ

第八條 海陸軍ノ現役ニ服スル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス現役以外ノ兵役ニ在ルモノニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ又同シ

第八條 組合員ニシテ區域内ニ於テ所有スル土地ノ反別選舉權ヲ有スルモノ、最多ク所有スルモノ三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ第五條第一項ノ要件ニ當ラズト雖モ選舉權ヲ有ス

但第五條第四項及前條ノ場合ニ當ルモノハ此限ニアラズ 帝國法律ニヨリ設立シタル法人ニシテ前項ノ場合ニ當ルトキ又同シ

第九條 選舉權ヲ有スル組合員ハ被選舉權ヲ有ス 但前條及第五條第三項ニ該當スルモノハ此限ニアラズ

左ニ掲グルモノハ被選舉權ヲ有セズ其之ヲ罷メタル後一ケ月ヲ經過セサルモノ又同シ

- 一 所屬縣郡ノ官吏及有給吏員
- 二 本組合ノ有給吏員
- 三 檢事警察官吏及收稅官吏
- 四 神職僧侶其他ノ諸宗教師

五 小學校教員

組合ニ對シ工事ノ請負物件勞力其他供給契約ヲナシ若クハ組合ノ爲メ金錢出納ノ取扱ヲナスモノ又ハ同一ノ行爲ヲナス法人ノ役員ハ被選舉ヲ有セス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ組合會議員タルコトヲ得ス

其同時ニ選舉セラレタルトキハ得票ノ數ニヨリ其多キ者一人ヲ當選トシ若シ同數ナルトキハ年長者ヲ當選トス其時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員トナリタル後前項ノ縁故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其職ヲ失フ

管理者又ハ其代理者トノ間ニ父子兄弟タルノ縁故アルモノハ之ト同時ニ組合會議員タルコトヲ得ス若シ議員トノ間ニ其縁故アルモノノ管理者ニ指定セラレ又ハ其代理者トナリタルトキハ其縁故アル議員ハ其職ヲ失フ

第十條 組合會議員ノ任期ハ四ヶ年トシ連選ノ第一日ヨリ之ヲ計算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲メ解任ヲ要スル者アルトキ異動ヲ生シタル選舉區ヨリ選出セラレタル者ニ付管理者抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但該選舉區ヨリ選出セラレタル議員ニ缺員アルトキハ其缺員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲メ新タニ選舉セラレタル議員ハ次ノ總選舉迄在任ス

第十一條 組合會議員中缺員ヲ生シ其缺員議員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ監督官廳ノ命令アリタルトキ又ハ管理者若クハ組合會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補缺選舉ヲ行フヘシ

補缺議員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

補缺議員ハ前任者ノ選舉セラレタル選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

第十二條 管理者ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其日ノ現在ニ依リ選舉區毎ニ選舉人ノ資格ヲ記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ

管理者ハ其選舉期日前三十日ヲ期トシ其日ヨリ七日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄指定ノ場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縦覽ニ供スヘシ若シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縦覽期間内ニ之レヲ管理者ニ申立ツルコトヲ得此場合ニ於テハ管理會ハ縦覽ノ限得三日以内ニ組合會ノ決定ニ付スヘシ組合會ハ其送付ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ管理者ハ其確定期日前ニ修正ヲ加フヘシ

選舉人名簿ハ選舉期日ノ前三日ヲ以テ確定ス

本條ニ依リ確定シタル名簿ハ其ノ確定シタル日ヨリ一年以内ニ於テ行フ選舉ニ之レヲ用ウ

確定名簿ニ登錄セラレサル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス確定名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ有セサルトキ亦同シ但名簿ハ之ヲ修正スル限ニアラス

異議ノ決定アリタルニ依リ名簿無効ト爲リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其名簿ノ調製縦覽修正及確定ニ關スル期日及期限等管理者ノ定ムル處ニ依リ天災地變等ニ依リ名簿喪失シタルトキ亦同シ

選舉人名簿調製後ニ於テ選舉ノ期日ヲ變更スルコトアルモ其名簿ヲ用ヒ縦覽修正及確定ニ關スル期日等ハ前選舉期日ニ依リ之レヲ算定ス

第十三條 選舉ヲ行フ時ハ管理者ハ選舉ノ日ヨリ少クトモ七日前ニ各選舉區ニ於ケル選舉會場投票ノ日時及選舉スベキ議員數ヲ告示スヘシ各選舉區ノ選舉ハ同時ニ之ヲ行フヘシ

第十四條 各選舉區ニ於ケル選舉會場ハ管理者ノ求メニ依リ村長又ハ其代理者選舉長トナリ選舉會場ヲ閉閉シ會場ノ取締ニ任ス

管理者ハ選舉區毎ニ臨時ニ選舉人中ヨリ二名乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ

第十五條 選舉人ノ外選舉會場ニ入ルコトヲ得ス

但シ選舉會場ノ事務ニ從事スルモノ選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此限ニ在ラス

選舉會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若クハ喧擾ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若クハ勸誘ヲ爲シ其他選舉會場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ選舉長ハ之レヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ會場外ニ退出セシムヘシ

前項ニ依リ選舉會場外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選舉會場閉鎖後ハ此限リニ在ラス

第十六條 選舉ハ投票ニ依リ之レヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ當日投票時間内ニ自ラ選挙会場ニ至リ選挙人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ
投票時間内ニ選挙会場ニ入タル選挙人ハ其時間ヲ過グルモ投票チナスコトヲ得
選挙人ハ選挙会場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ
投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス
自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサルモノハ抗票チ爲スコトヲ得ス
投票用紙ハ管理者ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ選挙人名簿ノ調製後選挙人ノ所屬選挙区ニ異動チ生スルコトアルモ
其選挙人ハ別所屬ノ選挙区ニ於テ投票チ行フヘシ

第十七條 増員選挙補缺選挙ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選挙チ以テ合併シテ之チ行フ
第十八條 第八條第一項及第二項ニヨリ選挙権チ有スル者ハ代人チ出シテ選挙チ行フコトヲ得
但シ滿二十五歳以上ノ男子ニ非サル者禁治産者ル準禁治産者ハ必ス代人チ以テスヘシ

代人ハ帝國臣民ニシテ滿二十五歳以上ノ男子ニ限ル
第五條第四項及第七條ニ當ル者ハ代人タルコトヲ得ス又一人ニシテ數人ノ代理チ爲スコトヲ得ス
代人ハ委任狀其他代理ヲ證スル書面ヲ選挙長ニ示スヘシ第五條第三項ノ總代人モ亦此ノ例ニヨル

第十九條 左ノ投票ハ之チ無効トス
一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
二、現ニ組合會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタル者
三、一票中二人以上ノ被選挙人チ記載シタル者
四、被選挙人ノ何人タルチ確認シ難キモノ
五、被選挙権チ有キ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六、被選挙人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ
但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 投票ノ拒否及効力ハ選挙立會人ノ議決ス可否同數ナルトキハ選挙長之チ決スヘシ
選挙分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其選挙立會人ノ議決ス可否同數ナルトキハ分會掛長之チ決スヘシ

第二十一條 組合會議員ノ選挙ハ有効投票ノ最多數チ得タル者チ以テ當選者トス但シ其ノ選挙スヘキ議員數チ以テ選挙人名簿ニ登録
セラレタル人員數チ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
前項ニ依リ當選者チ定ムルニ當リ得票數ノ同シキトキハ年長者チ取り年齡同シキ時ハ選挙長抽籤シテ之チ定ム

第二十二條 選挙長又ハ分會掛長ハ選挙録チ製シテ選挙ノ願末チ記載シ選挙チ終リタル後之チ朗讀シ選挙立會人二人以上ト共ニ之ニ
署名スヘシ

選挙録ハ投票選挙人名簿其他ノ關係書類ト共ニ選挙及當選ノ効力確定ニ至ル迄之チ保存スヘシ
第二十三條 選挙チ終リタルトキハ選挙長ハ直チニ當選者ニ當選ノ旨チ告知シ同時ニ選挙録チ添ヘ當選者ノ住所氏名チ管理者ニ報告
スヘシ

當選者ハ當選ノ告知チ受ケタル日ヨリ五日以内ニ其當選チ承諾スルヤ否ヤチ管理者ニ申立ツヘシ
一人ニシテ數選挙区ノ選挙ニ當リタルトキハ最終ニ當選ノ告知チ受ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ選挙ニ應ス、キカチ管理者
ニ申立ツヘシ其期間内ニ之チ申立サルモノハ總テ其ノ當選チ辭シタルモノト看做ス

第二十四條 組合會議員ノ當選チ辭シタルモノアルトキハ管理者ハ直チニ之チ補フヘキ當選者チ定ムヘシ此場合ハ第二十一條ノ規定チ
準用ス

第二十五條 當選無効ト確定シタルトキハ管理者ハ直チニ第二十一條ノ例ニ依リ更ニ當選者チ定ムヘシ
第二十六條 選挙無効ト確定シタルトキハ更ニ選挙チ行フヘシ

議員ノ定數ニ足ル當選者チ得ル能ハサルトキハ其不足ノ員數ニ付更ニ選挙チ行フヘシ此場合ニ於テハ第二十一條第一項但書ノ

規定ヲ適用セス

第三章 組合吏員ノ組織及選任

第廿七條 本組合ニ常設委員暨名工事調査委員五名ヲ置キ組合員中被選舉權ヲ有スル者ニ就キ管理者ノ推薦ニ依リ組合會之ヲ選任ス

第廿八條 委員ニシテ其資格ノ要件ヲ喪失スル時ハ其職ヲ失フ

第廿九條 常設委員及工事調査委員ノ任期ハ四年トス

第三十條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フヘシ

補缺委員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス但常設委員ニ關シテハ此限ニアラス

第卅一條 本組合ニ左ノ有給吏員ヲ置ク

一 書記 一名

二 井手取締 二名

第四章 事業

第卅二條 本組合ニ於テ修理保存スヘキ事業左ノ如シ

古川井手及兵戸井手

第卅三條 用水井手筋ニ於テ從來ノ慣行ニ依リ分水樋口ノ構又面直ハ將來變更スル事ヲ得ス

第卅四條 灌溉用水分配、配水、方法ハ從來ノ慣行ニ依ル

第五章 組合費及夫役現品ノ賦課

第卅五條 本組合ハ其必要ニ依リ夫役及現品ヲ組合員ノ全部又ハ一部ニ賦課スルコトヲ得

夫役及現品ハ組合費賦課額ヲ準率トナシ且ツ之レヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ課セラレタルモノハ其便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得又夫役及現品ハ金額ヲ以テ之ニ代

フルコトヲ得

第二項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス

第卅六條 夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金額ヲ納メサルトキハ管理者ハ期限ヲ指

定シテ督促スヘシ其ノ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

第卅七條 水利組合法第五十四條ニ依リ區域内ノ市町村ニ於テ管理者ノ求ニ依リ組合費其他ノ收入ノ賦課徴收ヲ爲ストキハ之ニ對

シテ徴收金ノ百分ノ二ヲ其町村ニ交付スヘシ

東、迫、耕、地、整、理、井、手

迫間村大字重味字古川に於て井手口を設く、大正四五の兩年に亘り開鑿せるものにして同上大字重味區内古川、木佐木、瀧の水田二十餘町歩を灌溉す。

原、井、手

水源村大字原字大場なる菊池川に堰を設け水路を通じたるもの之を原井手と稱す。元祿十一年寅二月工を始め同十四年巳五月成就せり、舊記に據れば井手の長さ六千六十三間井手口積所横三十一間竪九間原村の下堀切道浚所三千三百九間なり、御積方御役人志水清右衛門、米村傳藏野尻仁右衛門、御郡代塚本彌次兵衛、御惣庄屋河原左衛門なり。此の井手水源村河原村の水田を養ふ。

築、地、井、手

隈府町の東端字築地より菊池川を分水したる溝渠を築地井手と稱す、加藤清正の開鑿に係るといふ。此の井手の灌溉區域は隈府町菊池村の一部なり近年有志相謀りて正觀寺の東端三又路の畦に地を卜し記念碑を建つ、碑文は澁江公木翁の撰なり、左の如し。

築地井手築工記念碑

菊池郡築地之渠、係肥州加藤公之築工、公每旦辟食裏糧、從數騎自熊城疾驅、味爽敲邑長門、率之至場爲常、邑長倘在、則使家人一伴對曰、業已往場、竊取徑路、先至、民丁亦負畚耜而走、其黽勉從事如此、故奏功尤速云、是水之所灌漑、乃築地、輪足、正觀寺、北原、片角、北宮、深川、西寺、野間口、神來、立石、大琳寺、隈府、二邑十二村、養其稻田、凡數千百町、頗增多額收穫、爾來村富家賑、使後人蒙其利澤者、延及于永遠也、是以後世衆庶不能忘其恩賚、茲建紀念之標、以傳于不朽矣、

於戲、公武勇絕倫、其戰略軍功三尺之童、今猶口之、然至其治國經綸、則多人之所不能窺知者、治水一班亦可觀全豹矣、蓋公之治水也、順水之性、防害于未然、流澤于千歲、或後人小改之、則忽生大害、其水利之精審、實出人智之表矣、公築工之日、所用之器物、今猶存焉、當時邑長之裔孫西覺寺僧高千穂某、輪足村農民山中某、累世相傳、殆存甘棠之遺愛、公之惠民勵治、可以想像矣、惜哉其工事歲月史乘逸之、莫得而詳焉、僅錄口碑之所傳者、不亦遺憾乎、

明治廿九年四月

藤田井手

河原村大字木庭木庭橋の下に堰を設け渠口を穿ちて水道を通じ一帯を潤せしめて之を

下し俗稱カヅラ碓にて藤田井手に導く、此の井手大字藤田に於ける一部の水田を養ひ其の餘水は河原川に注流して今村井手の水勢を増す。

赤星井手 戸崎村大字今に堰を設けて井手口に導き入る、此の井手は加藤侯の代に開墾せしものにて庄屋は赤星又十郎の時なり、此の灌水區域は赤星出田の二大字なり。

菊池井手 菊池村大字北宮長淵の禁漁場の限界をなせるものを菊池碓としこゝに井手口を設く、灌漑地域は菊池村の内深川西寺長田及び加茂川村の内新古閑甲佐町五海等なり。

夜間井手 菊池村大字深川に堰して井手口を開く、一に之を廣瀬古閑井手とも云ふ、此の井手水田を養ふ所菊池村の内長田及び加茂川村の一部宮園なり。此の井手は菊池氏の頃よりありしと云ひ傳ふ。

菰入新田井手 清泉村大字龜尾字岩瀬に於て菊池川より分水し同地の東北側を流れ加茂川村大字菰入に入る、弘化三年板井菰入二部落の協議により成ると云ふ。而も板井に灌漑すべき水田なし故に菰入より徳米を納るゝの約定なりといふ。

加惠井手 加茂川村大字菰入にある碓を加惠碓と稱し井手を設けて灌漑を計る、其の関係町村は加茂川村の内加惠高島なり。

橋田井手 清泉村字上橋田なる菊池川床に設ける堰より分水するものにして一に新井手とも云

ふ、上橋田下橋田及び鹿本郡中富米田田底の三村を貫流す、流程約貳里なり、寶曆年間山鹿郡庄院手永本郡竹迫手永兩惣庄屋の決議によりて成れり、灌漑反別本村約三十町歩鹿本郡内を合算すれば數千町歩に上ると云ふ。

二、河原川筋井手

今村井手 河原村大字藤田に於て河原川を堰き上げ井渠を設けて水を通ず之を今村井手となす、寶永元年申十一月に事を始め同二年酉六月七日に成就せり、御惣庄屋河原左衛門代なり、此の水渠の灌漑區域は大字藤田の一部及び戸崎村なり。此の井手水量少く時に乾田の恐ありしかば明治十年の頃菊池川の水を引くの計劃をなし大字木庭字島田の水田を買収して畑となし木庭積を堅固にし渠口を通じて藤田井手に導き之を河原川に注入せしむこれより此の井手の水勢を増加し灌漑宜しきを得て旱魃の災を免るゝに至れり、近年セメント工事を施し益々堅牢を加へたり。

三、三間川筋井手

西迫間井手 迫間村大字市野瀬なる迫間川筋に堰を設けて渠口を開く之を西迫間井手と稱す、此の井手元祿十四年八月起工し同十六年三月に成就せり、井手の長さ二千三百二十八間御積方役人志水清右衛門、米村傳藏、野尻仁右衛門なり、御郡代坂本彌次兵衛、御惣庄屋河原左衛門、深川

甚右衛門代なり、此の井手水田を養ふ所大字西迫間及び隈府町の一部分なり。

河原左衛門

近江源氏の後裔なりといふ、左衛門の祖源高胤に至り加藤家の家臣佐々備前守の一族となり、世々河原村に住す、左衛門は河原手永創始の際御惣庄屋を勤めしかば水利の術に長けたり、今其設計せし事績の重なるものを擧げんに、
元祿十一年二月より原井手開鑿に着手同十四年五月竣工
元祿十四年八月より四迫間井手開鑿に着手同十六年三月竣工
寶永二年二月より今村井手開鑿に着手同三年竣工
當時積り方諸役人御郡代等の人ありと雖其術に當りて専心一意遂に其目的を達したるものは左衛門の功績多きによるといふ、二百餘年の今日村民其徳を蒙る豈偉大ならずや、現今河原村大字木庭に住する佐々某は其後裔なりと。

玉祥寺井手 隈府町大字玉祥寺に井手口を設く。

袈裟尾井手 隈府町大字袈裟尾に渠口あり此の井手の養ふ地域は袈裟尾なり。

神來井手 神來井手は一に横田井手とも云ふ、渠口は隈府町大字袈裟尾地内にあり、加藤侯の代に開鑿せしと云ひ傳ふ、此の井手末深川井手と會合して菊池村の内神來野間口北古閑南古閑及び

加茂川の内五海西郷蟹穴等の水田數百町を養ふ。

山崎井手 岩村大字山崎にあり。

邊田井手 岩村大字水次の内に磧を築きて井手を通ず之を島井手と云ふ、此の井手稻田を養ふ

所大字水次、岡田、流川、邊田寺町なり。

野中井手 加茂川村大字砂田字羽根木に磧あり、砂田の水田大部分を養ふ。

荒牧井手 加茂川村大字砂田に渠口を開く、工事の年代詳ならず、養ふ所の地域は砦村の内高

田荒牧なり。

四、合志川筋井手

九、峰井手 旭野村大字辨利字向田駄婦前等約十町歩の水田を養ふものにして井手口は水源村

大字四町分字若木にあり、開鑿年代は詳かならざれども享保年間に於て水論ありし舊記に徴すれば其以前の存在を認むべし。

此の外旭野村に上井手、溝越井手、中村井手、小川井手、石倉井手、竹下井手、南田井手、早田井手、新開井手、中島井手等あり。

中田井手 井手口は旭野村大字伊萩にあり、北合志村字高永の水田に灌漑す、杉下井手は同村字妻越の水田を養ふ其他北合志村内には山田井手、泥淵井手等あり。

高永井手 泗水村水田の一部拾五町歩を灌漑す、其他泗水村所在の井手は五百石井手は八町歩、城下井手は參町歩、富細井手は三十五町歩、千石井手は四十町歩、永村井手は四十町歩、富井手は八十町歩、田吹井手は貳拾五町歩、村吉井手は二十町歩、久米井手は七十町歩を灌漑す。

南田島井手 泗水村大字福本に井手口を有し同村内字下高江約二十五町歩を養ひ田島村に至り

て大字南田島の水田七十三町歩に灌漑す。

田島井手 井手口は泗水村大字豊水にあり田島村大字田島に灌漑反別六十二町歩を存す開鑿年代等は不明なり。

其他合志村西合志村方面の井手左の如し

後河邊川井手 合志村大字上庄字揚土より發源し大字後川邊五町餘を灌漑す。

字扱川井手 大字上庄字東谷、大字幾久富字今井上、大字福原字左右見、大字福原字上馬廻等より發源し大字上庄、平島、中林三十五町歩餘を灌漑す。

弘生井手 此井手は西合志村のみにては九十二町四反餘を灌漑す。

尚ほ矢護川筋の三本木井手は北合志村大字伊坂字三本木約一町五反歩を灌漑し上井手は同地の約二町五反歩を養ふ。

五、白川筋井手

瀬田上井手 瀬田上井手は寛永十三年領主細川忠利侯の開鑿に係るといふ、是より先き先封加藤氏の時開渠を企てしも其功終らずされば侯は更に湊屋十助をして開鑿の任に當らしむ、十助即ち深く地勢を察し審に水理を考へ堰を築き渠を穿ち石柱六本を建て井樋を設け幾多の工程を経て水を

大津原頭に溉ぐを得たり、茲に於て數百町歩の水田を養ひ衆庶永く其恩澤を蒙るに至れり、然るに寛政八年の洪水に於て堰所の全部破壊し僅に石柱一本を殊すのみなりしかば相當の修理を加へて灌溉の便を計りしに文政十一年再び水溢れて堰所の痕跡さへ見る能はざる迄に大破し石柱のみ猶殘れり然れども水勢變じ水量加はり水門保ち難きを以て井樋を渠の下部に移し漏水の溝を設けて工を竣れり、これ、文政十一年九月十九日に起工し、十一月十四日成就の工事なり、然るに石柱の一本は當初工事の記念として殘し後人をして原位置を知らしむるの資とせり。降りて安政年間大津郷長山隈某なるもの更に水閘を移し大に修築工事を營み年を越えて竣功す水利の便益大に加はる、明治十七年白川氾濫して大損害を興へしかば同十八年四月復舊工事を營み六月水神祠を建て水閘の堅固不拔を祈り永く祭典を行ふこととせり、所謂穀雨祭これなり。

明治二十五年四月八日日本水渠に關係せる大津町・瀬田村・陣内村・原水村の四箇町村は水利組合を組織し瀬田上井手普通水利組合と稱し組合管理者を菊池郡長に囑托せり、爾來組合を繼續し關係町村内田地の灌溉用水の使用を計れり、されば之が爲に常設の配水委員一名を置けり。本井手の灌水反別四百七十町五反五畝歩にして組合戸數千二百餘戸なり。

明治三十三年七月空前の大洪水ありて水門口石垣堰所全部崩落流失の災厄を蒙りければ本組合は同三十四年三月より三十六年五月に亘り工事を二期に分ち第一期は水門口石垣及新吐張石築造、第

二期は新吐以東堰埭全部築造とし工費壹萬七千八百五圓八十二錢を投じ細川侯開鑿以來の大工事を營めり、特に堰埭はコンクリートを以て固定せる永久工事なり、今其の設計の概要を示すべし。

一金壹萬七千八百五圓八拾貳錢

内 譯

金參千貳百參拾參圓四拾貳錢四厘

縣 費

金千貳拾九圓貳拾參錢八厘

郡 費

金壹萬貳千八百貳拾參圓拾五錢參厘

組 合 費

用水堰惣長七拾間

内 譯

新吐口拾間 野面石平張

割石張四拾間 高三尺七寸

野面石張拾五間五合 高二尺二寸

筏通 四間五合 野面石平張

瀬田上井手碑文

白川の水を分つ處瀬田を大なりとす、先封加藤氏に堰を設け給ひ水を吹田に注がせらるゝに水理從はずして事違げ給はざ

りしが、妙解君初めて御入國ましまし湊屋十助をして是を掘らしめ給ふ、十助則ち地の理を察し水理を考へ、堰口より渠を穿ち石柱六本を建て樋を設けこれを大津に漑ぎければ、水下なる村里大に是を利とす、然るに寛政八年の水溢れ堰潰え石柱流れ失せ樋に北の一本のみ残りしに、文政十一年再び水溢れて初の如く損ひ石柱は猶残り、然れ共此所水嵩増りければ溢り溢れて水門保ち難きを以て、渠の下なる方に井樋を移し別に水枝の溝を設けて事なりぬ、かの一柱を初のままに建て、井樋有し所を人に知らしむ、この營み文政十一年九月十九日に始まり十一月十四日功なりぬ、これに與るもの左に記す、

松村半左衛門安親 工藤孫三兼俊 宇野源兵衛親清 赤峰利三郎定明 坂本權左衛門爲勝 瀨田庄屋文左衛門 根次七 小頭平作 水方太左衛門 石工勘太郎

同

安政の年大津の郷長山隈氏水閘を此地へと移し大に土木の功を興し明季竣功す此水路に據る民大に水利の便を得たり明治十七年白川の水溢れて此閘門を犯し巨大の階砌及び礫石を破壊流失す千時明治十八年四月大に工事を興し修築を謀る民勞を厭はず日ならずして竣工す水利の便倍加はる六月吉辰美津波の二神を尊祠して此水閘の堅固不拔を祈り永く祭祠せしむ。

瀨田下井手 瀨田下井手は一に窪田井手ともいふ、白川の水を分つ一の水渠なり、傳へいふ昔元明帝の御宇和銅年中國司道君首名窪田灌溉の爲、始めて開鑿する所なりと、爾來星移り物換り幾多の年所を経歴し渠底於塞して疏水に便ならず天正十七年に領主加藤清正窪田の民に命じて繩張り埋塞せし井手を再び開堀し其子忠廣の代に至り成就せりと、今日の井手即ち之なり、又享保十一年陣内村の内玉岡より新井手を堀れり。

明治二十四年十一月十日大津町及び瀨田、陣内津田の三ヶ村は瀨田下井手普通水利組合を組織し

組合管理者を陣内村長に委嘱せり。本井手の灌溉反別は四百八十九町五段六畝十三歩組合戸數七百五十戸なり。明治三十三年七月白川大洪水の爲堰所全部破壊流失せしかば工費金八千三百三十八圓餘を投じ之が復舊工事として堰の延長九十三間、其内長六十八間幅平均八合坪八石以内張石此片側水面に向ふ部分は高平均壹間參合漆喰叩き其他長貳拾五間幅貳間法の組棒參拾五棒掘込其上水取荒子貳百五拾個を建て設け外に水路の起點沙石堆積の個所水溜施行の上大石割除等の浚渫工事を爲すこととし同三十四年起工三十六年に至り全部竣功せり。

中島井手普通水利組合 陣内村大字中島阿蘇郡錦野村大字岩坂の二部落は明治三十五年二月十七日追堰に據れる中島井手の普通水利組合を組織し陣内村長を組合管理者とせり、此の井手掛の水田七拾町壹反三步なり。

津久禮井手普通水利組合 井手口は陣内村字上町なり、明治三十五年三月二十七日水利組合を設け津田村長を組合管理者とし反別百拾四町九反七畝二十六歩の水田を養ふ。

六、溜池

伊倉池 追間村大字重味字伊倉にあり、面積九百坪、灌溉反別約三町歩なり。

茂藤里池 同村字茂藤里にあり面積七百五十坪、約二町歩を養ふ。

平池 花房村大字廣瀨字下ノ平にあり、天然出水にして約二十四町歩を養ふ。

琵琶池 花房村大字木柑子字東鶴にあり、形琵琶の如く其水清澄なり、面積五十坪にして約十
余町歩を養ふ。

浦田池 旭野村大字辨利字浦田にあり、約二町歩を養ふ。

一ノ坂池 同村字一ノ坂にあり、約二町歩を養ふ。

圓通寺池 同村字前畑にあり、約四町歩を養ふ。

仁田迫池 同村字仁田迫にあり、約十町歩を養ふ。

楠原池 同村字楠原にあり、約二町歩を養ふ、以上一ノ坂池以下は明治四十一年の開鑿なり。

阿高池 城北村大字黒蛭にあり、約百年前の開鑿にして面積六百五十坪、約二町五反を養ふ。

菰浦池 同地にあり五百坪の面積を有し約二町歩を養ふ。

芳浦池 同地にあり面積八百二十坪、約三町歩を養ふ。

高星池 同村大字稗方にあり、面積五百四十坪、約一町歩を養ふ。

迫田池 同村字小畑にあり大正二年十二月より同三年五月に至り開鑿したるものにして約九百

坪を有し二町五反余を養ふ。

觀音寺池 同村字池田にあり約九十年前の開鑿にして七百六十五坪を有し約一町三反を養ふ。

三反田池 同村字大林にあり百坪を有し約二町を養ふ。

上庄池(蛇尾池又は城山池とも云ふ) 合志村大字城山にあり、二反六畝二十六歩を養ふ。

吉原池 西合志村大字合生字吉原にあり、明治三十年の開鑿に係る、約三町を養ふ。

灰塚池 同村大字御代志高良木にあり、面積約六百坪を有し御代志、野々島等七十余町を灌漑

す。

丸内池 同村野々島字丸内にあり、天保十三年清泉村三萬田庄屋の開鑿に係ると云ふ、面積約

九百坪を有し約二十町歩を灌漑す。

三萬田池 清泉村三萬田上谷東谷に七個の池あり其下流二分す、三萬田井手と稱し約百町歩の

水田を灌漑す。尙清泉村には字板井の所々より湧出する泉水は前川井手となりて前川の殆んど全部

を灌漑す、其反別約二十町歩なり、尙同村杉谷より發する新村井手一名野間井手と稱するものは大

字蘇崎内新村及字小野崎區内を流れ約二十町歩を灌漑す。

附安政二年菊池川積調

積名 積長 水田灌漑段別

香賀鶴積 十間 一反五畝三步

中洲積 十五間 二反九畝二十七歩

鐘ヶ淵積 十三間 三反一畝

古川	千戸	古川	大場	黒仁	瀧	笹倉	下鶴	上御	(助)	木庭	藤田	菱引	赤星	菊池
積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積
二十	六	十	三十六	二十	百	十五	十五	五	十	二十五	三十八	十五	三十一	五十
間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
八町七反十五步	三反五畝十八步	五反二十七步	七十三町八反六畝九步	七反七畝十五步	三町二反五畝	六反八畝十二步	一町三反五畝三步	六十八町五反八畝六步	百二十町七畝十八步	九十一町八反一畝九步	五反一畝二十四步	四十七町九反二十四步	八十二町二反七畝十五步	

下御	板井	加惠	橋田
築積	積	積	積
七十四	三十六	五十	三十一
間	間	間	間
四百四十五町二十七步	四十七町九反七畝十八步	八町六反九畝二十七步	四十三町三反二畝十八步

備考

北方河原手永原村ヨリ玉名郡坂下手永滑石村迄總間數三萬八千九百十八間里數十八里三十八間

内 河原手永一萬五千二百十間

内 深川手永三千四百六十一間

南方河原手永原村ヨリ玉名郡小田手永大濱村迄總間數三萬八千三百三十六間

内 河原手永一萬六千二百四十八間

内 深川手永三百八十九間

(安政六年四月菊池川繪圖方御用掛井上英右衛門調)

第八章 教育

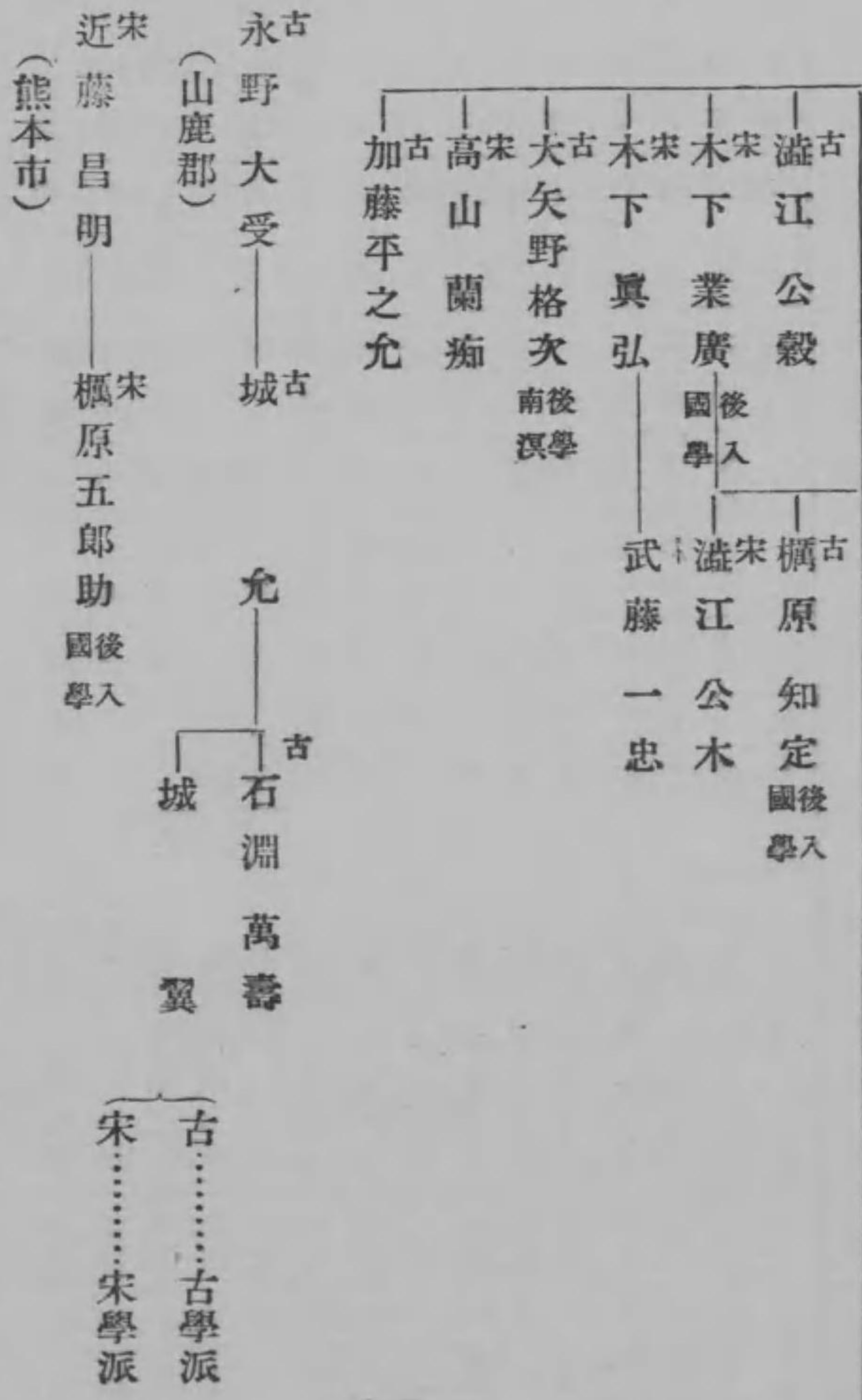
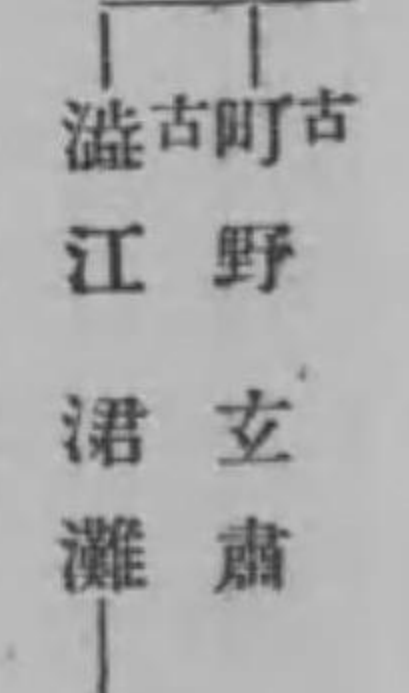
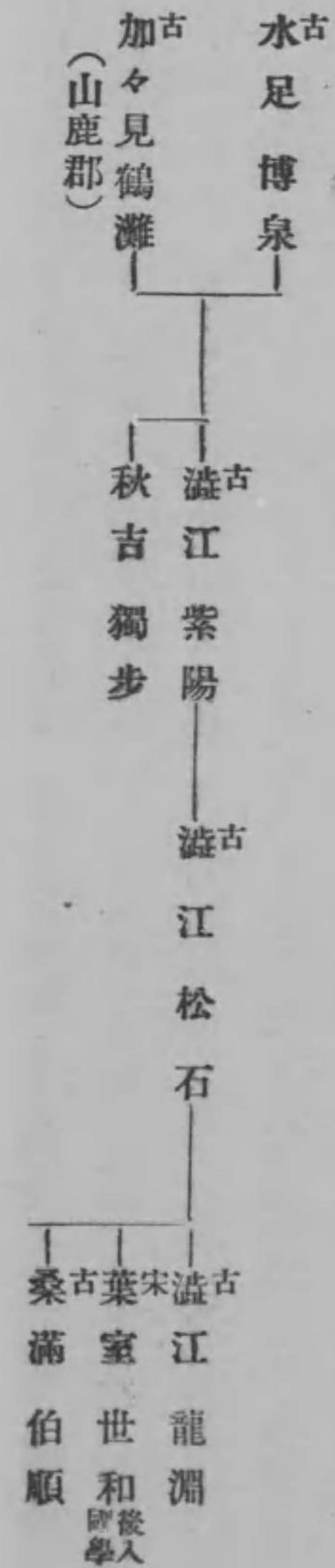
一、維新前の教育

我國の教育は古來貴族及び上流一局部の占有たる觀ありしが、徳川時代に至りては一方上流及び中流社會に普及せしのみならず、他方に於ては一般庶人の男女に對して、簡易なる普通教育を施すの道開け、茲に始めて平民教育の開拓を見ることを得るに至れり。教育普及の一面は所謂漢學塾の勃興にして、漢學者が家塾を開き子弟を集めて漢學を講ぜしもの、全国各地に汎く、其數極めて多かりき。塾生は遠近を問はず、多くは教師の許に起臥し、教授に當つては程度によりて組別をなすことなく、多くは先生上座に在りて素讀し講義するを、學生一同之を聽聞すると云ふ有様にして千篇一律の教授法なりき。この塾生は多く身分の輕き士人の子弟にして、藩臣の士分以上の子弟は藩學に入るを常とす。又私塾の教科書としては四書五經を始めとし、左傳國語史記通鑑漢書等を講じ其他六國史の類を交へることあるも、主とする處は經學の講究にして、人道の大義を闡明するを以て其の本領とし、傍ら賦詩作文を課して修辭を研鑽せしめたり。されば是等の漢學塾に在りては師道極めて嚴肅にして、師弟の關係嚴然として亂れず、同寮間の交誼厚く其間に於ける制裁も亦甚だ見るべきもの少からず。所謂儒教の精神を發揮し、特に義の一點に於ては寸毫も之を奪ふことを許さざりしなり。次は有名なる寺小屋にして、是れ一般庶人の子弟に極めて卑近なる普通教育を施す所なり。されば平民の子弟は男女を論ぜず、この寺小屋に入り日常生活上に必要な讀み書き算術

を學習せり。就中最力を入れしは習字にして、寺小屋の教師を手習師匠とまで稱するに至りしを以て之を知るべきなり。習字手本は師匠の直筆にして以呂波、名頭、國盡、消息往來、商賣往來、百姓往來等を用ひ、女子には以呂波、百人一首、國盡の類を用ひたり。又讀み方の教科書としては實語經、三字經、孝經あり。稍々進みて四書を用ひ、女子には今川女大學の類なり。算術は専ら珠算にして、八算、相場割等を主とし、塵功記等を用ひて種々の計算を課したり。教師は僧侶を主とし、神官、醫者或は町人の學問ある者之に當りしなり。教授は漢學塾より更に不規律にして、多くは人別教授法により、一二人づゝ交替して教師の許に出て教授を受け、其他は總て自習にして極めて亂雜なるものなりしなり。かく亂雜不規律なる教育なりしも、師弟の情誼は甚だ濃にして其父兄と共に御師匠様と稱して之を敬ひ、盆正月は勿論其他事ある毎に物を贈り謝恩の誠を盡したりき。之を要するに當時の手習師匠は決して單に子弟の師たるに止まらず同時に一般郷黨の師たりしなり。社會の先覺者たりしなり。社會も亦彼を待ちつゝ此意を以てし、厚遇甚だ努めたるものなり。

本郡の教育たるや其の淵源する處遠く、菊池第二十一代重朝の遺澤に覓むべし。降りて寶曆、明和の頃、澁江紫陽の出づるありて、菊池文學の勃興を見るに至れり。紫陽は水足博泉に學び、加々見鶴灘に師事せり。水足、加々見は肥後の碩儒秋山玉山、片岡朱陵と同時代の人にして、當時は學派として漢唐の傳疏を主とし、秋山、片岡、水足、加々見の四儒も古學派に屬せり。されば紫陽も

兩師の説に説園、堀川二家の説を加へ生徒を教授せしものにして、菊池の文學は古學派なりと云ふべし。然るに玉山の歿後は簀孤山その後を受け府學祭酒となり、學政を宗領せり。而して孤山は宋學を修めし人にして、當時徳川幕府は林家を信仰せる際なれば時勢に順應し、旭日昇天の勢なりしなり。されば玉山の制定せる時習館の學則を改め、隨て宋學を喜ばざるものは黜けらるゝに至れり。是を以て大勢の趨く所、退て野に在るか、或は醫業を營みて當世に望なきものは古學を唱へしかども、進んで仕途に就かんとするものは、登龍門たる時習館に入るの外、求むべき道なければ古學を信ぜるものも國學に入りて宋學に従へり。斯く學派の分立は時勢の變遷に伴ひ、風潮の然らしむる處と云ふべし。而して澁江松石、紫陽の後を受けて菊池文學の系統を継ぎ、子弟を教養し、門下生には桑滿伯順、(侍醫再春館訓導)葉室世和(藩侯侍講)町野玄肅(侍醫再春館訓導)等有爲の人物輩出せり。如此一時に多數俊秀の士を出せるより菊池は人文の淵藪として他より仰がるゝに至れり。左に菊池文學の系統及び學派を表示すべし。



名稱	學科	所在地	創業	閉鎖	教師	生徒	隆盛時代	調査年代	身分
帶經耕處	漢學筆道學	赤星	不明	不明	—	一〇〇	萬延元年	—	塾主氏名
精義堂	漢學筆道學	西寺	不	不明	—	五〇〇	安政年間	—	高山蘭
集玄亭	漢學筆道學	限府	寬延元年	寬政四年	—	六〇〇	安政三年	—	山田守敬
星集堂	同	同	寬政四年	文化十一年	—	八〇〇	安政三年	—	山田貞之丞
銀月亭	同	同	文化十二年	嘉永五年	—	七〇〇	文化二年	—	江字內
梅花書屋	同	正觀寺	文化十一年	嘉永五年	—	八〇〇	文化二年	—	江安宅
志堂	漢學筆道學	限府	嘉永五年	弘化三年	—	一五〇	弘化二年	—	江忠多
樂只堂	漢學筆道學	水次	文政五年	同二十九年	—	一五〇	弘化元年	—	江公木
古石亭	漢學和學	正觀寺	不	安政三年	—	四〇〇	安政元年	—	石淵萬壽
樂山堂	漢學和學	今村	弘化三年	明治元年	—	一〇〇	明治元年	—	桑下眞弘
清乃屋	漢學筆道學	西寺	文政十二年	明治三年	—	三七〇	明治元年	—	城下眞弘
桂陰學舎	漢學筆道學	原島	嘉永元年	同五年	—	七〇〇	明治元年	—	伊半田泉
津水塾	漢學筆道學	大津	安政三年	明治八年	—	七〇〇	同四年	—	吉川菅根
擁軒	漢學筆道學	野間口	安政元年	文久三年	—	六〇〇	明治十年	—	大矢野楢次

口、寺小屋

名稱 學科 所在地 創業 閉鎖 教師 生徒 隆盛時代 調査年代 身分 習字師氏名

名稱	學科	所在地	創業	閉鎖	教師	生徒	隆盛時代	調査年代	身分
帶經耕處	漢學筆道學	赤星	不明	不明	—	一〇〇	萬延元年	—	塾主氏名
精義堂	漢學筆道學	西寺	不	不明	—	五〇〇	安政年間	—	高山蘭
集玄亭	漢學筆道學	限府	寬延元年	寬政四年	—	六〇〇	安政三年	—	山田守敬
星集堂	同	同	寬政四年	文化十一年	—	八〇〇	安政三年	—	山田貞之丞
銀月亭	同	同	文化十二年	嘉永五年	—	七〇〇	文化二年	—	江字內
梅花書屋	同	正觀寺	文化十一年	嘉永五年	—	八〇〇	文化二年	—	江安宅
志堂	漢學筆道學	限府	嘉永五年	弘化三年	—	一五〇	弘化二年	—	江忠多
樂只堂	漢學筆道學	水次	文政五年	同二十九年	—	一五〇	弘化元年	—	江公木
古石亭	漢學和學	正觀寺	不	安政三年	—	四〇〇	安政元年	—	石淵萬壽
樂山堂	漢學和學	今村	弘化三年	明治元年	—	一〇〇	明治元年	—	桑下眞弘
清乃屋	漢學筆道學	西寺	文政十二年	明治三年	—	三七〇	明治元年	—	城下眞弘
桂陰學舎	漢學筆道學	原島	嘉永元年	同五年	—	七〇〇	明治元年	—	伊半田泉
津水塾	漢學筆道學	大津	安政三年	明治八年	—	七〇〇	同四年	—	吉川菅根
擁軒	漢學筆道學	野間口	安政元年	文久三年	—	六〇〇	明治十年	—	大矢野楢次

紫藤道場 合志郡南方に於て安政初年開場し明治十年に閉場せるものにして流派は法藏院流槍、武藏流、真蔭流擊劔、無手勝流、矢野流柔術にして教師は水足五郎右衛門、矢野司馬太、紫藤寛治、村上大右衛門、岩崎軍次の諸氏にして門弟數百餘人に及べり。

堀川講武所 合志郡鐵砲小路に於て嘉永初年に開場し明治初年に閉場せり二天一流山東清武、宮市流棒生山治左衛門、鞍馬幽谷流棒松岡傳次渡邊儀左衛門の教授たり、但し鞍馬幽谷流の教授は寶曆十年より開始せられたり。

水次講武所 片山矧の開きしものにて慶應元年六月開始し明治三年七月に至り閉場せり、寶藏院流槍術二天一流劔術、揚心流柔術、同居合術を教授し門弟數百三十名に及べり。

山東道場 加茂川村字加惠荒目鶴にありしものにして明治五年頃開場し明治十年戰役當時閉場せり、教師山東新十郎は熊本の人門人保利氏之を招ぎ道場を開きたるものなり劔道は武藏流、柔道は揚心流なり最隆盛を極めしは明治六七年頃にして當時門弟頗る多く郡内にて實に六千と稱せらる、尙郡外より來りて教を受くるものも尠からざりき。

二、明治の教育

1、小學教育

明治四年七月始めて文部省を置き、全國の教育事務を總管し、大、中、小學校の事を管掌するこ

ととなれり。蓋徳川時代に在りては幕府并に諸藩は各自任意に其學校を處理し、全國劃一の制とは更になく、各々區々の制度状態にして、漢學塾寺小屋の如きに至りては、更に不規律を極め、各自意の欲するままに制を立て、事を進め、其間に何等の準則もあらざりしが、明治維新後諸般の制度皆朝廷に於て定め以て全國に及ぼされ茲に劃一の制始めて行はれ、特に教育の事の如き、探つて以て國家の事業となし、國家の手に於て、其の制度標準を定め、之を實施せしむる方針に出て、さては政府の一部として教育事務を専らとする官廳の設置を見るに至り。是よりして本邦の教育行政の事大に其面目を一新するに至りしなり。斯くて明治五年七月、學制を發布し、汎く全國に頒たる。茲に於て全國の教育制度を統一するの基礎樹立し、小學教育制度の根柢始めて確定せるものと云ふべきなり。而して此の學制を頒布せらるゝに當りて特に勅諭を下したまひて其趣旨を諭したまへり。其勅諭の全文及び太政官の布告左の如し。

人々自ら其身を立て其の産を治め其業を昌にして、以て其生を遂る所以のものは他なし、身を修め智を開き才藝を長ずるによるなり、而て其身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず、是れ學校の設あるゆゑにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄、凡人の營むところの事、學あらざるはなし。人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし、されば學問は身を立るの

財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢饉に陥り家を破り身を喪ふ徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありてより年を経ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方面を誤り、學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至りては之を度外におき學問の何物たるを辨せず、又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲めにすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り、其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず、才藝の長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは學ばずんばあるべからず、之を學ぶに宜しく其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す、人の父兄たるものは宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるものなり、高上の學に至りては其人の材能に任ずといへども幼童の子弟は男女の別なく小學校に従事せしめざるものは其父兄の落度たるべき事。

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至るまで多く官に依頼し之を給するに非ざれば學ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず、是皆

惑へるの甚だしきもの也。自今此等の弊を改め一般に人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事。

右之通被仰出候條、地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様、便宜解釋を加へ精細申論文部省規則に隨ひ學問普及致候様方法を設可施行事。

明治五年壬申七月

太 政 官

而して時の政府も全力を盡して之を督勵し、爾來年々少からず官金を下附し(明治八年には一ケ年七十萬圓と定む)以て小學教育の資を補助したり。斯くて時勢の進運と共に必ずしも官金の補助に依頼せず漸次地方費のみを以て各々獨立自辨することを得るに至れり。

明治十二年九月に至り學制を廢して更に教育令を發布せらる。蓋し學制の規定する所は餘り形式に過ぎ地方の實際に適切ならざること尠からず、従つて十分に其規定を勵行し難ければ之を一變して政府は唯大綱のみを規定し、實際施設の細事は多く之を地方に委ぬるの方針に出たるものなり。然るにこの法令は地方人民の誤解を招き、教育を頹弛せしめしかば、政府も默視し難く同十三年十月二月を以て教育令を廢し、改正教育令を發布し、同十四年四月には小學校教則綱領を制定して、政府も銳意督勵せしかば、小學教育第一次の全盛を見るに至れり。而して尙十八年八月に改正を加へしも幾くもなく、政府の組織變更に伴ひ教育上の變革を見るに至りしかば、此の十八年の教育令は

未だ実績を見ずして十九年四月に至り、勅令第十四號を以て小學校令を發布し同年五月文部省令第八號を以て小學校の學科及び其の程度を定めたり。此の小學校令の法文は極めて簡單なれども、政府の方針は寧ろ法を簡にして実績を擧げんことに努力し、督勵甚だ努め教育の面目頓に一新することを得たり。

然るに明治二十二年市町村制に伴ひ茲に、小學校令の改正を要するに至れり。是より先き小學校の設置に關しては、市制及町村制との關係上單に勅令のみを以てすべからざるにより別に特に地方學事通則を制定發布せられ、明治二十三年十月勅令第二百十五號を以て小學校令を改定し、二十四年十一月文部省令第十一號を以て小學校教則大綱を定めらる。其後多少の改訂ありしも其大體は何れも異動を見ず、爾來十餘年間實施せられ、我邦の小學校教育が如何に普及し充實し其の成績の顯著なりしことは世の定評ある處なり。然れども時運の進捗は暫くも停止せず、特に日清戰爭によりて俄に其の世界に於ける位置を高め、條約は改正せられて國家の地位權勢また昔日の比にあらず、加ふるに一般文化の進歩に伴ひて、茲に小學校教育制度を改定するの必要を生じ、遂に三十二年八月を以て小學校令を改め、并に其の施行規則を制定せられ、爾後數次に一部の改正を加へ、特に四十二年四月より義務教育を六ヶ年に延長し、漸次法令も整備するに至れりこれ即ち現行法令なり。

本郡の小學校教育も亦學制頒布の趣旨を奉體し、明治七八年の交各町村に校舎の建築を見、寒村僻

地も始めて啾唔の聲を聞くことを得聖恩の優渥なるを感佩し、所謂邑に不學の戸なく、家に不學の人無からしめんことを期せり。爾來時勢の進歩と共に、地方の向學心を勃興し、就學兒童の倍加と時勢の進運と共に併ひ校地校舍擴張の必要を生じたれば、各町村競ふて校舎を改築し、更に内容の充實を圖り、加ふるに視學制度の實施ありて、指導督勵其の宜しきを得、以て今日の隆運を見るに至れり。

イ、現在小學校

大正六年四月一日調

町村名	學 校 名	兒 童 數	學 級 數	經 費	修 業 年 限
隈府町	隈府尋常高等小學校	九〇〇	一六	七、五六四、二七〇	高三箇年
河原町	河原尋常高等小學校	三四七	一六	二、二四七、二二〇	高二箇年
旭野村	旭野尋常高等小學校	一六八	一三	一、七一〇、五三〇	高二ヶ年
水源村	水源尋常高等小學校	一〇五	一七	四、〇五六、九三〇	高二ヶ年
	立門尋常小學校	一三八	二		
	龍門尋常高等小學校	一七四	一四		
龍門村	中山尋常小學校	八一	二	三、三二八、五七〇	高二ヶ年

西合志村	泗水村	合志村	原水村	津田村	陣内村	瀬田村	大津町	平真城村
野々島尋常小學校	合生尋常小學校 豐水尋常小學校 住吉尋常小學校	榮尋常小學校 豐岡尋常小學校	竹迫尋常小學校 原水尋常高等小學校	津田尋常高等小學校	陣内尋常高等小學校	瀬田西部尋常高等小學校 瀬田東部尋常小學校	大津尋常高等小學校	真木尋常小學校
			高尋	高尋	高尋	高尋	高尋	
二七二	三〇四 四一五 三二〇	一一四 二〇四	二九八 四六三 四四九 四五二	四九二 四八〇	四二八	一九六 一三九 一四〇	八四七 六四六	八三
七	七	九	六	三	五	六	一九 一九	一〇 一四 四
五、六五〇、九八〇	五、四四八、八二〇	五、二五七、〇一〇	三、六七六、三二〇	四、二七九、七一八	四、五三〇、五二〇	一、八三四、五六〇 三三二、〇〇〇	二、〇一五、三〇〇 五、三一九、七九〇	
			高	高	高	高	高	
			二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	

護川村	北合志村	戸崎村	花房村	菊池村	加茂川村	岩村	城北村	迫間村
平真城尋常高等小學校	護川西部尋常高等小學校 護川東部尋常高等小學校	新明尋常高等小學校	麓尋常小學校	戸崎尋常高等小學校	花房尋常高等小學校	菊之池尋常高等小學校	加茂川尋常高等小學校	岩尋常高等小學校
高尋	高尋	高尋	高尋	高尋	高尋	高尋	高尋	高尋
一 二七三	三 二二二	一 一九三	一 一九五	一 一一一	二 二六二	二 二二五	四 四六二	三 三九一
一	二 一六	一 一五	一 一四	二 一六	一 一五	一 一五	二 一八	一 一五
二、二五五、五五〇	四、二二七、六八〇	三、〇五八、二二〇	二、〇七八、〇〇〇	二、三六〇、九八〇	四、六〇八、二〇〇	四、五六二、四六〇	二、六九五、五五〇	五、三三三、四一〇
高	高	高	高	高	高	高	高	高
二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年	二ヶ年

須屋黒石尋常小學校	一八二	四	二、〇六六、二五〇	二ヶ年
田島尋常小學校	一九五	六	二、四二三、八一〇	
清泉尋常小學校	二五五	六	四、〇九九、〇〇〇	
西部高等小學校	三二四	七		
酒水村外四ヶ村組合				

附補習小學校

尋常小學を終へ又は高等小學を終へたるものゝ爲に、補習する教育機關として町村小學校又は組合高等小學校に附設する補習學校あるは、旭野、重味、豊間、大津等なり。是等は概男子の補習教育にして多くは夜間を利用し、或は之を小學校内に集め、或は之を部落内便宜の場所に集めて、農隙の際のみ教育を施すを常とせり。然るに西部組合に於ける補習學校の如きは、其の組織完備し、高等小學を終へたるものに更に一ヶ年間の教育を施すものにして、小學校同様晝間に之を行ひ従つて就學する生徒も男女を收容せり。其の他の町村に於ても青年會の事業として補習教育の實施せられざるはなく、今や時運の發展上是等の夜學事業も漸次補習學校として設立するの機運に進みつゝあり。

大正六年四月關

校名

職員數

生徒數

菊池西部實業補習學校	五	男三〇〇	女七〇
旭野農業補習學校	三	男四六	女四六
重味農業補習學校	三	男四六	女四六
豊間農業補習學校	三	男五五	女三五
大津實業補習學校	五	男二八	女三七

元高等小學校

元合志東部高等小學校

本校は明治二十年五月廿九日の創立にして、元合志郡舊大津郷各町村の聯合を以て大津町大字室字門出に設立し高等合志東部小學校と稱せしが、同廿六年四月合志東部高等小學校と改稱し同二十九年始めて赤星爲己を以て學校長に任命せり。爾來兒童の増加に伴ひ校地を擴張せしが、部内に高等科の併置せらるゝに従ひ漸次生徒數減じ一面農業學校の特設と共に女子のみを收容せしが、大正五年度より組合を解散し閉校するに至れり。

創立以來學校長の氏名並に就職年月左の如し。

首坐訓導小原熊雄(明治二十年五月)同小野元莊(同廿一年)同宮田八次郎(同廿五年)學校長赤星爲

己(同廿九年)同先田登(同卅一年十月)同佐々政徳(同卅一年十二月)同星子直太郎(同卅二年二月)
同江藤祐藏(同卅三年六月)同高橋小太郎(同卅五年九月)同松田覺(大正元年十月)同松島茂(同二
年五月)同古庄巖(同四年四月)

元菊池高等小學校

本校は明治二十年五月十二日元菊池郡内町村の聯合を以て、隈府町字高野瀬に設立し高等菊池小
學校と稱せり、同廿六年四月菊池高等小學校と改稱し、始めて學校長を置き首座訓導小川萬龜任命せ
り。同四十一年一月校舍改築に着手し、同十月一日落成式を舉ぐ、工費約一萬圓を要せり、同四十
二年四月廿六日校舍を變換して、菊池女子高等小學校々舎に移轉し、大正二年三月廢校せり

創立以來の學校長の氏名並に就職年月左の如し。

學校長小川萬龜(明治二十年五月)同田代喜作(同卅一年一月)同豐永房吉(同卅二年九月)同内藤小平太
(同卅一年二月)同小早川秀雄(同卅一年十月)同米田政徳(同卅二年二月)柴田重喜(同四十二年
四月)

2、中等教育

元公立菊池中學校

本郡の中學教育としては、明治十三年五月舊菊池郡各町村の聯合を以て隈府町(現今隈府小學校

所在地)に公立菊池中學校を設立したるを濫觴とす、此の時代に於ては中學校も縣下に於ては熊本市
に縣立ありしのみにて、本郡の有志が他郡に率先して早く中等教育に着眼せしは實に卓見と謂つべ
し、而も民力の之に伴はざるあり、維持の困難を告げて同十五年十二月閉鎖の悲運に遭遇せしは、
本郡教育の爲實に惜みても餘ありと云ふべし、左に當時の狀況一斑を掲げん、

- 校長 值 賀 盛 純 (受持修身、漢文)(論語、孟子、文章軌範)
(天草郡)
- 教員 澁 江 公 寧 (受持歴史、理學)(日本外史、物理全志)
(本郡)
- 同 池 田 眞 治 (受持地理、數學)(輿地誌略)數學、代數、
(本郡)
- 同 志 方 長 平 (受持英語)(スベルリング、ナショナル)
(山鹿郡)
- 事務係 佐 藤 重 一
(本郡)

生徒は本科豫科を通じて百餘名を算し、天草玉名、山鹿、合志等の他郡生も十四五名來り居
り。

菊池實科高等女學校

隈府町字高之瀬にあり、隈府町外十一箇村組合の設立に係る、本校の前身菊池女子高等小學校に菊
池女學校を併置したるものなりしが明治四十四年三月廿七日文部省告示を以て本校の設置認可を得
たり。敷地は二千六百六十九坪、建物坪數四百四十一坪、學校園三百二十坪、農業實習地一反五畝

歩を有す。學校長の氏名左の如し。

元松直忠(明治四十四年四月就任)久保哲哉(同四十四年十一月就任、現在)
大正六年三月末に於ける職員數は一四にして生徒數は二六二なり。

菊池農業學校

明治三十六年九月菊池郡長坂本到、郡實業教育の必要を認め郡會議場を以て假校舎とし爰に郡立乙種農業學校を創設し菊池北部農業學校と稱す、これ本校胚胎の根源なり、同四十一年四月隈府町外十一箇村の組合立に改め、同年九月隈府町字正觀寺に校地を選定して校舎を新築し大正元年まで教室に充てしが大正二年四月より菊池高等小學校と合併し菊池農業學校と改稱し以て今日に至れり、創立以來の學校長は左の如し。

高田五郎(明治卅六年九月) 瀬上逸次(同四十年五月) 古江 透(同四十一年六月)

新居鶴藏(同四十二年十月) 田原隆義(同四十五年五月) 中原義臣(大正四年四月)

大正六年三月末に於ける職員數は九名にして生徒は一四八名なり。

菊池東部農業學校

本校の前身は明治三十九年四月大津町外七ヶ村の組合立として、同組合の設立に係はる合志東部高等小學校の一部に附設せる合志東部農業補習學校にして、大正四年四月現今の組織に變更した

り。創立以來の學校長は松島茂、辛島臺作兩氏なり。

3、私塾

明治時代の私塾としては澁江公木の遜志堂(互にあり漢學を授く)武藤一忠の環山亭(今村にあり和漢の學を授く)石淵萬壽の樂只堂(水次にあり漢學を授く)城翼の會輔學舎(南古閑にあり漢學を授く)池田泰平の鴨川亭(甲佐町にあり算術を授く)後藤官平の直整齋(村吉にあり算術を授く)吉川菅根の大原義塾(原水にあり漢學を授く)等ありて子弟の教養に任じ、西洋文物輸入の過渡時代に於ける中等教育の命脈を存せしも、時勢の進運は此等特種の教育に甘んずる能はず、益々普通教育の必要を感じたれば相前後して閉鎖するに至れり。

現今活動せる私塾としては私立合志義塾あり、明治廿五年四月西合志村大字合生に於て工藤左一平田一十によりて創立せられ當時の生徒は普通科十名初等科十五名計二十五名にして教員は二名の設立者之に當り教務事務を擔當し苦心經營幾多の困難を排して今日の隆運を見るに至れり。現在職員塾長外五名生徒二百五十名なり。

女子教育としては明治二十年の頃隈府に習字を授くる平塚松月の手習場あり、隈府地方婦女の筆跡見るべきものあるは其恩澤によるもの多しと云ふ、又女子補習教育の一助たる裁縫場としては加茂川に於ける志水とく子の研究所及び隈府町出良よき子同山田たつえ子の兩研究所等あり。小澄に

き子の如きも一時隈府町に研究所をおきしが是等は女子教育の過渡期に於ける一班の狀勢を見るを得べし。

4、菊池教育團

明治十七年十一月、山鹿山本菊池合志四郡聯合教育會は組織せられたり、當時の斡旋者としては郡長上羽勝衛を始として郡役所側には東典策、高橋安文あり、學校側には菊池方面の重なるものとして本多萬喜、本田武太郎、佐々政徳、鶴田貞、湯瀬眞三郎等あり、山鹿方面よりは赤星爲巳、元松直忠、杉谷泰太郎、木村肅等あり、發會式に當つて上羽郡長は左の如き意味の祝詞を述べたり。易に曰く、二人心を同くすれば其利金を斷つと、本日茲に郡内小學教育に従事する教育者を網羅して一團體を組織す、甚賀すべきなり、組織は已に成れり、諸君が斯道に熱心なる、本會の將來に矚目する、恰も大早の雲霓を望むが如し、他日沛然たる雨を下し、滂沱として萬木を潤すこと疑を容れざるなり。云々

此日本田武太郎弊衣短袴の裝を以て式に列し、得意の雄辯を奮ひ萬丈の氣焰を揚げたるは一異彩なりき。

其の後教育會員の有志が思ひ々に、隈府町内二ヶ所に俱樂部を設け、月に數度懇談の機會を作りて、教育上の打合を行ひ來りしが如きは、教育會幹部の濫觴ともいふべく、其の弊や流れて學閥

の争に陥り、終に範門出身新進の士が水曜會などを組織して局外中立を表榜し、眞箇教育上の發展を圖らんとせしが如きは、實は時勢の必要に迫られて起りしものといふべく、爾後月を累ね年を経漸次に其の基礎も固まり、事業も發展し本縣にて縣教育會の大組織成り郡内に菊池郡支會の設立を見るに至りしも、菊池教育會は菊池教育協會と改稱して依然存續することとし、銳意之が發展に力を注ぎ、特別會員を設け賛助員を置き、日露戰役に際會するや時勢の進運に伴ひ、戦後教育の發展に資する爲基本財産造成の必要を認め、廣く郡内有志の同情に訴へ、明治三十八年の末寄附金の募集に着手し、四十二年末一千百七拾圓餘の醜金を見るに至り、此の時に當てや會員は率先して出資し、今に至るも新に郡内學校に奉職する、教育團員より入團後二ヶ年に渡り、俸給百分の一宛の寄附を廢せざるも茲に基けるが爲なり、嘗に基本金のみならず、更に植林の事業に着手し一は以て造林思想の鼓吹に資し、一は以て教育團百年の長計に充てんとて、下戻原野に杉檜の植樹を企てたり、抑此等基本金及植林事業完成の如きは之が主唱たりし、會長坂本到（當時の郡長）の功は頗る特筆すべきものなり、造林の植付に着手するや、會員出て、自ら鋤を取り、植付後手入をなすにも、會員總出にて荆棘を除き之が培養に努めしこと、唯に一再に止まらざりしなり。

大正五年造林記念碑を山上に建つ。

菊池教育團造林記念碑

板井原者、位郡治之東、蜿蜒屈起、遠接蘇山之崔嵬、近控菊河之湮濶、四時之觀、無所不備、明治三十八年、菊池郡教育團、欲爲植樹、造基金、資教育事業、以記念征露之戰捷、謀限府町外十一箇村組合、乞地上權之貸與、以明治四十年三月起工、以同四十二年四月舉之、廣袤十有貳町、植樹十萬、費八百餘圓云、此役也、會員相率耜役、斫荆棘、焚蕪草、察陰陽、考節度、丁寧委曲、周旋備至、豈不一大盛事乎、嗚呼數年之間、莽々蒼々、爲參天之勢、養水源、添風致、煦而和風、扇而甘雨、黽黽變爲神獸、以助國家之治教、以進一鄉之文明、若夫春花秋葉之候、諸生相提登乎此山、臨乎彼水、則接天然之美景、愛鄉之情、油然而生焉、一旦業成、遊海外萬里、每一念及之、未嘗不縷縷乎此境也、然則諸子之此舉、豈翹基金之造成而已也哉、因欣然援筆、繫以銘、崢嶸者何、惟杉森々、生味之上、菊水之陰、雲霄千尺、龍嘯虎吟、嗟後之人、來觀斯碑、

大正五年一月

黃華西口世馨撰

東部の造林地六番東原にも同型の碑を建てたり。

教育會は基本金を得て其の基礎漸く確立するに至りしを以て、大正三年七月一日を以て社團法人の許可を申請し、菊池教育團と改稱し翌四年一月廿八日文部省の許可を得、引續き法人登記の手續を了し、茲に始めて法人の成立を見るに至れり。

定款並に申請當時の財産目錄左の如し。

菊池教育團定款

第一章 總 則

第一條 本團ハ菊池郡内ノ教育及風儀ノ發達改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ菊池教育團ト稱ス

第三條 本團ノ事務所ハ熊本縣菊池郡限府町一三三九ノ二番地ニ置ケ

第四條 本團ノ定款ハ總團員三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル總會ノ決議ヲ經ルニアラサルハ變更スルコトヲ得ス

第五條 本團ノ存立ハ其ノ期限ヲ定メス故ニ法律命令ノ結果ニアラサル以上ハ解散スルコトナシ

第二章 事 業

第六條 本團ハ其ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、郡内先賢ノ遺德顯彰教育者功績及一般善行者ノ表彰
- 二、學術ニ關スル講演會通俗講談會及展覽會等ヲ開設スルコト
- 三、有益ナル圖書等ヲ購入又ハ發行シテ教育ノ發達ニ資スルコト
- 四、研究調査及視察等ヲシテ普通教育ノ發達ニ資スルコト
- 五、其他教育上必要ナル事項

第三章 團 員

第七條 本團ノ目的ニ同意シ團員タラントスルモノハ住所職業及其氏名ヲ記シテ申込ムヘシ

第八條 入團者ハ團員名簿ニ登錄セラル、ニヨリ團員タルノ資格ヲ生シ團員死亡ノ時ハ其資格消滅ス

第九條 本團團員ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一、正團員郡内居住者ニシテ一時若クハ數次ニ金壹圓以上ヲ納ムルモノ

二、特別團員本團ニ功勞アル者ニ付團長之ヲ推選ス
三、名譽團員學識名望アル者ニ付團長之ヲ推選ス

第十條 本團員ノ體面ヲ汚損スル行爲アリト認メタル時ハ評議員會ノ同意ヲ得テ團長之ヲ除名スルコトアルヘシ
第十一條 團員ハ退會ニヨリテ其資格ヲ喪フ然レ共其納付シタル金員ハ返金ヲ要求スルコトヲ得ス

第四章 役員

第十二條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

理事六名 監事二名 評議員十五名

理事ハ團長及事務理事各一名ヲ互選ス

役員ハ凡テ名譽職トシ其任期ハ三ヶ年トス

但シ何レモ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依レル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員ハ凡テ總會ニ於テ選舉シ得點者中高點者ヨリ順次當選トス

第十四條 役員ノ任務權限ハ左ノ如シ

- 一、團長ハ本團ヲ代表シ團務ヲ總理シ總會及評議員會ノ議長トナル事務理事ハ其專任常務ヲ掌理ス
- 一、監事ハ諸帳簿ノ整理會計ノ收支ヲ監査ス
- 一、評議員ハ豫算ノ決議決算ノ承認及本團重要ノ業務ヲ審議ス

第十五條 理事及監事ハ評議員會ニ列シ其決議權ヲ有ス

第五章 會議

第十六條 團長ハ毎年一回通常總會ヲ開ク

第十七條 團長ハ前條通常會員會ヲ召集スル外臨時其召集ヲ必要ト認メタル時又ハ總團員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的ヲ

ル事項ヲ示シ團長ニ召集ヲ請求シタル時ハ臨時總會ヲ開ク

第十八條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項及日時場所ヲ記シ少クトモ閉會五日以前ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第十九條 總會ニ於テハ豫告セザル事項ト雖モ出席人員過半數ノ同意ヲ得ル時ハ議題トナスコトヲ得

第二十條 評議員會ハ團長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ評議員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第二十一條 通常總會臨時總會及評議員會ノ議事ハ第四條ノ規定ヲ除ク外出席人員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

第二十二條 通常總會臨時總會及評議員會ハ團員又ハ議員數三分ノ二以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第六章 會計

第二十三條 本團ノ資産ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二トス

寄附金ハ其ノ三分ノ二以上ヲ必ス基本財産ニ組入ル、モノトス

但シ用途ヲ指定セルモノハ此限ニアラス

第二十四條 本團ハ團員納金ノ一部又ハ篤志者ノ寄附金ヲ以テ基本金ヲ蓄積ス

第二十五條 基本財産ハ其元本ヲ消費スルヲ許サス

第二十六條 本團事業ノ執行資産ノ管理處分其他ノ事項ニ關スル細則ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 本團ノ會計年度ハ四月ヲ以テ始マリ翌年三月ヲ以テ終ル本團毎事業年度ノ經費ハ前年末ニ於テ菊池教育團長豫算ヲ調製シ評議員會ノ決議ヲ經テ其額ヲ定ム豫算外ノ支出及豫算超過ノ支出ヲ要スルトキハ臨時評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 本團ノ會計ハ別ニ定ムル處ノ會計規則ニヨリ確實ニ之ヲ保管スルモノトス

第廿九條 本團圖書ノ發行ニ關スル經費ノ收支ハ特別會計トス

附 則

第三十條 従前ノ菊池教育協會員ハ之ヲ本團員トシ其權利義務資産ハ其儘之ヲ繼承スルモノトス

第卅一條 法人設立許可ノ際現ニ菊池教育協會長副會長部長タルモノハ其任期間當然本團ノ理事トシ又評議員タル者其任期間當然本團ノ評議員トス

菊池教育團會計規則

第一條 菊池教育團ノ會計ハ本規則ニヨリ之ヲ經理ス

第二條 本團ニ主任一人ヲ置ク

會計主任ハ評議員會ノ決議ヲ經テ菊池教育團長之ヲ命ジ團長ノ指揮ヲ受ケ會計ノ事務ヲ掌ル

第三條 本團ニ於テ不動産ノ賣買又ハ移轉ヲナサントキ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス本團ノ所有ニ屬スル不動産ノ上ニ賃擔トナルヘキ契約ヲ爲サントスルトキモ亦同シ

第四條 本團ノ所有ニ屬スル建物ノ建築ハ豫メ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第五條 本團ノ基本金ハ國庫證券勸業債券若クハ確實ナル株券不動産ニ代ヘテ維持蓄積シ理事之ヲ保管ス

第六條 本團ノ基本金ヨリ生スル收益金三分ノ一以上ハ必ズ毎年基本金ニ組入ルヘモノトス

第七條 本團ノ事務費及事業ニ要スル經費ハ團員納金及基本金ヨリ生スル收益金ノ内前條ニ掲グルモノヲ扣除シタル殘餘金ヲ以テ之ニ充ツ如何ナル場合ニ於テモ基本金ノ元本ヲ消費スルコトヲ得ス

第八條 本團所有ノ現金ハ理事會ニ於テ指定シタル確實ナル銀行ニ預ケ入ルヘシ但シ日常ノ支拂ニ充ツル爲メ五拾圓以内ノ金額ヲ限リ會計主任ノ手計ニ保管スルコトヲ得

前項ニヨル預金定期預金及當座預金ノ二種トシ支拂ニ差支ナキ限り可成定期預金トスヘシ

第九條 前條ニ依ル預金ノ出納ハ團長ノ名義ヲ以テスヘシ

第十條 會計主任ハ毎月一回現金預金及公債々券ノ異動ヲ理事及監事ニ報告スヘシ

財 產 目 錄 (大正三年七月)

一、金壹千三百七拾圓 債券 面金額

但勸業債券四拾壹通

一、金壹千〇二十三圓〇七錢六厘

内銀行預金五百三十五圓

郵便貯金四百八十八圓〇七錢六厘

一、山林貳拾五町四畝貳拾五步 杉檜立の地上權

但平 眞城村内 拾貳町八反四畝貳拾五步

迫 間村内 拾貳町六反步

以 上

組合原野に植樹したる地上權設定契約書は左の如し。

地上權設定契約書

土地所有者菊池郡限府町外十一ヶ村組合

右代表者管理着菊池郡長 某

地上權者菊池郡限府町一三三九ノ二番地菊池教育團

右代表者團長兼理事 某

右當事者間ニ於テ左記ノ土地ニ左ノ條件ニ依リ地上權設定契約ヲ締結ス

菊池郡迫間村大字重味字北原二千三百八番

一、實測面積拾貳町六反歩

一、造林チナスヘキ樹種ハ杉扁柏櫟ノ三種トス但シ事業ノ都合ニヨリ樹種ノ増加ヲ要スルトキハ地主ノ承認ヲ得ル事

二、地上權者ハ本契約締結後五ヶ年以内ニ於テ造林豫定圖及施業要領書ニ依リ造林チナスベキ事

但造林豫定圖及施行要領書ハ相互協定編成ス若其編成シタル造林豫定圖及施業要領書ヲ變更スル時又同シ

三、地上權者ハ毎年造林ヲ終リタル日ヨリ二十日以内ニ其造林樹種樹數面積經費等地主ニ報告スベキ事

四、地上權ノ存續期間ハ本契約締結ノ日ヨリ起算シ滿壹百年トス

五、地上權者ハ地上權存續期間ニ地主ノ承諾ヲ得テ立木ノ賣拂又ハ伐採處分チナスベキ事

六、立木ノ賣拂又ハ伐採處分チナシタル時ハ地代トシテ其代金ノ拾分ノ二チ地主ニ交付スベキ事

但地主ニ立木ヲ保存スル必要アル時ハ地上權者ハ其全材積ノ拾分ノ二ニ該當スル現存立木ヲ以テ交付スベキ事若シ交付スベキ材

積ニ一立木ヲ分割セザレバ交付出來難キ場合其材積ノ交付方ハ相互協定スベキ事

七、地上權者ハ造林後適當ノ期間ハ毎年造林地内ノ雜草木ヲ刈拂及火防線ノ手入チナスベキ事

八、地上權者ニ於テ限府町外十一ヶ村組合地上權設定個所造林ニ關スル取締規程第四條ノ行爲チナサントスル時又ハ同規程第八條

ノ三項四項ニ該當スル產物ヲ伐採セントスル時ハ豫メ通知シテ地主ノ承諾ヲ受クベキ事

十、地上權者ハ同規程第七條ニ依リ造林地及造林木ノ保護チナスベキ事

十一、本契約條項ノ外限府町外十一ヶ村組合地上權設定個所造林ニ關スル取締規程ニ依ルベキ事

右契約ヲ證スル爲本證書二本ヲ作爲シ共ニ署名捺印シ各壹本ヲ保有ス

大正五年四月十一日

右土地所有者

代表者菊池郡長 某

右地上權者代表者菊池教育團

團長兼理事 某

又他の一通は左の如し、

地上權設定契約書

土地所有者菊池郡大津町外十ヶ村原野組合管理者

右代表者菊池郡長 某

地上權者菊池郡限府町一三三九ノ二番地菊池教育團

右代表者菊池教育團長 某

右當事者間ニ於テ左記ノ土地ニ左ノ條件ニ依リ地上權設定契約ヲ締結ス

菊池郡平真城村大字古城字六番東原千十七番ノ五

一、實測面積十七町六反四畝五歩ノ内

一、實測面積拾貳町八反四畝二十五歩

一、造林チナスベキ樹種ハ杉扁柏櫟ノ三種トス

但事業ノ都合ニ依リ樹種ノ増加ヲ要スル時ハ地主ノ承認ヲ得ル事

- 二、地上權者ハ本契約締結後五ヶ年以内ニ於テ造林確定圖及施行要領書ニ依リ造林ヲナスベキ事
 - 但造林確定圖及施行要領書ハ相互協定編成ス若其編成シタル造林確定圖及施行要領書ヲ變スル時亦同シ
 - 三、地上權者ハ毎年造林ヲ終リタル日ヨリ貳拾日以内ニ其造林シタル樹種及樹數面積經費等組合管理者ニ報告スベキ事
 - 四、地上權ノ存続期間ハ本契約締結ノ日ヨリ起算シ滿九十六年トス
 - 五、地上權者ハ地上權存続期間ニ組合管理者ノ承諾ヲ得テ全立木ヲ賣拂又ハ伐採搬出スル事
 - 六、立木ノ賣拂又ハ伐採處分ヲナシタル時ハ地代トシテ其代金ノ十分ノ二ヲ組合管理者ニ納付スベキ事
 - 但組合管理者ニ立木ヲ保存スル必要アル時ハ其全材積ノ十分ノ二ニ該當スル現存立木ヲ以テ納付スベキ事若其材積ニ一立木ヲ分割セザレバ納付出來難キ場合其材積ノ算定方ハ相互協定スベキ事
 - 七、地上權者ハ造林後適當ノ期間ハ毎年造林地内ノ雜草木ヲ刈拂ヒ及火防線ノ手入ヲナスベキ事
 - 八、地上權者ハ境界表示ノ標木ノ建替又ハ土塚ノ修繕ヲナスベキ事
 - 九、地上權者ニ於テ大津町外十ヶ村原野組合地上權設定個所造林ニ關スル取締規程第四條ノ行爲ヲナサントスル時又ハ同規程第八條ノ三項四項ニ該當スル產物ヲ伐採セントスル時ハ豫メ通知シテ組合管理者ノ承認ヲ受クベキ事
 - 十、地上權者ハ同規程第七條ニ依リ造林地及造林木ノ保護ヲナスベキ事
 - 十一、本契約條項ノ外大津町外十ヶ村原野組合地上權設定個所造林ニ關スル取締規程ニ依ルベキ事
- 右契約ヲ證スル爲本證書二本ヲ作爲シ共ニ署名捺印シ各一本ヲ有ス
- 大正五年四月十八日

右土地所有者代表者
 菊池郡長 某

右地上權者代表者
 菊池教育團長 某

本郡内各學校に明治三十八年以來二個年以上在職したる舊會員及び現在團員左の如し。

舊會員

原川泰太郎	篠原守一	内田虎雄	石川魚彦	芹川俊藏
赤星遠照	平田康雄	梅田米平	山邊眞一	緒方信藏
後藤一喜	今村惟喜	本田茂	野尻彌一	岡本官平
赤星正	坂本熊喜	可兒一雄	菅島貞信	平井己之吉
原田政喜	林克己	右田政喜	吉村實藏	田原隆義
井上代繼	本田末彦	前田新藏	志垣寛	有田孝
吉岡敬次	鈴木磯彦	若林平藏	佐々築	北村男
高野簡悟	阿美古常人	岡本護童	鈴木善也	境喜一
中山正憲	池田豊吉	古市佐四郎	中原渡	大塚久
江藤敏政	今村甚悟	倉原茂	西口敬之	星子茂幸
下川馬司彦	城武	坂本作太郎	加藤伍左衛門	大島勝藏
中島潔白	永田豊喜	山隈一真	古川惟俊	笹原嘉一
下川義夫	津幡隆	渡邊半治	太田惠之	吉岡龜彦
飯盛増實	原田喜一	岩木徳松	上杉忠雄	龍富太郎
井上義隆	中島磯	秋吉保記	池田申平	松岡静雄
津田直記	一萬田至海	松島茂	手島直	齋藤一
森明	末田直義	芹川五六	荒木修一	坂本辨藏

菊池郡誌

吉尾彌平

現團員

岩木公寬 池田殘 伊藤繁雄 伊牟田義雄 原川泰 本藤藏吉 德永達雄 德山傳八 鬼塚男 渡邊茂樹 門岡直元 川口清德 吉田武 高橋小太郎 寶田茂 竹野義龍 永田直

飯田瓦彦 池田保 岩永三平 原山龜八 原野直喜 本田一雄 富田直太郎 島柄忠安 緒方力 波邊惟誠 川口理 川口英明 吉田嘉之 高木繁 田中儀信 中原義臣 中島太象

石原隆

柴田重喜

今坂忠雄 五野和吉 石原庫次郎 原山鶴次 長谷基孝 細野正喜 富田塊藏 笠太門 緒方末彦 若林忠男 川上政平 橫田瓦介 吉川盛雄 竹中彦次郎 高宗政次 中村嘉一 永田次雄

西重之

池田金藏 井藤正勝 井上代繼 早田千願 乙谷乙次郎 本田直喜 德永周士 笠牛次 大湖勝平 加茂野康雄 辛島臺作 橫田謙七郎 高木左直 田中政雄 田爪福衛 中島市作 永田次郎

九四

石原覺

池田豐喜 泉田小三郎 泉田繁 馬揚木 西木政雄 堀田喜一 德永真次 笠一誠 波邊平八 加茂野正 狩野傳 吉井二三 高橋辰彦 立山戸一 高岡爲弘 成富上己 成富義範

第一編 總覽

中島政之 宇野光雄 野中慶平 久保哲哉 安武萱天 田中彦熊 築地好雄 中尾正義 松浦虎喜 牧岡了 前田末喜 古田繁 藤岡政雄 古閑昇 荒木勝治 佐藤萬八 白杵圓教 安武壽 松岡萬太

鍋島末一 上田作重 野中宇一 國武寬治 安武博 田尻伸彌 中林了 梅田豊一 增永又彦 松岡市平 松岡保 古庄巖 小林榮次 青木清彦 荒木貞肥 坂田彦七 上杉益喜 安永正敏 松尾久

村上豊喜 打出敏行 野口勝藏 倉岡辰生 波邊長三郎 武田清彦 中津海次雄 上村一次 松本榮太 松岡勉 益崎清人 古市眞吾 肥田松彦 出口市藏 青木榮 齋藤常記 野方信保 山下退三 古庄職治

植田均 上村廣喜 工藤猪八 矢野熊次 和田貞喜 和井重雄 瀧井重雄 中西幸平 宇野禮次 松岡虎弘 松本亨 松田暢 藤木力 小森田謙太郎 荒木民次郎 齋藤安次 佐々恒喜 黒田砂 山本安熊 福田酒造男

九五

上野松五郎 宇野壽 工藤例 山田仁彦 余田真隆 竹中次曾 永田龜記 松岡清士 松永民次 松岡戸佐喜 福木宗次郎 古田直喜 小佐井真輝 荒木松衛 佐藤三平 馬原敏三 矢野了證 松岡眞子男 彌上元喜

藤木敬信	福島龜喜	藤本虎猪	後藤安治	五條宣文
手島清彦	秋吉惠遠	栗屋右一	佐藤三郎	宮崎東
下田嘉一	城惟春	平島三平	東彌三郎	東安雄
守田留成	坂本伊作	平島三平	森房人	鈴木嘉
齋藤徳成	坂田大平	佐藤保定	追本二一	佐藤七郎
佐伯清太	木村遠成	菊川熊太郎	佐々木寛次郎	櫻田龍次郎
佐藤義利	吉川洋	木村直喜	三牧廣喜	菊川喜一
南忠男	宮本素雄	宮本末男	柴田彦太郎	水俣龜喜
濫江公生	下田光次	清水午喜	城登	志水三郎
江藤護	江藤祐藏	江藤虎熊	東伍次郎	柴藤操一
東三郎	廣吉運久	平山寅喜	東正人	平井清
日置信次	東直記	本山安記	守田嘉一	開田増美
本山堅	大塚只雄	瀬川孝八	菅岩太郎	森常雄
渡邊義人	入江深	歌丸辰雄	本山弘	古田一徳
徳永惣坦	井藤重業	富田松喜	植田早苗	三北勝
城武	井野義顯	小畑數馬	永田光男	林北一
高村孝篤	桑野義	山隈和道	佐々尙文	飯田尙
吉富篤	桑村僕	江上仙太	志方剛介	垣川勝治

舊會員

荒木よみ	志方うめ	前田雪	牛島しづ	立山まきえ
安武しかの	木村みちえ	小野ふじ	岩崎あやめ	中川みと
城じつ	竹田津みえ	小川はつ	吉井すい	赤峰つるよ
荒木いし	城つぎを	田中やすを	笹尾せつ	澤ため
井上里津	坂木やすえ	荒木まさ	隈部さだめ	守井てる
水村ちえ	渡邊ひと	志垣みた	元村みすえ	城野しづえ
天草かつえ	氏森きほ	石川みを	黒木はる	大田黒ちや
植田たまよ	松田みゆき	増永操	高群みれ	有田つぎ
太田じつ	江藤ます	宇野すみえ	木下はつ	石川きみ
春田久米	古庄まさ	齋藤喜志	吉谷八千代	

現團員

伊牟田とき	西うめ	八並さよ	中馬かの	沼村あい
鬼塚せつ	小野みか	大山すえ	緒方すわ	奥村はつ
加茂野きえ	吉村あけ	田代いれ	永田ふき	山中とめ
中西つる	中島たつえ	中島あい	中島せつ	中島みきを
内蘭梅	宇野おぼり	上村みつる	工藤いそ	矢野とみえ
山田いつ	松岡たつえ	古莊とし	有田定女	小佐井まつえ

五丁つるか	湯瀬まき	荒木よし	佐々木あや	吉川とめ
荒木みつ	志方かめ	江上とみ	江藤みね	東さかえ
平野ぼる	森えい	鈴木てる	岩下ぼる	池田まさ
池野じつえ	池田まさえ	春田なほ	原田ひさを	本藤みつい
譜方ときを	譜方とし	大島やちよ	大塚静江	甲斐むつ
甲斐みすえ	渡邊満留遣	高田みとき	田畑えつ	浦田きぬよ
中尾ばま	宇野をりつ	山内すぎ	山隈てる	牧星尾
荒木すえを	有田さね	佐治さみ	小林さち	佐々ふみを
佐々木あき	木下なつ	菊川ぼるえ	三枚すみえ	志方たけ
平山きよ	森みつ	中村しづえ	川口きを	澤田ゆきを
矢野百江	山口のぶ	古莊せつ	守屋すが	岡きく
前田みさを	松岡あい	鈴木よし	佐伯みつえ	四本百枝
伊牟田としえ	山下きみ	元田みつえ	譜方きじゆ	富田百代
原田恵喜	原田止	玉林耕		

第二編 處誌

第一章 町村

一、隈府町

郡の北部にあり、郡役所警察署等郡内主腦政廳の所在地なり、北は城北村迫間村に接し東南は菊池川を隔て、河原戸崎の二村と相對し西は菊池村岩村に境す。

地形東西に長く南北稍短く東北に丘陵あるも前面は菊池平野に臨み後方は迫間川を帯び耕地の三分の二は水田なり。

町の東端字築地より菊池川を分水し市街の南を流る、溝渠を築地井手と稱す、加藤清正の開墾なり。

町民の職業は商業を主とし農工之に次ぐ、此地菊池郡の中央部にありて熊本市を距ること六里、大津町に四里、植木町に五里、來民町に二里、山鹿町に三里の位置を占め何れも道路平坦車馬の往來頻繁にして運輸交通の便あり、加ふるに郵便電信電話等の設け備はり商業盛に行はる、又日田に通ずる縣道あり四周の各村に往來する道路も完通し菊池軌道は熊本市街の北部を貫きて九州線上熊本驛に連絡し東肥鐵道も近く山鹿南關を経て九州線矢部川驛に達せんとす、將來の繁榮期して待つ

べし。

商品の主なるものは呉服、反物、酒類、醬油、米穀、繭、生糸、材木、木炭、指物、干筍、椎茸、茶、菊池苔等なり。農産物は米麥繭等主なるものなり。

本町は隈府の市街地と亘片角袈裟尾玉祥寺北原の村落部とより成り更に之を十七區に分ち區長十七人町會議員十八人あり、町役場、隈府尋常高等小學校、隈府郵便局、隈府警察署、菊池實科高等女學校、菊池郡役所、菊池郡會議場、菊池小林區署、菊池農業學校、山鹿區裁判所隈府出張所等は市街地の周圍にあり、東北丘の城山は菊池氏累世の居城趾にして菊池神社あり、その他近郊名勝蹟頗る多し。

市街地には上町・中町・下町・切明・迎町・井手端・横町・立町・正院町・正觀寺等あり戸數一千、人口五千餘を有す、中町は一に本町といふ、市街地の中心にして町内の富豪多く聚る、隈府銀行、肥後銀行隈府支店等此處にあり。

隈府は舊名を隈部といふ、菊池氏此に一國守護職の城府を置きたるを以て隈部府といひ隈府と略稱し後加藤侯の入國せらるゝや隈本を城府となして熊本に改め熊本と略稱する事あるを以て隈府をワイフと呼ばしむるに至りたりといふ。舊藩時代は河原、深川の兩手永に分屬し河原會所を隈府に深川會所を袈裟尾に置けり、明治初年正觀寺村北原村を隈府町に併合し同廿二年町村制實施と共に

附近の農村亘片角袈裟尾玉祥寺の四村を併せて現今の隈府町を作りしなり。明治二十五年町村制實施以來の町長は衛藤寛治城敬寛今坂審固佐藤惟一田中致知池田眞治右田以徳の諸氏なり。

肥後國志卷之貳熊本府の條に曰く、

俗説に後三條院御宇延久二年菊池家の祖則隆當國菊池郡に下向翌年八月合志郡鞍嶽觀音を信仰し登山ありしに折柄夕霽紫翠を含み天色彩るが如く隈ありて其隈どる處色濃く見へし故隈本と稱し菊池郡は其居近き故隈をさまりて色薄く見へし故隈部と稱せしと云ふ。

相良洞然長狀(天文五年筆)に曰く

永國寺四代普山東黨様丁未六月隈道を御登候云々。

隈部篇目出來既に能運様辛酉之年五月上旬如高木國退之由其聞候之間云々。

此上猶於守山從國中一勢被差遣候云々。

阿蘇一家錯亂之條從守護者惟家之御合力候云々。

右隈部とあるは隈府の事にして守山又は守護とあるは菊池家を指したるものなり。

正觀寺文書に曰く

享保年十四月十六日隈府町不殘燒失、十二月三日又燒、西照、極樂、檀林三ヶ寺、澁江水神社迄殘、五百餘軒燒、

寶曆十三年隈府町焼失、葦内、横道殘、其外一軒不殘、
天保十四年九月廿九日下町焼失百七十軒、

第二、河原村

河原村は隈府町の東壹里參町、熊本市を距ること北六里參拾四町の所にあり、北は水源村に隣り東は旭野村に接し南は戸崎村に連り西は菊池川を隔て、隈府町及迫間村に相對す、東西凡壹里壹町南北凡壹里餘、面積凡一方里弱を有す。

地勢東北部は丘陵所々に散在して山林多く、西南部は概ね耕地にして中央を貫流せる河原川の流域及西北境を流る、菊池川の沿岸には水田多し。

河原川は水源村大字原字錢龜より發し大字河原を東より西南に迂回して流れ谿間の水田を養ひ大字藤田に至りて菊池川に合す。

本村の水利は概ね菊池川の上流、水源村大字原大場堰により分岐せる原井手の供給する所なり。

本村は農業地にして副業として養蠶最も盛なり。又住民の割合に水田少ければ、大字藤田、木庭の如きは菊池川を越えて隈府區域に掛作をなすもの多し、産物は米麥粟藪竹材石材を主とす。

大字木庭には隈府町より水源村大字原に通ずる水原往還の貫通するあり。又隈府町より大津町へ達する護川往還は大字藤田の區内を貫き、大字下河原字中原に至り折れて旭野村に達し、又中原より

り四町分往還ありて下河原の各部落を縫ひ村内の交通に便あり従て近年林産物の高價を見るに至れり。

本村は下河原・藤田・木庭の三大字より成り更に之を入區とし、區長七人村會議員十二人を置く、村役場巡查駐在所及河原尋常高等小學校河原郵便局は大字下河原字中原にあり。

藩政時代に於ては舊菊池郡は河原深川の兩手永に分屬し、始め會所を河原村日向に置きしが後藤田村に移り尙又隈府町に移轉す。

明治維新後現今の旭野水源の兩村と共に第六大區第一小區を組織し、此の制廢止後は下河原村列戸長役場の下に合同せしが、二十二年町村制實施に際し前二村と分離し下河原・藤田・木庭の三村を大字とし合一して今日の河原村を作れり。町村到實施以來の村長は有田正吉、有田堅誠兩氏なり。

三、旭野村

旭野村は隈府町の東二里、熊本市を北に距ること七里參町に位す。

東北は水源村に境し南は北合志村に面し、西北は河原村に連り西の一部は戸崎村に接す、東西凡參拾參町餘南北凡貳拾八町餘面積〇方里七合五勺なり。

東北西の三部は丘陵散布し西南部の合志川及米子川小原川の流域は水田少からず地形死んど三角形をなす。

本村の中央を貫流する合志川は源を東北に隣れる水源村字若木の山中より發し南流して北合志村に入る、又米子川小原川の二川は東部なる鞍岳の麓より發し、一は中央を貫き一は南部を流れ共に伊萩附近に於て合志川に注ぐ、この二川小流なりと雖灌漑の便ありて水田を養ふこと多し。農業は本村の主業にして養蠶業亦盛なり。

産物の主なるものは米、麥、粟、繭、牛、馬、材木、石材等にして本村の畜産將來有望なり。

本村は伊萩辨利の二大字なり、更に之を三區とし區長三人村會議員十二人を置く、村役場及尋常高等小學校は大字辨利にあり。

本村の交通は縦貫の道路によりて至便なり。

舊藩時代には河原手永に屬し、姫井・岩本・伊萩の三村なりしが明治初年町村行政區改正の際姫井岩本を合して辨利村とし現今の河原村水源村と合し同下河原村列戸長役場の下に村治を行ひしが、町村制實施と共に分離して辨利伊萩の二村を大字とし旭野村を作れり、町村制實施以來の村長は麻生田儀貞、大塚光平、池田春平、小西洲臣、安武富熊、岩根二一の諸氏なり。

四、水源村

水源村は隈府町の東北貳里貳拾町、熊本市の北八里參拾貳町の郡界にあり。北は大分縣日田郡に隣り東は阿蘇郡内牧尾ヶ石の二村に境し、南は旭野村河原村に接し西は迫間龍門の兩村に交はる、

東西凡四里拾八町南北凡四里餘。

鞍嶽斧岳等の餘脈蜿蜒起伏して所々に大森林をなす、有名なる深葉市成もその一部なり。又菊池川河原川合志川等の水源地となりその溪間を縫ひて多少の耕地を見る。

鞍岳の北方に當る綠樹鬱蒼たる山彙は卽是深葉山なり。菊池川の水源地をなす大森林にして其の東北に隣れる市成の森林と共に要存置林野の一部たり、其の實測面積は實に二千六百十町步餘（阿蘇郡内を含む）ありといふ

菊池川は源を深葉山に發し數多の溪流を入れ本村の西端迫間村の境を迂回して河原村に到り、河原川を入れ南西に注ぐ上流大字原に細永瀑あり。この川は舊菊池郡水田の過半を養ふ彼有名なる原井手古川井手は本流の分岐なり。

本村は耕地少く山林原野多ければ、林産物多く牛馬の飼育に適せり、産物は、材木、薪炭、竹材、茸椎、干筍、蒟蒻芋、菊池苔及牛馬等なり。

本村は所謂山間の僻村にて交通甚だ不便なりしが、近年河原村大字木庭を経て隈府町に通ずる道路開け加ふるに深葉市成の林道開通せるありて大字原の交通に便を與へ又大字四町分には河原村大字下河原に通ずる道路の開鑿ありて本村の交通昔日の比にあらざ困難なりし運搬も漸次其便を得るに至れり。

本村の行政區域は原四町分の二大字なり、區長十二人村會議員十二人あり。村役場及尋常高等小學校は大字原にあり。

舊藩時代は河原手永に屬し明治維新後今の河原旭野の二村と合併して一戸長役場に依り來りしが、町村制實施に際し原村四町分村を大字として水源村と改稱するに至れり、肥後國志によれば昔時原村は四町分村の内なりしと云ふ。町村制實施以來の村長は杉原芝平、來海禮三、工藤康の諸氏なり。

五、追間村

追間村は隈府町の北壹里拾七町、熊本市を距ること北七里貳拾九町に位し北は龍門村に隣り東は菊池川を隔て、水源河原の二村に面し南は隈府町に連り西は城北村に境す、東西凡二里十町南北凡二十四町餘面積は一方里五合なり。

祖母山金峰山は本村の東北界にあり、其支脈村の東部に走りて重味地方なる高地部を作る追間川の流域は低地部にして豊間地方と呼び自然の地形によりて東西兩部に分たる、

龍門村より來れる追間川は本村の西部を南北に横さり、有名なる追間瀧をなして隈府に到る此の沿岸の平野に良田多し。

菊池川は村の東端を流る。文化年中古川井手の開鑿ありてより灌漑の便を得、水田を見るに至れり。

本村も亦農村にして養蠶を副業とす、産物の主なるものは米、麥、繭、林産、石材、材竹、等なり。

本村は古來交通不便の寒村なりしが、南部には縣道日田往還の開通するあり、北部には縣の補助道たる班鳩口往還の開鑿せるあり、この二線の縦貫道路によりて運輸交通の便大に開け亦昔日の觀を改むるに至れり。

本村は重味大平豊間西追間市の瀬の五大字より成れり、更に之を十七區に分ち區長十七人村會議員十二人を置く村役場は大字大平にあり尋常小學校は二校ありて大字重味及豊間にあり。

舊藩時代に於ては河原手永に屬せしが、藩政改革に當り追間伊倉の二組となり地租改正の際に伊倉・生味・古川を重味村とし、東追間・戸豊水・太田・中の瀬等を豊間村とし大楠・平野を大平村としこの三ヶ村に西追間村市の瀬を加へ、之を合同して追間村を作り前の五村を大字とせり、町村制實施以來の村長は隈部循藏、渡邊眞恕、高濱敏徳、原四隆茂、前田伊平、原田隆壽の諸氏なり。

六、龍門村

龍門村は郡の北境にあり、隈府町を距ること北貳里貳拾町熊本市の北八里參拾貳町の處にあり。

北は大分縣日田郡下津江村に境し東南は水源追間の二村と交り西は鹿本郡内田村に接す、東西凡一里南北凡二里十八町面積二方里五合なり。

矢筈岳鳳來山高木山の峯巒重疊し、所謂虎口班蛇口の險岨をなし凸凹常ならず、唯迫間川及支流の流域に多少の田地を見るのみ。

矢筈岳は本村の北隅に聳へ海拔三四七一尺、八面一様の觀あるを以て一に八方ヶ岳と呼ぶ、坂路峻險にして容易に登る可らず、而も一たび其頂に達すれば菊鹿の平野前面に横り、遠く飽託宇土益城の諸山を望み、又遙に有明八代の海面を糺糊の間に望むを得べし背後には豊筑の群山を睥睨し風景絶佳なり。古歌に

つくしなる矢筈ヶ岳の麓には鬼とりひしぐ武士ぞすむ (菊池風土記)

は人口に膾炙する所にして又以て菊池氏の威武を想見し得べし。

鳳來山は東北にあり群峯連立深林をなし聖護寺跡は其中腹にあり。

迫間川は其の水源二あり、一は矢筈嶽に發し一は鳳來山より出て字中山に至りて合流し、中片川を入れ南流迫間村に至り雪野川、小木川に入る、勢返の瀑は本流にあり。

本村も隣村水源村に同じく林業及牧畜業に適し、農産は僅に米、麥、雜穀等にて、材木、竹材、薪炭、椎茸、茶、牛馬等主要産物なり。

本村は舊藩時代には穴川往還とて險路峻坂交通最も不便を極めしが、近年隈府町を起點として迫間村を經本村を縦貫する班蛇口往還開鑿せられ、馬車の往來を見るに至れり。

本村は雪野・龍門・小木・班蛇口の四大字より成る、小部落各地に散在して小字二十七あり、區長十八人村會議員十二人なり村役場及龍門尋常高等小學校は大字龍門にあり、小木尋常小學校は大字小木に、中山尋常小學校は大字班蛇口にあり。

舊手永時代には河原深川の兩會所に分隸せしが、明治初年町村區域合併に際し、小楠野白木を小木村に寺小野染土長野虎口を龍門村に、鳳儀穴川班蛇口を班蛇口村と改めたり、町村制の實施に際し以上の三村と雪野村とを合一して今日の名稱龍門村となれり。町村制實施以來の村長は有働玄芝、有働宗信、松田善太郎、渡邊眞恕、坂田駒次郎、平野熊喜、中尾宗次の諸氏なり。

七、城 北 村

城北村は隈府町の北壹里拾町、熊本市を北に距ること七里貳拾貳町郡の北界にあり、東は龍門村に連り南は隈府町砦村に境し、西北は木野川を隔て、鹿本郡稻田六郷の二村に相對す、東西凡一里五丁南北二里十町面積一方里五合なり。

東南北の三境は群峯溪谷を繞らし村内所々高地を以て横斷せられ、丘陵起伏して凸凹を極む、唯々西北木野川の沿岸に稍々平地を見るのみ。

木野川は源を鹿本郡六郷村に發し、南流し村の西境を迂回し狹長の平野を作れり。其支流は初田川池永川等ありその流域亦水田を見る、本村は地勢上水利に乏しきを以て所々溜池を設けて灌漑の

便を計れり。

本村亦農村なれば住民の生業は農を主とす、産物は米穀、果實、楮、檜、材木、竹材、石材、繭、煙草等なり特に柿の産地を以て名あり。

本村は所謂城北の一環境にして古來最も交通の便を缺きしが、限府町より城北往還を通じ袈裟尾通を開鑿して縦貫線とし、木野道・稗方道・島田道・松尾道・木山道・池田道・米原道等の支線を通じて車馬の往來自在なるに至れり。

本村は木野・阿佐古・宮原・池永・松尾・米原・稗方の七大字より成る、村役場は木野にあり尋常高等小學校は松尾にあり、區長十四人村會議員十二人なり。

舊藩時代には深川手永に屬し阿佐古・宮原・永山・酒造野・池田・大林・道場・木山・立德・米原・稗方・木野・黒蛭・堀切等の小村なりしを明治八年の交、永山・酒造野・池田を池永村と改め大林・道場・木山・立德を松尾村と改めたり、更に之を町村制實施に際して大字とし、他の各大字と合同して城北なる新村をつくれり。町村制實施以來の村長は前田伊平、安藤俊林、工藤恩一郎、平井伊平、津野田彌留、出井哲太、衛藤寛治、東甚作の諸氏なり。

八、砦村

砦村は限府町の西壹里、熊本市を北に距ること七里拾壹町に位し、北は城北村に接し東は限府町

菊池村に境し南は、加茂川村に連り西は木野川を狭みて鹿本郡中富・稻田の兩村に面す、東西凡一里十町南北凡二十一町面積〇、七八方里なり。

村の北部城北村との境界は丘陵をなせども漸次南に至るに従ひ土地平坦にして追間木野二川の間

に挟まり菊池平野の一部をなせり。追間川は菊池加茂川二村の境を流る、本村の水田は此の河水によりて養はるゝもの多し木野川亦一部の灌漑をなす。

本村亦農を主業とし養蠶を副業とす。

産物の重なるものは米・麥・繭・生絲等なり。

本村は山崎・水次・岡田・流川・邊田・臺荒牧・高田・瀬戸口の九大字より成り、村役場及尋常高等小學校は大字流川にあり、區長九人村會議員十二人なり。

舊藩時代には深川手永に屬せしが、町村區改正に際し水島を臺村に改め、町村制實施に當り從來の各村を大字に改め、合併して新しく砦村を作り一行政區となせり。町村制實施以來の村長は福島萬八、城郁次、緒方壽太郎の諸氏なり。

九、加茂川村

加茂川村は限府町を距ること西に一里九町、熊本市の北六里二十四町に位す、東は菊池村に連り

南は菊池川を隔て花房清泉の兩村に面し、西北は迫間川を狭みて砦村及鹿本郡中宮村と相對す東西凡三十五町、南北凡二十一町あり。

全村平行にして一丘一陵なく菊池平野の中樞とも謂ふべく而も全面積の十分の九は水田なり。縣道菊池往還村内を縦貫し加ふるに菊池川水運の利あるを以て交通運輸甚便なり。

村名の起因をなせる鴨川は菊池村長田より來り、夜間・宮園・新古閑・甲佐町の水田を養ふ、村の南境を流るゝ菊池川には菊池堰・菰入堰・加惠堰等あり、西北境の迫間川には横田堰・蟹穴堰・砂田堰等あり共に本村の水田に灌漑す。

本村亦農業を主とし商工業之に亞く。

産物は米麥を主とし、繭、生絲、蘭莖、鮎等あり、殊に砂田米、城北村の阿佐古米と共に其品質甚佳なり。

本村の大字には甲佐町・新古閑・清水・菰入・高島・加惠・砂田の七あり區長十二人村會議員十二人を置く、村役場及尋常高等小學校は大字砂田にあり。

本村は舊藩時代には河原深川の兩手永に分屬せしが、明治維新後戸長役場を甲佐町に設置の際は甲佐町・新古閑・夜間・宮園・高島・加惠・五海・西郷・羽根木・蟹穴の十村を管轄せり、後夜間宮園を合して清水とし、五海・西郷・羽根木・蟹穴を合して砂田と稱せり、町村制實施に當り、以上の七村を大字

とし合同して今日の村名加茂川となれり、町村制實施以來の村長は美濃部一雄、池田眞治、橋原數眞、池田勤之の諸氏なり。

一〇、菊池村

菊池村は隈府町の南二十六町、熊本市を距ること北六里の處にあり、北は隈府町に東南は菊池川を隔て戸崎・花房の二村に對し、西は加茂川村・砦村に境す、東西約一里南北約一里面積約一平方なり。

本村は菊池・迫間・兩川の流域に屬し土地肥沃にして菊池盆地の中心をなし郡内にて有名なる米産地なり。

菊池川より分岐せる築地井手菊池井手迫間川より分岐せる横田井手は本村の生命ともいふべき養水路なり。本村は農を主業とし、養蠶亦盛にして、米麥繭等は主要産物なり。

縣道日田往還は本村の中央を南北に横斷し、菊池往還亦東西に縦貫し交通運輸頗る便なり。

本村は西寺・長田・田村・大琳寺・深川・北宮・野間口の七大字より成り、區長十五人村會議員十二人あり、村役場及尋常高等小學校は大字西寺に設置せらる。

舊藩時代に於て舊菊池郡を深川河原の二手永にて分轄せし際は、本村内も亦兩手永に跨れり、明治初年廣瀬古閑・大塚の二村を長田村と改め、町村制實施と共に從來の七ヶ村を大字として菊池村を作

れり町村制實施以來の村長は徳永隆業、中光敬之、今坂貢、矢島正明、徳永隆法の諸氏なり。

一一、花房村

花房村は隈府町の南一里十八町、熊本市より五里八町の北にあり、北は菊池川を隔て、加茂川菊池の兩村に面し、東は戸崎村に接し南は泗水村に境し西は清泉村に連る、東西凡一里、南北凡十九町あり。

東北は土地平坦水田多しと雖、西南は一帯の丘陵にして所謂花房の高臺をなせり、土地は桑の栽培に適す。

菊池川の流域はその養水により、水田あるも全耕地の四分の一に足らず、河床低く土地高きにより、河水を利用する能はずされば多く湧泉を利用す。

本村は畑地の多きと桑の栽培に適する爲めに、養蠶業盛にして郡内屈指の中にあり、従て産物は繭・生絲を主とし米・麥・粟・菽豆・甘藷・摺實・楮皮等あり。

縣道日田往還本村の中部を南北に横斷し、縦貫の里道開通して交通に便なり。

本村は出田・廣瀬・木柑子の三大字より成る、區長五人村會議員八人なり、村役場及び尋常高等小學校は大字出田にあり。

舊藩時代は河原手永に屬せり、明治初年戸長役場を置かる、際赤星村列に加はりしが、町村制實

施と共に從來の三村を大字として花房村を作れり、町村制實施以來の村長は宮村五六、古市恂記、佐藤祐明、八並常次郎、茂田重義の諸氏なり。

一二、戸崎村

戸崎村は隈府町を距る南參拾參町、熊本市の北五里三十四町の地に位す、東は河原旭野の二村に交り南は泗水村に接し西は花房村に連り西北は菊池川を狹みて菊池村隈府町に對す。東西凡二十八町南北凡三十町東南境は乙宮、萬太良の丘陵相連り、西北に向ひて漸次傾斜し一面の平野をなせり、菊池川よりの分水この間を縦横に貫通して多くの水田を養ふ。

村の西北、境を流る、菊池川は大字赤星の一部及花房村大字出田の水田を養ふに止まり、其他は河原村より分岐せる木庭堰及藤田堰によりて今・森北・赤星の新田を潤すものにして、此の新田は文祿年間の開鑿に係はると云ふ。

本村亦農を主業として養蠶を副業とす、養蠶は郡内屈指の地なり、産物は米・麥・粟・繭・生絲・芋等なり。

縣道隈府往還は隈府町より本村を縦貫し、護川道路亦隈府町正觀寺より大字今を経て近く森北に於て隈府往還に連結せんとす、又旭野村へ通する道路開鑿の計畫中なれば、各線全通の際は本村の交通に一進歩をなすに至るべし。

本村は赤星・森北・今の三大字より成る、區長六人村會議員十二人を置く村役場及尋常高等小學校は大字赤星にあり。

舊藩時代は河原手永に屬せしが、明治維新第四小區として廣瀬村の戸長役場に屬せり、其後赤星村列戸長役場の下に合一せられたりしが、町村制實施に際し赤星・森北・今の三村を大字とし、戸崎村なる新名稱を採れり、これ菊池十八外城の一なる戸崎城趾村内にあるを以て名づけしと云ふ。町村制實施以來の村長は猿渡素平、木下居中、宮本惠一、上野達夫、木下豊作の諸氏なり。

一三、北合志村

北合志村は隈府町の東南二里二十八町、熊本市を距ること東北六里十一丁に位置す、北は合志川を隔て、旭野村に面し東は平真城村に境し南は護川村に隣り西は泗水村に交はる東西凡三里南北凡半里なり。

東部は鞍岳の餘脈起伏して台地をなし、地勢漸を以て陵夷し西部は稍々平坦なり、合志川及其支流の沿岸に水田を見る。

鞍嶽は郡の東境に聳え郡中の鎮山とす、菊池阿蘇の兩郡に跨り周圍の群巒を壓し、海拔凡三千六百九十一尺あり、其絶頂馬の鞍に似たり故に名く、頂に觀音堂ありて脇士不動毘沙門天を祭る、傳へ云ふ菊池氏の始祖則隆此の觀音を信仰せしと、今は毎年三月十八日に祭禮あり、遠近の里人參

詣し牛馬の息災を祈る、登山路は數條あり何れも甚だ險ならず、頂上より望めば本縣の大半は眼眸に集まり風景絶佳なり。その山脈は蜿蜒として矢護の諸山に連り北は遠く矢筈岳に相對す。

鞍嶽の晴雪は此の地の一美觀なり、冬天の積雪旭日に輝く光景は筆舌の盡す處にあらず、古歌に曰く。

鞍嶽は銀覆輪かけさの雪あられなし地にみゆる山形

合志川は旭野村より來りて本村の西南部を貫流し、沿岸の水田を養ひ支流の小原川・矢護川亦一部の灌溉に便なり。

住民は農を主業とす、特に西部の平坦地は畑多きを以て養蠶業盛に行はる、繭の産額は郡内屈指の中なり、産物は米・麥・粟・繭・生絲・椎茸・材木等を重なるものとす。

縣道隈府往還は本村の西端に通し、これより分岐して旭野村に達する縦貫線あり、又大津往還は東部の各村落を貫通して交通運輸に便なるに至れり。

本村は麓・小原・新明・伊坂の四大字より成り、更に之を分ちて七區とし區長七人村會議員十二人を置く、村役場は大字新明にあり小學校は二校ありて麓及び新明にあり。

舊藩時代には元合志郡大津手永に屬せしが、町村行政改正の際湯船・高柳・平を麓村に高永・妻越を新明村に伊坂・三本木を伊坂村に改め小原村と共に四ヶ村として一行政區となせしが、町村制實施

と共に此の四村を大字として北合志村を作れり、町村制實施以來の村長は中津熊平、坂本一男、赤峰鵬介、赤峰邦彌太、中津三省、平野忠平の諸氏なり。

一四、護川村

護川村は隈府町の東南三里十一町、熊本市を距ること東北五里十五町の所に位す、北は北合志村に連り東は平真城村に交はり南は大津町・原水村・合志村に接し西は泗水村に界す。

鞍嶽矢護山の餘脈東北より起りて東西に流れ、本村の中央部は平川によりて小平野をなす、而して土地一般に高燥なり。

矢護川は平真城村より來り本村の北端を東西に貫流し、其の沿岸には一部の水田を見るも概して灌漑の便乏しく、殊に西部地方の水田は涸渇して爲に桑園と變するもの多し。

本村も亦地勢上農業の適地にして、從て養蠶業盛に行はれ郡中一二を争ふ所なり、産物は繭・生絲を主とし米・麥・粟・甘藷・烟草・椎茸等之に亞く、畜産の業も近年勃興の機運に向へり。

縣道隈府往還は本村の西部を縦貫して交通に便し、大津往還亦、近く開通せんとす、此の線路全通の曉には東部地方の物貨に一層の價を増すべし。

本村は矢護川・尾足・杉水・河邊の四大字を以て組織し、村役場を大字杉水に置き區長十一人村會議員十四人あり、學校は東西二校ありて矢護川區及び小林區にあり。

舊藩時代は元合志郡大津手永に屬せしが、明治初年町村行政區改正に際し上下中窪田・片俣を矢護川と改め片川瀬・尾足を尾足と改め小林・河邊・河邊出分を河邊とし町村制實施と共に四大字を合して一村とし護川と命名せり、町村制實施以來の村長は安永武三、田代箋、飯田小七郎、矢野武雄、安永平馬、坂本幸夫の諸氏なり。

一五、平真城村

平真城村は隈府町の東南四里三十二町、熊本市を距ること東北五里十三町の所にあり、東は阿蘇郡尾ヶ石永水の二村に接し南は瀬田村大津町に境し西北は護川村北合志村水源村に連る、東西凡三十五町、南北凡一里五町なり。

矢護山東北境に聳え、其餘脈一は鞍嶽に連り一は東端を南走して二重峠となり遂に火口壁に盡く、此の界隈は現今近郷の秣草場たる原野にして、延喜式に所謂二重の牧とは此の地を指せるなるべし、斯く東部の一帯は土地高燥原野山林其の大部を占め耕地少し、唯西南部の谿間には僅少の水田を見る。

矢護山は本村の東北境にありて、北合志村に跨り、海拔二千九百十八尺あり、此の山麓に深林多し二重峠は東境阿蘇郡界にあり海拔二千八百八十八尺なり、傳へ云ふ往古阿蘇明神湖水を乾すべしとて、此山を蹴り崩し給はんとせしも能はず此山は二重なりと宣ひしより名くと、又車歸山とも云ふ、

舊藩主東上の要點にして山腹に御茶屋等の設けありしと云ふ、坂路九折難所ありと雖、山嶺は眼界廣く東には阿蘇山の噴烟眼前に渦き眼下には火口原の山村水郭指顧の間にあり、西には遙に有明八代の海面を臨み玉名飽託宇土益城の群山を遠望すべく、天高く氣澄めるの秋一日の清遊を試みば俗塵を洗ふの値なしとせず。

矢護川は源を矢護山に發し西流護川村に入る、水勢少く灌漑の便乏し、又本村の中央に平川あるも河水涸渴して其の用をなさず。

村民皆農業を營む、而も本村は水田乏しく土地肥沃ならざるを以て農産物は多からず、爲めに近年畜産を奨勵し牛馬の飼育をなさしむるに至れり、産物の主なるものは米・麥・雜穀・繭・煙草・木炭・薪・竹材及牛馬等なり。

縣道隈府往還は本村の西端を通して、一少部の交通に便すと雖も、村落の大部分は何れも道路未だ開けず峻坂を越えて大津町に出てざる可からず、隨て豊富なる林産物も價をなさず識者の頗る歎する所なり。

本村は平川・眞木・古城の三大字より成り、更に之を十區に分ち區長十人村會議員十二人を置く、村役場及平眞城尋常小學校は大字平川にあり、又大字眞木に眞木尋常小學校あり。

舊藩時代には元合志郡大津手永に屬せしが、町村制實施の際平川・眞木・古城の三村を大字として

平眞城村を作り今日に至る。町村制實施以來の村長は宇野仁八郎、宇野熊三郎、坂本常記、大野德行、宇野軍太郎、吉良熊太郎、江上胤成、臼杆伍一、矢野桂太郎、古庄保の諸氏なり。

一六、大津町

大津町は郡の東南部にあり、隈府町を距る事南四里熊本市の東北四里三十町の處に位す、北は護川平眞城の二村に交り東南は瀬田村陣内村に連り西は原水村に接す、東西凡一里三十町南北凡三十町面積〇、七五方里なり。

鞍嶽二重峠の餘脈は本町の東北部に達して一帶の丘陵をなす、是れ本町の高地部に於て海拔凡六百尺あり、畑山林の存する所なり、西南部は白川の流域にして一面廣潤の水田なり、市街は高低南部の境界をなして長く建設せられ瀬田井手其中央を貫流せり。

町民の職業は商業を最とし農業労働者之に次ぐ。

本町商品の重なるものは材木・板類・呉服・反物類・米穀・酒類・醬油・肥料等なり、製品としては落雁粉・菜種油・油粕あり農産物には米・麥・菜種・煙草・繭等なり。

此地熊本より大分・宮崎に通ずる要路に當るを以て、貨物旅客の輻輳極めて頻繁にして數百輛の荷馬車晝夜絶えず東西に往復す、加ふるに植木往還・隈府往還・御船往還・森往還等開通して四通八達運輸交通の便愈々加はり、又豊肥線の要衝に當る、肥後大津驛の設置と共に運輸交通界の一大進歩を

促し、各地方物貨の集散地として將來益々發展の機運に向へり。

本町は大津室の市街部と引水・新灰塚の村落部とより成る、この五大字に區長各一人あり町會議員は十二人なり。

町役場・尋常高等小學校・大津警察分署・熊本區裁判所大津出張所・大津葉煙草收納所は大字大津に大津郵便局・菊池東部農業學校・及豊肥線大津驛は大字室にあり。

市街地は豊後往還の沿道(下道筋)最も繁榮の地にして、延長凡里許、中に室町、陣内道・田町・新田町等あり、舊道筋(上道筋)には片へら塘町・鶴口・中町等あり。

本町は元合志郡に屬し、加藤氏入國の當時迄は一部落に過ぎざりしが、堀川の開鑿以來田地拓けて俄に富裕となり、漸次市街をなすに至れり、舊幕時代には領主細川氏江戸上下に際する宿驛地にして本陣御茶屋等の設けあり、又阿蘇郡より上納する貢米の倉庫あり、合志半郡を宰する大津手永の會所あり、郡内樞要の地にして頗る繁盛なりしが、明治維新後政治上の中心は隈府町に吸敷せられ當地は商業的都市となり物貨の通過驛として現況を呈するに至れり。

町村制實施に當り室町と共に附近の農村・引水・新村・灰塚を併せて大津町を作れり、町村制實施以來の町長は高濱敏徳、野上經喜、赤峯千尋、石原眞一、宇野忠吾諸氏なり。

一七、瀬田村

瀬田村は隈府町の東南五里三十町、熊本市の東北六里二十四町の郡界に在り、東南は黒川及白川を隔て、阿蘇郡長陽村及錦野村に面し西は陣内村に接し北は大津町平真城村及阿蘇郡永水村に境せり。

東部は二重峠の餘脈連互し、阿蘇火口壁の一部を形成せるを以て所謂瀬田裏の原野をなせども西部白川の沿岸は稍々平坦なり。

白川は源を阿蘇白水村より發し本村の東南界に於て火口瀬をなし郡の南境に沿ふて西流す、其の水を大字瀬田の東端に於て上下二個の井手により分岐す、下井手は天正十七年加藤清正の開鑿に係り上井手は寛永十三年細川忠利の開鑿なりと云ふ、共に灌漑の便宜しく養ふ所の水田瀬田・大津・陣内・津田・原水の五ヶ町村に涉り凡千三百町歩を數ふ。

本村亦農業を主とす、産物の主なるものは米・麥・雜穀・秣草等なり。

本村は立野・瀬田・大林・吹田の四大字より成り村役場を大林に置く、村會議員十二人なり、小學校は二校ありて大字立野及大林に設立せり、豊肥線立野驛は大字立野にあり。

舊藩時代には元合志郡大津手永に屬せしが、町村制實施と共に當時の村を大字として瀬田村を作れり。本村の一部なる舊瀬田村は往昔阿蘇郡南郷に屬せし古記あり。

大字立野には立野郵便局熊本電氣會社黒川水力發電所建設せられて縣内及隣縣に送電するあり。

又立野驛の置かれしより物貨の輻輳行客の往來頻繁にして立野は遽に繁華の巷となれり町村制實施以來の村長は岡本定隆、浦田戡八、佐藤敬太郎、西本敬藏の諸氏なり。

一八、陣内村

陣内村は隈府町を距ること東南四里二十八町、熊本市の東北五里五町なる本部の南境にあり、北は大津町に交り東は瀬田村に境し南は白川を挟みて阿蘇郡錦野村・上益城郡白水村に面し西は津田・原水の二村に接す、東西凡一里餘南北凡半里餘面積〇方里七三なり。

東北は比較的高地なれども全村概ね平坦にして、地味肥沃本郡に於ける白川流域の主腦部たり。瀬田村より白川を分水せる瀬田上井手下井手の水は村内を貫通し灌漑の便宜しく用水の供給充分なり。

産物は米・麥・繭・生絲を主とす雜穀甘藷等之に亞く。

元縣道として開整せる豊後往還(現今一部は縣道御船往還)は本村を東西に貫通し、山西往還・錦野往還・森往還等の支線南北に延長して交通運輸の便頗宜し。

本村は森・陣内・町・下町・中島の五大字より成り、更に陣内を上中下の三區に分ちて七區とし區長七人村會議員十二人を置く、村役場尋常高等小學校陣内郵便局は大字陣内にあり。

縣道豊後往還はその開整當時は本村を經由せるを以て、沿道の商塵一時は盛運に向ひしも道路の

大津町經由に變更されしと共に商勢衰微振はざるに至れり。

本村には七百年前神社を建立し、六百年前に二個の寺院ありしを以て見れば其以前より住民多く田畑も早く開墾せられしを知るべし、舊藩時代は元合志郡大津手永に隸屬し町村制實施と共に從來の五ヶ村を大字として陣内村と總稱するに至れり、町村制實施以來の村長は江藤福己、江藤勇、大塚英雄の諸氏なり。

一九、津田村

津田村は隈府町の南五里貳拾八町、熊本市を距ること東北參里拾貳町なる郡の南界に位す。北は原水合志の二村と交り、東は陣内村に接し南は白川を隔て、上益城郡白水村及飽託郡供合村に對し西は、西合志村及飽託郡龍田村に連る東西凡貳里貳拾町南北凡貳拾壹町なり。

地形は東西に長く南北に狭小なり北部は丘陵にして南部は平坦、水田開け地味肥沃なり、一條の縣道村の腹背を東西に貫通し、又近年三里木道路南北に通じ、交通大に便なるに至れり。

瀬田井手の開墾は本村の爲に特に設けられしものにして、之によりて本村全部の水田を養ふ而かも最下流に屬するを以て水勢減少時に涸渴に苦むことあり、されば插秧の時期は隣村陣内村より早きこと二旬を越ゆと云ふ。

本村も亦農村なり住民は副業として養蠶・煙草栽培等を營む又盛なり。

産物の重なるものは米・粟・麥・煙草・繭・生糸・菽豆・菜種等なり。

本村は久保田・津久禮に二大字より、成り更に久保田を上中代・中代・出分・北村・川久保・津留・大堀木の六區に分ち津久禮を上津久禮・下津久禮・新山・八久保・花立の五區に分ち、區長十一人村會議員十二人を置く村役場及尋常高等小學校豊肥線三里木驛は大字津久禮にあり。

舊藩時代には元合志郡大津手永に屬せしが、明治八年中代出分北村・川久保津留・大堀木を久保田村と改め上津久禮・下津久禮を津久禮村とし、町村制の實施と共に之を大字として津田村と改稱し今日に及び、町村制實施以來の村長は鈴木清徳、矢野九郎八、岩崎謙太、鈴木直人の諸氏なり。

二〇、原水村

原水村は隈府を距ること南四里貳拾八町、熊本市の東北四里に位し東は大津町に連り南は津田村に接し西北は津田村及合志村に境す東西凡貳里拾町南北凡壹里面積約〇、七方里なり。

地形は東西に長く南北に短し、北部は丘陵にして南部は平坦水田遠く連り所謂往昔の大原野なり。

本村の水利は瀬田上井手に屬す、而もその末流なるを以て最も灌漑に困難なる所なり。されば水田の配水に於ける樋口の精細なることは他の範とする所たり。鐵砲小路は土質の關係上、堀井なき爲め一週一回瀬田井手の水を下して各戸の溜池に引き以て食水に供すと云ふ。

村民の職業は農業にして副業の養蠶・煙草栽培亦盛なり。

産物の重なるものは米・麥・粟・繭・大豆・葉煙草・菜種・蔬菜等なり、特に南方茄子は品質優良其名遠近に者はる。

本村の北部には植木往還あり、南部には縣道豊後往還あり、特に豊肥線は縣道に沿ふて東に走り交通運輸頗る便利となれり。

本村には大字なし古閑原・入道水・柳水・馬場・上堀川・下堀川・新町・南方・中尾の九區に分ち區長九名村會議員十二名を置く、村役場は柳水にあり尋常高等小學校は馬場にあり。

本村は往古廣漠たる原野なりしを以て一名大原野の稱あり寛政年間(細川忠利)南方の中尾馬場・新町・鐵砲・永・小路の五ヶ村を設けらる、鐵砲小路は細川氏の鐵砲師を土着せしめし處なり、舊藩時代は元合志郡大津手永に屬せしが、明治五年村名を原水と改め全村を一團とせり、町村制實施以來の村長は赤塚賢雄、相馬順太郎の諸氏なり。

二一、合志村

合志村は隈府町の南參里貳拾八町熊本市を距ること北に參里拾貳町の處にあり、北は泗水村に接し東は護川村に連り南は原水津田の二村に隣り西は西合志村に界す、東西凡一里貳拾町南北凡二里面積二、五方里餘なり。

本村は郡内の高地部に屬し、丘陵所々に散在すれども甚だ高からず、山林耕地相半す水田は僅に
鑿間に存するのみ。

村民の職業は農を主とし商工之に亞く、産物の主なるものは繭・生糸及大小豆・粟・蕎麥・甘藷・陸
稻・葉煙草等なり。

本村の交通は近年植木往還の開鑿するありて木津・植木間を連絡せしため頗る利便を得たり。

本村は竹迫・福原・幾久富・豊岡・上庄・榮の六大字より成る、更に之を十六區に分ち區長十六名村會
議員十二名を置く、村役場竹迫郵便局熊本區裁判所竹迫出張所及竹迫尋常小學校は大字竹迫にあり
豊岡尋常小學校は大字豊岡に同群分教場は字群に榮尋常小學校は大字榮にあり。

舊藩時代は元合志郡竹迫手永の會所を置き合志半郡を所領せしが、後會所は福本村に移れり、町
村制實施に際し西合志村より榮の一部を割きて大字榮とし他の五村を大字として共に合志村を作れ
り。

此地は建久年中鎌倉幕府時代より永正大永の頃迄は、地頭職の居城地として舊合志郡に號令せし
中央政府の所在地なりしも、世の變遷と共に今は山間の僻地として昔時の面影をも止めず、町村制
實施以來の村長は山之内信純、麻生直温、井本源次郎、齋藤龜五郎の諸氏なり。

二二、泗水村

泗水村は隈府町の南貳里拾八町、熊本市を距る北に四里拾壹町郡の中央部に位す、北は花房村及
戸崎村に接し東は北合志村護川村に境し南は合志村西合志村に連り西は田島清泉の兩村に隣りす、
東西凡貳里南北凡壹里餘にして面積貳方里餘を有す。

地形東西に長く南北に短し合志川村の中央を流れ、其の流域は水田にして平野遠く連り地味肥沃
西部地方米作地の主腦部たり、此の田地を夾みて南北部は村落點在し其の背部は丘陵にして畑及山
林なり。

北合志村より流る、合志川は村の中央部を東より西南に貫流し、所々に堰を設けて分岐し養水と
なす、近年耕地整理を行ひ水路の配置宜しきを得て灌漑排水に一層便なるに至れり。

村民職業の重なるものは農業にして副業として養蠶を營む、本村の養蠶は九州に比類なき盛況に
て製絲工場の煤煙常に絶えず、産物は米・麥・粟・大小豆の農産物主なるものにして繭・生糸の産額米
穀以上に上れり。

縣道日田往還は村の中央部を、大津往還は東部を南北に貫通し泗水往還・泗水道・山鹿道・熊本道・
等は東西に延長して兩縣道を連絡し、又菊池軌道の日田往還に沿ふて走るあり、交通運輸至便とな
り本村發展上蒙る所の利益蓋し尠少なからざるべし。

本村は住吉・富納・永・吉富・豊水・福本の六大字より成り更に之を十六區に分ち、區長十六人村會議

員十八人を置く、村役場及び豊水尋常小學校は大字吉富に、住吉尋常小學校は大字住吉に、泗水村外四箇村組合立菊池西部高等小學校、同農業補習學校及豊水郵便局、菊池軌道高江驛は大字豊水にあり。

本村は元合志郡竹迫郷の一部にして一時會所の所在地となれり明治初年戸長役場を置かるゝに及び、住吉・永富・納の三村を住吉村列戸長役場とし、又吉富・豊水・福本の三村は吉富村列戸長役場として村治をなせしが、町村制實施に際し以上の六ヶ村を大字とし之を合して泗水村と改稱せり、町村制實施以來の村長は西佐一郎、宮崎茂一郎、中山守善、佐々三郎、齋藤長八、清田芳太郎、平島源太郎の諸氏なり。

二三、西合志村

西合志村は限府町の西南四里參町、熊本市の北參里參拾町の郡界にあり、北は田島泗水の二村に隣し東は合志村に連り南は津田村及飽託郡清水村に接し西は飽託郡川上村鹿本郡山東村に界す、東西凡一里南北凡二里五町面積凡二方里なり。

地形南北に長く東西に短し、東南は高地部にして黒石原の野原をなし西北に概ね平垣にして唯々辨天山の小丘陵を見るのみ村内にある水田は多く澗流によりて養はる。

村民の職業は概ね農業なり産物の主なるものは麥・粟・米・大小豆・甘藷及藪等なり。

縣道日田往還は本村の東端の補助道維持往還は中央部を南北に貫通し、補助道植木往還之に交互して東西に連ね、此の三線を主幹として幾多の枝線之に相會し又菊池軌道に沿へるを以て交通上の便頗る宜し。

本村の大字は合生・野野島・上生・須屋・御代志の五あり、更に之を十七區に分ち區長十七人村會議員十八人を置く村役場及野々島尋常小學校は大字野々島にあり合生尋常小學校私立合志義塾は大字合生に須屋黒石尋常小學校は大字須屋にあり。菊池軌道、辻久保、大池、御代志、黒石、須屋の各驛は本村内にあり。

本村は舊藩時代には合志郡竹迫に屬し、明治初年町村分合の際に於て現今の大字名をとりて其村名と爲せしが町村制の實施と共に西合志村と改稱し一村とせり、町村制實施以來の村長は、工藤廿、緒方龜、林中、澤田登喜藏、兒玉榮、中尾盛義の諸氏なり。

二四、田島村

田島村は限府町の西南參里參町、熊本市を距ること北に四里參拾町の處に位し、北は清泉村に隣し東は泗水村に接し南は西合志村に連り西は鹿本郡山東村及吉松村に境せり、東西凡壹里、南北凡參拾五町、面積約一方里なり。

地形殆んど方形をなす地勢は南北兩端相距るに隨ひ漸次に高丘をなしその北部は所謂岡原の丘陵を

なせり、中央合志川の流域は土地稍平垣にして本村の兩大字を分界す。

合志川は泗水村より來りて中央部を東西に貫流し、福本・豊水の二大井手によりて本村の主腦部を灌漑し、其他は磐流及溜水によりて養水を供給す。

本村の交通は維持往還を幹線とし、田島往還・田島道・來民道等之に交叉して運輸に交通に便なるを得たり。

本村は田島南田島の二大字より成り、更に之を六區に分ち區長六人村會議員十二人あり。村役場及尋常小學校は大字田島にあり。

本村は元合志郡竹迫手永の所屬なりしが、明治十八年に至り現今の清泉村と共に一戸長役場の治下となれり、同廿二年町村制實施に際し分離して田島南田島の二村を大字として田島村を作れり。町村制實施以來の村長は古市萬、古市元、松田新太郎、泉田辰藏、岩下茂藏の諸氏なり。

二五、清泉村

清泉村は隈府町の西南貳里參町、熊本市を距ること北五里參拾町郡の極南あり、北は菊池川を隔て、加茂川村に對し東は花房村に界し南は泗水田島の二村に連り西は鹿本郡田底村及中富村に接す、東西凡壹里餘南北凡貳拾町面積〇方里五合五勺なり。

南部は一帶の臺地にして北部は菊池川の流域に臨み土地平垣にして此の北部一帶の地は主に住民

の部落なり。

菊池川は北境を流れて或は灌漑に或は漁業に尠からざる福利を與へつつあり近年耕地整理を行ひ水利耕作に便を計れり。

村内到る所に清泉湧出し水田の大部分は之によりて養はる故を以て大旱の時と雖其害を蒙らざる所多きも、溜池によりて灌漑する一部地方は時に一毛を得ることありと云ふ。

住民の職業は農を主とし副業として養蠶をなす、本村の養蠶業亦郡内屈指の中なり、産物の重なるものは米・麥・大豆・粟・甘藷及繭生糸等なり。

本村は菊池往還・維持往還・來民往還・山鹿道路・等村内を貫通し又菊池川の水運ありて交通運輸共に便なり。

本村は龜尾・林原・蘇崎・小野崎・橋田の五大字より成る、更に之を七區に分ち區長七人村會議員十二人を置く、村役場は大字龜尾に尋常小學校は大字林原あり。

古は小野崎村・坂井村の二村なりしが、後世に至り三萬田・板井・林原・打越・内島・小野崎・橋田の七ヶ村となり合志郡竹迫手永に屬せり、明治八年三萬田板井を龜尾村と改め、打越内島の蘇崎村と改め、他の三ヶ村を加へて一戸長役場の所領とせしが、同十八年現今の田島村を合併して一戸長役場の所管となり、更に町村制實施と共に田島村と分離して清泉村を作り從來の村名は大字と改稱せり。

町村制實施以來の村長は富田新、上村俊藏、小川惟明、中島常次郎の諸氏なり。

第二章 官衙其他

一 菊池郡役所

菊池郡役所は限府町大字限府にあり本廳は明治十二年一月二十日の創設にして菊池合志郡役所と稱し町内の井出端(現今の限府町役場)に在りしが同十四年六月十八日現在の位置に移り山鹿山本菊池合志郡役所と改稱せり同二十八年七月一日山鹿山本の二郡を分離し再び菊池合志郡役所となり更に同二十九年四月一日郡名の變更(菊池合志の二郡を合して菊池郡とす)により菊池郡役所となれり。
創設以來の長官を擧ぐれば左の如し。

退官時の位勳	氏名	任命年月日	退官年月日	在官年數
不詳	飯田熊太	明治十二年一月廿四日	同十四年七月一日	二年五ヶ月
從七位	上羽勝衛	同十四年七月一日	同廿三年八月二日	九年一ヶ月
從五位勳六等	小池浩衛	同廿三年八月七日	同年十二月廿四日	四ヶ月
從五位勳六等	安田退三	同廿三年十二月廿七日	同廿五年二月廿三日	一年二ヶ月
從六位勳六等	小橋元雄	同廿五年二月廿三日	同廿八年七月一日	三年四ヶ月

從七位	川島澄之助	同廿八年七月一日	同三十年十月六日	三年三ヶ月
正八位	荒川真藏	同三十年十月六日	同卅一年二月廿八日	四ヶ月
從六位勳六等	瀬高龍人	同卅一年二月廿八日	同卅二年五月十日	一年二ヶ月
從六位勳五等	美濃部盛行	同卅二年五月十日	同卅四年八月八日	二年二ヶ月
從六位勳五等	阪本到	同卅四年八月八日	同四十二年五月二日	八年八ヶ月
從六位勳五等	高野定義	同四十二年五月二日	大正元年十一月卅日	二年六ヶ月
正八位勳八等	藤原覺因	大正元年十一月三十日	同三年六月廿九日	一年七ヶ月
從七位勳七等	和田享	同三年六月廿九日	同四年六月十八日	一年
從六位勳六等	小田原勇角	同四年六月十八日	同六年十月	二年四ヶ月
從六位勳五等	龜井直信	同六年十月		

現今の廳舎は大正元年八月五日改築起工同二年二月一日竣成せるものにして建物坪數百八十坪四合一勺此の建築費壹萬六千五百五拾餘圓を要せり。

二 限府警察署

一 限府警察署は菊池郡限府町大字限府四四七番地の二にあり。

本署の創設は詳からざれども初め菊池郡警察署と稱し横町にありしが明治三十六年の頃限府警察

署と改稱し内道場寺内に移れり而るに時運の進展に伴ひ警察事故は益々増加を來たし隨て廳舎も亦狹隘を告ぐるに至りしを以て遂に改築の要を認め大正元年中改築起工し翌大正二年四月に至り竣工せり現今の廳舎之れなり。

長官の氏名を擧ぐれば左の如し。(但し二十二年以前は不明)

任命年月	長官氏名	任命年月	長官氏名
明治二十三年	警部 柳田 泉	同 卅五年十月	警部 松本金七
同 二十七年	同 井上作郎	同 四十年七月	同 森 謙次郎
同 廿八年八月	同 吉田貞介	同 四十二年四月	同 吹野義親
同 廿八年九月	同 澤村正藏	同 四十五年二月	同 佐々木寅彦
同 卅年九月	同 楠田胤治	大正二年八月	同 吉本義孝
同 卅二年三月	同 猿渡次郎	同 三年七月	同 熊田範行
同 卅三年五月	同 楯石源三郎	同 六年三月	同 山口午八郎
同 卅三年十一月	同 松下龍太郎	同 六年十月	同 北 一 龜
同 卅五年三月	同 楯石源三郎		

一、現今の管轄區域は郡内の一町十五ヶ村にして町村名左の如し。

- 限府町 戸崎村 花房村 菊池村 加茂川村 清泉村 岩 村
- 城北村 龍門村 迫間村 水源村 河原村 旭野村 北合志村
- 泗水村 田島村

取扱事件數

發 收 文 書	禁錮以上の刑に該るもの	罰金刑に該るもの	拘留料りに該るもの
大正四年度	二〇七 男	六二 男	六八六 男
大正五年度	一五九 男	一三 女	四四 女
大正四年度	一五八 男	一三 女	九六 女
大正五年度	一五八 男	一三 女	九六 女

署内敷地三百坪廳舎は五十五坪にして其外留置場倉庫附屬舎三棟あり

三、限府警察署大津分署

限府警察署大津分署は大津町大字大津四二三番地にあり、明治六年の頃大字室大願寺内に遷卒詰所を置き舊合志郡の全部を處理せるは其濫觴なり明治九年に至り字中町に移轉し五大區巡查屯所と改稱し明治十年大津警察署と改め警部八田一誠署長として就任し翌十一年熊本府警察署大津分署となり生田一等巡查署長たりしが其後署長の交迭數回ありしも氏名詳ならず明治十八年に至り現今の

廳舎竣工し再び大津警察署と稱し同時に警部平岡寛真署長となり夫れより約一年にして更に熊本市警察署大津分署と改め明治二十二年に至り合志警察署と變更し明治三十二年に改めて隈府警察署大津分署と稱するに至れり。

管轄區域は數度の變遷あり現今は郡内の一町七ヶ村及び阿蘇郡内の二ヶ村にして其の町村名左の如し。

大津町 陣内村 津田村 原水村 合志村 護川村 平眞城村
阿蘇郡の内 錦野村 山西村

當初よりの長官の氏名詳ならず最近には廣瀬保久、楯石源三郎、坂田駒次郎、池田範行、吉本義孝、園川龜代太、井上時太郎を経て現今の署長酒井茂一郎に至る何れも警部にして長きは七、八年短きは五、六ヶ月に過ぎざるものあり就任年月詳かならず。

取扱件數

發收文書	大正四年度	禁錮以上の刑に該るもの 二二二	罰金刑に該るもの 六六三	拘留料科に該るもの 七八九
	大正五年度	一六二	一五	四三
		男 二二二	女 一〇	男 六六三
		男 一六二	女 一五	男 四三
				女 二
				男 七八九
				女 二七
				六九四
				一九

大正四年

三、八五二件

大正五年

三、九二八件

四 菊池小林區署

菊池小林區署は隈府町大字隈府字土井外にあり、明治二十三年四月の創設にして明治四十年に至り山鹿小林區署を合併せり現今の管轄區域は菊池郡内隈府、砦、城北、龍門、河原、花房、菊池、加茂川、戸崎、迫間、水源、鹿本郡内山鹿、來民、大道、中富、千田、米野岳、米田、八幡、川邊及阿蘇郡内の牧町大分縣内の上津江の二縣四郡に渡り三十一箇町村にして廣袤東西十三里南北六里に渡り國有林野面積合計六千二十六町九段二畝を管す現時の廳舎は元福島小林區署を移轉改築したるものなり本署は熊本大林區の配下にして國有材野及其附帶設備を經營保護する爲署長山林技手一名署員山林屬一名森林主事五名雇二名在任す、其の内小林區署詰員四名にして他は龍門・水源・迫間・内田・野岩の五個所の保護區官舎に在任し部内國有林野の保護取締及其業務に従事せり。
創設以來の署長左の如し。

山林屬 森 大 七	山林屬 中 村 泉
山林技手 神代彌左右衛門	同 由 布 太 郎
同 鴨 原 篤 二	同 矢 野 義 治
	同 峰 信 義

大正五年度取扱件數左の如し。

五、山鹿區裁判所隈府出張所

本所は隈府町大字隈府字城山千三百二十九番地にあり明治廿一年十一月六日の開設に係る最初の管轄區域は舊菊池郡の全部なりしが明治廿六年十月一日城北村の内大字池永、宮の原、阿佐古を同三十二年六月十五日城北村の内大字松尾稗方、米原を山鹿區裁判所六郷出張所に轉屬せしめ同卅二年三月十二日熊本區裁判所竹迫出張所の管内より清泉村を分ちて當所へ所屬せしめたりされば現在の所管は一町十一ヶ村なり。

開設以來の主任の氏名左の如し。

裁判所書記	主任	野津 一雄	島田 季吉	塚本 大夫樹
		生田 嘉三	下田 由太郎	池田 佃
		吉永 庄五郎	吉田 徳太郎	村上 仙次
	峰	信義		

現在廳舎の敷地は宅地百六十九坪にして建物は木造瓦葺二階建一棟三十九坪二合五勺附屬建物瓦葺平家一棟十二坪同一棟一坪あり明治三十九年八月十二日の新築にして建築費貳千七百五十圓を要せり。

本廳主務の大要は不動産の賣買贈與遺産相續家督相續等に依る所有權移轉登記質權抵當權設定の登記其他產業組合假差押假處分土地及名義人の表示變更更正の登記等總て登記に關する一切の事務にして件數四千七百八十餘に上れり。

六 熊本區裁判所竹迫出張所

本所は合志村大字竹迫千七百四十七番地の二に在り、明治廿一年十一月六日の開設に係る最初の管轄區域は舊合志郡の全部なりしが同廿四年一月六日大津出張所の開始と共に大津町外七ヶ村を分割し同三十二年三月十三日清泉村を割きて山鹿區裁判所隈府出張所へ轉屬せしめしかば現在は合志村西合志村泗水村田島村の四箇村なり。

開廳以來主任の氏名左の如し。

裁判所書記	藤 本 敬 太	同	益 田 正 甫	同	森 末 四 郎
	吉 田 徳 太 郎	同	渡 邊 孫 平	同	安 藤 長 次 郎
	佐 藤 實 次	同	甲 野 桑 男	同	友 枝 敬 亮

現在廳舎の敷地は百四拾七坪建物四拾壹坪七合五勺附屬舎參坪にして敷地は個人有にして建物は管轄村の共有なり。

七 熊本區裁判所大津出張所

本所の創立は明治廿四年一月六日にして大津町字大津にあり其管轄區域本郡内大津町原水村、津田村、陣内村、瀬田村、平真城村、護川村、北合志村にして阿蘇郡内山西村、錦野村上益城郡白水村の一町十ヶ村なり。

創設以來の主任左の如し。

書記	森下 箴道	同	千場 圓藏	同	右田 徳太郎
同	池田 佃	同	安藤 長次郎	同	後藤 長熊
同	立山 富平	同	村上 仙次	同	田上 直俊
同	相馬 一	同	市川 信次	同	岩上 千代松
同	荒木 白駒	同	脇坂 直次郎		

廳舎の敷地は參百五拾九坪五合八勺にして建物坪數四拾七坪貳合五勺にして明治二十六年十一月頃の建築にかゝるも費用等詳ならず。

最近一ヶ年中の取扱件數は五千五百件内外に及ぶ。

八 熊本種馬所

本所は明治二十九年七月の創設にして現在馬政局の所管たり、管轄は第六馬政管區中熊本、大分福岡、長崎、佐賀の五縣下にして、種村地區は今佐賀縣を除き前記四縣下に互れり、本所は初本熊

縣球磨郡川村にありしを明治四十一年同縣菊池郡現位置に移轉せり、地域は菊池郡西南端合志村なる平坦地にして面積百七十五町五反六畝餘歩を有し、隈府町より熊本市に通する街道に接す。開廳以來の長官氏名及び就職年月日を左に掲ぐ。

山下 盛治	明治二十九年六月
安井 淳之助	同 三十一年四月
久野 久	同 三十五年五月
島本 格十郎	同 四十三年六月
安井 淳之助	大正三年八月

用地

一 總面積	百七拾五町五反六畝貳拾壹歩		
内 譯			
建物敷地	拾二町九反三畝二十五歩	馬匹運動場	二反六畝二十歩
耕作地	八十二町六反歩	草刈地	十六町八反八畝二十一步
植樹地	八町五反二十七歩	道 路	四町四反二畝二十三歩
其他	四十九町九反二畝十五歩		

本所は陸軍省馬政局の所管に屬し馬匹改良の業務を掌る今左に本所大正六年一月現在の馬匹の頭

數及種類を擧ぐべし。

種 類	十歳以上		十歳以下		計
	十歳以上	十歳以下	十歳以上	十歳以下	
佛國産 アラブ	—	—	—	—	—
内國産 サラブレット	—	—	—	—	—
内國産 アングロ、アラブ	—	—	—	—	—
トロツタト	—	—	—	—	—
内國産 ノースター	—	—	—	—	—
ハクニ	—	—	—	—	—
内國産 ハクニ	—	—	—	—	—
アングロノマン	—	—	—	—	—
内國産 アングロノルマン	—	—	—	—	—
濠洲産洋種	—	—	—	—	—
内國産洋種	—	—	—	—	—
雜 種	—	—	—	—	—
計	二八	六	二八	六六	九四

外に耕馬六頭 雜役馬二頭

價格 種馬 拾五萬四千二百七拾七圓五錢四厘

耕馬 壹千貳百參拾圓

雜役馬 百拾圓

總合計 拾五萬五千六百拾七圓五錢四厘

九、九州療養所

九州療養所は合志村大字榮にあり明治四十二年四月の建設にして管轄區域創立當初は佐賀、長崎、福岡、大分、熊本、宮崎、鹿島の七縣なりしが同四十三年三月更に沖繩縣を追加せり所長は河村正之創立より勤續せり。

本所の敷地は貳拾壹町五段二十二步にして建物壹千五百拾五坪此の建物費五萬七千二百七拾壹圓貳拾四錢八厘を要せり。

本所は明治四十三年法律第十一號の趣旨に基き専ら癩病患者の療養救護等を掌る所なり大正六年八月末の收容患者は男百八十八名女五十九名合計二百四拾七名なり。

患者慰安の施設方法として物質上には庭園の花卉栽植並に基將基及新聞雜誌の閲覽等をなさしめ精神上には基督教、眞宗、日蓮宗等の説教並に蓄音機の設備をなし安靜療養の資に供せり。

當所大正六年度の經常費は四萬二千四百八十八圓を計上せり。

一〇、限府郵便局

限府郵便局は限府町大字限府二百九十貳番地に在り明治七年一月一日の創設に係かる局長は高木一喜創業の任に當り明治二十六年七月十三日現任局長高木學就任し勤績廿五ヶ年の今日に至れり、現在勤務の人員は通信事務員九名、官營保險事務員一名、電話交換手二名、電信技術員一名外に集配遞送人拾五名あり普通郵便の集配區域は、河原、旭野水源を除き舊菊池郡全部に互る。

取扱事務開始の年月左の如し。

- 一、通常郵便 明治七年一月一日
- 一、貯金 明治十二年三月一日
- 一、外國爲替 明治廿五年七月十日
- 一、電話通話 同四十一年三月一日
- 一、官營生命保險 大正五年十月一日
- 一、集配事務 右二圖シ
- 一、内國爲替 明治十二年八月一日
- 一、電信和文及歐文 同廿五年二月一日
- 一、電話交換 大正二年二月一日

最近一ヶ年間(大正五年度)の取扱件數左表の如し。

種別	引受數	配達數
郵便	六九四、三九四	七三五、八一四
留書	六、七四三	五、八五三
格	五五九	四〇八

小包	代金引換	電報	電話	内國爲替	外國爲替	貯金	振替貯金	年金恩給
普通	留書	發信	通話	金口	金口	金口	金口	金口
出	出	出	出	額數	額數	額數	額數	額數
七、四七五	八、三三四	九、六二四	一、五七二	七、四四二	五〇、六〇八、七六五	一、八五一	四、二四八	一〇〇、〇六八、三三九
二、一七四	三、〇八七	二、五六八	一、三、二九〇	一一三、三七三、五五〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四
一、四一	一、五七一	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	一、八五一	四、二四八	七、七四
預入	拂戻	出	出	預入	拂戻	拂戻	拂戻	拂戻
一、八五一	四、九三九	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四
三、八五、三三〇、九八六	四、九三九	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四
一、八五一	四、九三九	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四
三、八五、三三〇、九八六	四、九三九	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四
一、八五一	四、九三九	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四
三、八五、三三〇、九八六	四、九三九	七、八九	七、八九	五五、〇〇〇	八、三一五、〇一〇	三、八五、三三〇、九八六	一〇〇、〇六八、三三九	七、七四

一一、河原郵便局

河原郵便局は河原村大字下河原字中原にあり。

明治十二年五月六日の創立にして高木隆亮局長たりしが明治三十四年十二月一日高木多太治代りて局長となり明治三十八年八月一日現局長佐々尙喜就任せり。

本局の集配区域は北合志村、旭野村、河原村、水源村に及ぶ局員は局長一名、事務員一名六分なり。

一ヶ年間(大正五年度)の取扱件数左の如し。

種別	引受数	配達数
郵便書留	八二、九八六	一八七、〇六、五
普通	五六〇	八五七
郵便書留	五、八五三、〇〇〇	九五
普通	一四、七一三、〇〇〇	

一二、間所郵便局

間所郵便局は加茂川大字砂田字間所に在り明治四十二年三月の開設にして局長は池田小三郎なり。

本局は無集配局にして局員一人を置き主なる事務は通常郵便及び貯金爲替を取扱ふ一ヶ年の件数左の如し。

通常郵便六二三、小包郵便三九〇、貯金受入二、一七二、拂渡四三六、爲替受入七八七、

拂出六五六

一三、豊水郵便局

豊水郵便局は泗水村大字豊水にあり明治七年四月二日の創設なり局長は前任江上胤満現任江上胤政にして現局長は明治三十三年二月十日就任せり。

本局の集配区域は清泉村・加茂川村大字菰入・田島村・西合志村大字合生、御代志、須屋、合志村、泗水村等なり。

局員の所定数左の如し。

通信事務員 三人三分 集配人 四人 遞送人 二人

本局の取扱事務開始の年月日左の如し。

種別	開始年月日	種類	開始年月日
通常郵便	明治七年四月二日	外國爲替	同 廿五年七月十日
貯金	同 十九年一月十九日	小包郵便	同 卅三年二月一日
内國爲替	明治廿四年二月廿一日	電信	同 四十四年二月一日

最近一ヶ年間の取扱件数左の如し。

種別	引受数	配達数
郵便書留	一四三、二三五	二二三、九一二
普通	一、三三〇	一、九二五
郵便書留	二二四	二九〇

菊池種誌

小包書留	普通	六二七	二、三二一
代金引換		二五四	六五七
内國電報	發信	一、〇四五	一七五
		一、四七六	一、六五四
内國爲替	金	振出 二六、六〇八、一四〇	着信 一、六五五
	口		七八五
外國爲替	金	振出 二〇〇、〇〇〇	拂渡 一九、七六九、五六五
	口	六、六五二	一二〇
貯金	金	預入 一五、六一八、八七八	拂渡 七、三三〇、一五〇
	口	一、四〇〇	八一三
年金恩給	金	拂渡 三、四三〇、五〇〇	拂渡 一二、九七〇、四六三

1180

一四、竹迫郵便局

竹迫郵便局は合志村大字竹迫千八百六十九番地にあり明治三十五年十一月十六日の開設に係かり當初の局長は大塚辰造なりしが現局長渡邊茂保は其後をづぎ四十二年五月六日就任せり。本局は無集配局にして局員一人を置き通常郵便、爲替貯金、年金恩給債券元利金支拂等は當局の主要事務にして一ヶ年の取扱件数は四千五百六十七件を算す。

一五、大津郵便局

大津郵便局は大津町大字室百拾壹番地にあり本局の創設は明治五年七月一日にして飯田三郎彦局

長となり明治四十四年十月廿九日まで勤績せり爾後現局長柳澤和太郎其の後任となれり。

當局の集配區域は大津町、護川村、平直城村、陣内村、原水村、津田村にして市内の配達里程參里十七町拾九間市外二十二里參拾壹町四間の延里數となれり。

所定の局員は五人六分兼務二人を置く。

大正二年度中の取扱件数は左の如し。

通常郵便引受	二五六、三四〇	配達	三〇七、六三八
小包郵便引受	二、三三四	配達	三、五九七
電報發信	五、一五二	着信	五、二九九
爲替振出	四、四〇四	金額	八四、三一五、八七〇
同 拂渡	二、〇七九	金額	三〇、〇七一、七六〇
貯金預入	五、七三三	金額	五九、〇九六、九五〇
同 拂渡	一、二一一	金額	五八、〇九四、三七六
振替貯金拂込	二、〇〇八	金額	五九、九九四、七八六
同 拂渡	三九〇	金額	二八、四九四、四〇〇
年金恩給支拂	二四九	金額	六、一六〇、一六〇

一六、立野郵便局

立野郵便局は瀬田村大字立野に在り明治十九年十月一日の創設にして局長相澤團平三十八年九月

十六日迄勤績し爾來局長の就職年月日左の如し。

丸野 豊吉	明治三十八年九月十七日就職	黒木 多次馬	同四十二年二月十五日就職
井川 鶴次	同四十五年四月廿六日就職		

本局の集配区域は瀬田村一圓阿蘇郡長陽村の内大字河陽字戸下同村大字下野字下野及び同郡錦野村大字外牧に及ぶ。

局員の所定数は四人にして郵便の集配爲替貯金の取扱を主務とし一ヶ年の取扱件数は左記の如し。

一、配達	一〇一、八一六	一、引受	九六、〇〇八
一、爲替拂渡口数	六二六	一、爲替振出口数	二、八二五

十七、株式會社肥後銀行限府支店

肥後銀行限府支店は限府町九拾壹番地にあり（本店は熊本市米屋町一丁目にあり資本金貳百萬圓諸積立金繰越金七拾八萬圓）大正五年五月舊菊池銀行の地所家屋を買収して支店を設置せり。

細川侯爵家及び安田一家の共同經營に係り開店後七閱月諸預金拾八萬二千圓餘諸貸出金九萬五千圓にして割引手形、荷付爲替、送金爲替、代金取立其他銀行一般の業務を取扱ふ

一八、株式會社限府銀行

限府銀行は限府町七拾八番地にあり明治三十三年七月の創立にして株式會社なり本行の營業は諸

貸附及預り金諸手形割引荷爲替其他一般の銀行業なり。

資本金額七萬五千圓拂込總額六萬三千七百五拾圓諸積立金壹萬九千參百圓を有し諸預金貳拾五萬九千貳百七拾七圓貸附金貳拾貳萬六千四百貳拾八圓なり。

一八、熊本電氣株式會社立野發電所

本社の水源黒川なるを以て一に黒川水電と云ふ本工事の創業は明治四十二年十一月一日にして資本金貳百萬圓拂込金額八拾七萬五千圓を有す。

本社は電燈及び電力の供給を營む株式會社にして其の發電所を瀬田村大字立野字古村に設く今左に工事設計の概要を示す。

本工事は阿蘇郡永水村大字車歸字下道下に水路の取入口を設け隧道（七ヶ所延長千二百九十間）及び開渠暗渠等を合し總延長二千間を開鑿し菊池郡瀬田村大字立野家舞堂に至り爰に水溝を設けて之より鐵管（内經三尺三寸長二千八百尺）に依り發電所に至る此の鐵管の有効落差は八百十尺にして理論馬力二萬八千八百馬力を發生せしむるものとす。

右水路の外に關聯する諸工事の大要左の如し。

- 一、洪水垢 水門十列 開渠百二拾間
- 一、堰堤並に土砂吐水門

- 一、取入れ水門(二列)及防沙水門
- 一、土砂溜枳及土砂吐水門
- 一、添水路(長三十五間)水門四箇所(各二列)
- 一、分水水門(二列)
- 一、水電専用水門

右の外放水路運搬道路發電所工事等にして之に用する工費の豫算は七拾五萬圓なり。本工事は大正三年二月竣成し同年四月營業を開始せり現今更に増設工事に着手し進行中に屬す。本會社の供給區域は熊本市内を始め菊池、鹿本、玉名等は勿論遠く大牟田一圓に及ぶ。

一九、菊池肥料合資會社

菊池肥料合資會社は泗水村大字豊水參千七百參拾壹番地に在り明治四十四年九月十五日を以て創立し資本金額壹萬貳千圓にして全部の拂込をなせり當會社の目的とする營業は主として肥料販賣其他米穀購入物品販賣並に貨物運輸業をなすものとす、其の販路區域は泗水、田島、西合志、合志、清泉、花房、旭野、護川、北合志村とす。

二〇、泗水製絲販賣組合

泗水製絲販賣組合は泗水村大字福本合志川畔に在り明治四十三年六月の創業にして齋藤長八を組

合長とする組合組織の工場なり原動力には蒸氣機關を用ひ二百二釜を据付け工女二百名を使役し日
日の製絲高十五貫匁一ヶ年累計四千五百貫に及ぶ。

二一、菊池製絲場

菊池製絲場は菊池村大字大琳寺にあり、明治四十年八月の創立にして熊本製絲株式會社の分工場として三十釜にて開業し漸次擴張して目下百二十釜あり原動力には火力を用ひ工女百三十を使役し
毎年原料として繭買入高三萬二千貫餘産出高二萬二千斤に及ぶ。

二二、千々波製絲場

千々波製絲場は限府町大字限府にあり明治四十年六月の創業にして千々波彌作個人經營の工場なり
原動力には蒸氣機關を用ひ釜數五十工女六十人を使役し日々の製絲高三貫餘一ヶ年累計九百貫此
價格七萬圓内外なり。

二三、劇場櫻座

劇場櫻座は限府町に在り町内有志の出資により公會堂代用の目的を以て創立せられ、建築費貳萬
七千圓餘を要せり收容人員千二百七十四人とす。

二四、産業組合中央會熊本支會菊池郡部會

本會は産業組合中央會熊本支會の趣旨に基き郡内に於ける産業組合の普及發達を圖る目的を以て

大正四年十一月設立せり。事務所は菊池郡役所内にありて郡長を以て部會長とす大正五年十二月末に於ける組合數は信用組合十。購買組合一。販賣組合一。信用購買組合八。信用購買販賣組合一。にして組合の名稱左の如し。

- | | | | |
|------------|----------|-----------|----------|
| 西合志信用組合 | 田島信用組合 | 清泉信用組合 | 花房信用組合 |
| 旭野信用組合 | 護川信用組合 | 陣内信用組合 | 河原南部信用組合 |
| 津久禮信用組合 | 泗水信用組合 | 久保田購買組合 | 泗水製糸販賣組合 |
| 戸崎信用購買組合 | 城北信用購買組合 | 重味信用購買組合 | 豊間信用購買組合 |
| 瀬戸口信用購買組合 | 原水信用購買組合 | 寺小野信用購買組合 | 泗水信用購買組合 |
| 河原信用購買販賣組合 | 菊池生産販賣組合 | | |

二五、菊池郡農會

菊池郡農會は明治三十三年の創立にして事務所を菊池郡役所内に置き毎年經費六千圓餘を計上し陸稻及麥採種地の設置、水稻種子の配布、米麥多收品評會、共同苗代田の獎勵、稻田給水組合、推順設置獎勵、農事講話、農事視察、農事功勞者の表彰、農事改良組合等の事業を履行し普通農事の改良發展を計りつゝあり。

二六、菊池郡産牛馬組合

菊池郡産牛馬組合は明治卅四年八月の創立にして事務所を菊池郡役所内に置き毎年經費三千圓餘を計上し議員二十八人あり仔牛馬の育生糶賣組合員の種付種馬所種付所の牧草配布愛馬婦人獎勵及各種品評會等の事業を履行し産牛馬の改良發展を計りつゝあり。

二七、隈府町外十一ヶ村組合

隈府町外十一ヶ村組合は隈府、河原、旭野、水源、龍門、迫間、城北、岩、加茂川、菊池、花房戸崎の一町十一ヶ村を以てせり、明治二十二年六月十二日の創立にして菊池郡長其の管理者たり組合役場は菊池郡役所内にありて組合内の河川堤防道路橋梁に關する土木事業、勸業造林及共有財産の管理處分其の他菊池農業學校菊池實科高等女學校を經營す。

現行菊池郡隈府町十一ヶ村組合規定（大正六年四月現在）

（二十二年六月十二日大正二年三月一部改正）

- 第一條 本組合ハ左記ノ事務ヲ共同處分スル爲メ左ノ町村ヲ以テ組織ス
- 隈府町 河原村 旭野村 戸崎村 菊池村 加茂川村 岩村 城北村 龍門村 迫間村 水源村 花房村
- 一、第一號 附錄表ニ掲ケル河川堤防ニ關スル土木事業ノ件
- 二、第二號 附錄表ニ掲ケル路線ノ道路橋梁ニ關スル土木事業ノ件
- 三、組合町村勸業ニ關スル件
- 四、造林ニ關スル件
- 五、共有財産ノ管理處分等權利義務ニ關スル一切ノ件

- 六、菊池高等小學校菊池農業學校菊池實科高等女學校ニ關スル件
- 第二條 組合會議員ハ每町村二名宛トシ總數二十四名ヲ以テ定數トス
- 第三條 細合會議員ノ各町村會ニ於テ其町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ選舉スル者トス
- 第四條 本組合町村長ノ事務ハ菊池郡長ニ委託シ郡長之ヲ管理ス
- 第五條 本組合ニ收入役一名書記若干名ヲ置キ其俸給額ハ組合會ニ於テ議決スルモノトス
- 第六條 本組合費ハ左ノ方法ニ依リ各町村ノ分擔額ヲ定メ其町村限リ之ヲ賦課ス
地租五圓國稅營業稅參圓縣稅營業稅貳圓雜種稅二圓ヲ各一月ト見做シ之ニ現戸ヲ加ヘ假戸ヲ設定シ之ニ基キ按分比例ノ法ニ依リ各町村ノ分擔額ヲ定ム
- 組合内ノ町村ニ於テ尋常小學校ヲ併置シタル場合ハ前項ノ假戸一月金五十錢ノ割ヲ以テ計算シ之ヲ其年度ヨリハ二年度ニ分テ組合費ハ負擔額ヨリ減ス
- 組合内ノ町村ニ於テ尋常小學校ニ高等小學校ヲ併置シタル年度ヨリ其高等小學校ノ經常費ノ五割ヲ組合費ノ負擔額ヨリ減ス
- 第七條 道路橋梁堤防工費ニ係ル分ハ縣稅補助及寄附金ヲ除キ左ノ歩合ヲ以テ補助ス
但組合内里道改修費額十分ノ二ハ地元町村ノ負擔トス
- 縣稅補助道ハ此限リニアラス
- 道路橋梁ニ關スル費金
- 縣稅補助道及一等里道ハ工業所在ノ町村十分ノ一、組合町村十分ノ九、二等里道ハ工事所在ノ町村十分ノ三、組合町村十分ノ七堤防ニ關スル費金
- 工業所在ノ町村十分ノ四、組合町村十分ノ六
- 第八條 土木工事ノ設計及工事ハ本組合ヨリ監督ス

第九條 組合事務係土木調査委員設置規定ハ本組合會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第十條 組合支辨ニ屬スル河川及道路ニ於テ左ノ營業並ニ使用出願ニ際シ水利若クハ通行障礙如何ノ承諾ヲ求ムル者アルトキハ管理者ニ於テ審査ノ上諾否ノ意見ヲ陳述シ次回ノ議會ヘ其理由ヲ報告スルモノトス水車出願ニ關スル承諾ハ必ス議會ノ協贊ヲ求ムルモノトス

水車、築、釜、瀨、繩、場、道路及堤防敷使用

第十一條 組合ノ歲入出豫算ハ會計年度前二ヶ月ヲ限リ組合會ノ議決ヲ取ルモノトス

一 第一號附錄表

- 一、幹川 菊池川
- 二、支川 迫間川 合志川 木野川 河原川 柏川 生味川 鳳來川 中片川 露野川 小木川 初田川 池永川

二、第二號附錄表

- 一、地方稅備助道
 - 一等 原往還 班蛇口往還 城北往還
 - 二等 維持往還 稻田往還 護川往還 大津往還
 - 三等 組合補助道

木野道 城北往還中文字地方地内ヨリ分岐字龍德大字木野ヲ經テ鹿本郡界ニ至ル

瀬戸口道 維持往還大字瀬戸口ヨリ分岐大字木野ニ至リ木野道ニ合ス
 小木道 班蛇口往還中迫間目鏡橋ヨリ分岐大字西迫間字小楠野ヲ經テ寺小野ニ至リ班蛇口往還ニ合ス
 迫間道 班蛇口往還中大字豊間字東迫間ヨリ分岐大字市ノ瀬ヲ經テ大字龍門字虎口ニ至リ東ハ班蛇口往還ニ合シ北ハ字中片ニ至ル
 大平道 原往還中限府町字正觀寺ヨリ分岐シ字築地大字大平茂藤里ヲ經テ縣道日田往還ニ合ス
 河原道 原往還中藤輪橋ヨリ介岐大字下河原字松島及大字四丁分字塚原ヲ經テ原往還ニ合ス
 森北道 河原村字日向ヨリ起リ下河原及大字森北地内ヲ經テ字上古閑ニ至リ限府往還ニ合ス
 旭野道 河原道中下河原字中原ヨリ起リ久ノ峯道ヲ貫通シ大字伊萩岸木ヲ經テ姫井ニ至ル
 赤星道 新古閑道中大字木柑子ヨリ起リ大字廣瀬出田赤星今ヲ經テ片角道ニ合ス
 横町道 縣道來民往還中上廣丁ヨリ起リ縣道日田往還ニ合ス
 横丁道 縣道來民往還中上町ヨリ起リ日田往還ヲ貫通シ原往還ニ合ス
 袈裟尾道 縣道日田往還中切明ヨリ起リ大字袈裟尾西ノ坂ヲ經テ城北往還ニ合ス
 西寺道 限府往還中大字北宮字下市場ヨリ起リ大字深川西寺ヲ經テ字北古閑ニ至リ野間口往還ニ合ス
 合志道 縣道來民往還中大字邊田ヨリ起リ大字荒牧字西郷大字甲町佐ニ至リ東南ニ岐レ南ハ大字菰入ヲ經テ清泉村ニ至リ東ハ大字清水ヲ經テ新古閑道ニ合ス
 邊田道 縣道來民往還中大字邊田ヨリ起リ流川岡田水次山崎神來宮前ヲ經テ來民往還ニ合ス
 久ノ峯道 赤星道中大字出田標木ノ北ヨリ起リ森北河原地内ヲ經テ久ノ峯ニ至リ東北ニ岐レ東ハ若木ニ至リ北ハ四丁分土取ニ至ル

二等

稗方道 城北往還大字稗方字小坂ヨリ分岐字上古閑ニ至リ城北往還ニ合ス
 島田道 城北往還中河佐古ヨリ分岐大字宮原ヲ經テ鹿本郡界ニ至ル
 松尾道 木野道中龍徳ヨリ起リ城北往還ヲ貫通シ字道揚酒造野永山等ヲ經テ宮原ニ至リ島田道ニ合ス
 木山道 木野道中宇矢倉ヨリ起リ字木山ヲ經テ城北往還ニ合ス
 池田道 木野道中宇木野寺前ヨリ迫間ヲ經テ城北往還ニ合ス
 米原道 木野道中大字米原字鐘懸松ヨリ起リ米原及宇田原ヲ經テ木野道ニ合ス
 中ノ瀬道 城北往還中大林橋ヨリ起リ稗方地内ヲ經テ小水道迫間道及班蛇口往還ヲ貫通シ日田往還ニ合ス
 下古閑道 大字小木字下古閑ヨリ起リ西迫間字角田ニ至リ小水道ニ合ス
 中村道 小水道中字釜額ヨリ岐レ字中村ヲ經テ小楠野ニ至リ小水道ニ合ス
 鳳來道 班蛇口往還中宇中山ヨリ岐レ字鳳來ヲ經テ大分縣界ニ至ル
 入幡道 班蛇口往還中宇雪野字西原三辻ヨリ岐レ日田往還ニ合ス
 金峰道 日田往還中宇重味字八相ヨリ岐レ字金峰ニ至ル
 馬見野道 日田往還中宇重味佛ノ辻ヨリ岐レ觀音嶽麓ヲ經テ日田往還ニ合ス
 伊倉道 大字重味字釜迫ヨリ起リ伊倉瀧木佐木ヲ經テ木佐木道ニ合ス
 大田道 班蛇口往還中宇豐間瀧ノ元ヨリ起リ宇大田ヲ經テ日田往還ニ合ス一ハ字井尻丸ヨリ岐レ工豊水際ヲ經テ日田往還ニ合ス
 柏道 大字重味字立門ヨリ起リ柏及迎柏ニ至ル
 戸城道 原往還ヨリ起リ戸城ヲ經テ日田往還ニ合ス
 四丁分道 河原道中宇藤田ヨリ起リ大字四丁分字芝原ニ至リ河原道ニ合ス

辨利道 旭野道中宇中原橋ノ向ヨリ起リ春北道中宇赤迫ヲ横行シテ字笹熊ヲ經テ久ノ峯道ニ合ス
 圓通寺道 旭野道中宇原井ヨリ起リ岩木宮ノ前及圓通寺ヲ經テ久ノ峯道ニ合ス
 今村道 赤星道中今村屋敷ヨリ起リ久ノ峯道ヲ貫通シ上妙見及春北道ヲ貫通北合志村地内ニ至ル
 前知道 隈府往還中宇赤星字前知ヨリ起リ今村道ニ合ス
 出田道 赤星道中宇出田標木ノ南ヨリ起リ泗水村大字富納ニ至ル
 正觀寺道 原往還中宇正觀寺六地藏ノ際ヨリ起リ片角ヲ經テ片角道ニ合ス
 細切道 袈裟尾道中宇四ノ坂ヨリ起リ細切黒蛇ヲ經テ瀬戸口道ニ合ス
 長田道 縣道日田往還中宇四寺橋木下橋ヨリ起リ長田大塚ヲ經テ新古閑道ニ合ス
 南古閑道 間所道中宇蟹穴ヨリ起リ北古閑野間口往還ヲ貫通南古閑ヲ經テ字宮園ニ至リ合志道ニ合ス
 砂田道 來民往還中宇水次橋ヨリ起リ羽根木五海ヲ經テ女塚ニ至リ野間口往還ニ合ス
 新古閑道 野間口往還大字野間口ヨリ起リ新古閑大字木柑子下ノ坂ヲ經テ日田往還ニ合ス
 加惠道 野間口往還ヨリ起リ大字高島戸田ノ島北通ヲ維持往還ニ合ス
 間所道 來民往還中宇水次橋際ヨリ起リ字蟹穴ヲ經テ出水小屋ニ至リ野間口往還ニ合ス
 木佐木道 原往還中宇原ヨリ起リ字細永及木佐木原ヲ經テ日田往還ニ合ス
 片角道 隈府往還中宇北宮ヨリ起リ鶴ノ木ヲ經テ藤輪橋ニ至リ原往還ニ合ス
 平山道 河原道中宇四丁分字金塚ヨリ岐レ岩下ヲ經テ平山ニ至ル
 迫谷道 河原道中宇四丁分原持ヨリ岐レ大字原字八瀬尾ニ至リ原往還ニ合ス

二八、大津町外七ヶ村學校組合

大津町外七ヶ村學校組合は大津、原水、津田、陣内、瀬田、平眞城、護川、北合志の一町七ヶ村

を以てせり、明治貳拾貳年の創立にして菊池郡長其の管理者たり菊池東部農業學校は本組合の經營する處なり。

菊池郡大津町外七ヶ村學校組規約

- 第一條 本組合ハ菊池郡東部農業學校ニ關スル事務ヲ共同處理スル爲メ左ノ町村ヲ以テ組織ス
 大津町 原水村 津田村 陣内村 瀬田村 平眞城村 護川村 北合志村
- 第二條 本組合ハ大津町外七ヶ村學校組合ト稱ス
- 第三條 本組合役場ハ菊池郡役所内ニ置クモノトス
- 第四條 本組合會議員ハ毎町村貳名トシ總數拾六名ヲ以テ定員トス
- 第五條 本組合會議員ノ任期ハ四年トス
- 第六條 本組合會議員ハ各町村會ニ於テ其町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ選舉ス
- 第七條 本組合管理者ハ菊池郡長ニ委託ス
 管理者役員ノ場合ハ大津町長管理者ノ職務ヲ代理ス管理者ニ於テ前項以外ノ故障アルトキハ管理者ニ於テ菊池郡書記ニ委託シ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第八條 本組合ニ收入役名書記及附屬員若干名ヲ置キ收入役ハ管理者ノ推薦ニ依リ組合會之レヲ定メ書記附屬員ハ管理者之レヲ任免ス
 管理者ハ必要ニ應ジ組合事務ノ一部ヲ他ニ委託スルコトヲ得
- 第九條 本組合費用ハ左ノ方法ニ依リ組合關係町村ニ分賦ス地租ハ五圓縣稅營業稅同種稅ハ各貳圓ヲ以テ壹戸ト見做シ假戸ヲ設定シ之レニ現戸數ヲ加ヘ按分比例ノ法ニ依リ各町村ノ分賦額ヲ定ム
 前項ノ地租及縣稅營業稅同種稅ハ組合豫算ノ屬スル前年度ノ十月一日現在額ニ依リ現戸數ハ同日現在縣稅戸數割賦課ノ戸數ニ依ル

第九條 本規約ハ告示ノ日ヨリ施行ス但第八條第二項ハ大正三年度ヨリ施行ス

第十條 本規約實施ノ際現ニ組合會議員ノ職ニ在ルモノハ從來ノ規約ニ由ル最近ノ定期改選期ニ於テ其ノ職ヲ失フ

備考

本規約ハ大正二年八月廿八日改正許可

第一條第八條ハ大正五年三月廿七日變更許可

泗水外四ヶ村組合

本組合は泗水・合志・西合志・田島・清泉の五ヶ村を以て組織し、菊池郡長其の管理者たり、組合内に菊池郡西部高等小學校同實業補習學校を經營し、道路・河川・堤防・架橋等に關する土木事業を管理す。

菊池郡泗水村外四ヶ村教育土木組合同規約

第一條 本組合ハ左ニ掲グル事務ヲ共同處理スル爲メ之ヲ設ケ

一 菊池郡西部高等小學校菊池郡西部實業補習學校ノ經營

二 附錄表ニ掲グル河川堤防道路橋梁ノ改修修繕並ニ橋梁ノ架新架換及修繕

第二條 本組合ハ左ノ五ヶ村ヲ以テ之ヲ組織ス

泗水村、合志村、西合志村、田島村、清泉村

第三條 本組合ハ泗水村外四ヶ村教育土木組合ト稱ス

第四條 本組合役場ハ菊池郡役所内ニ之ヲ置ケ

第五條 本組合會議員ノ定數ハ組合内泗水村合志村各四人西合志村五人田島村二人清泉村三人總數拾八人トス

第六條 本組合會議員ハ組合内各村會ニ於テ其村會議員ノ被選舉權ヲ有スルモノヨリ之ヲ選舉ス

第七條 本組合會議員ハ名譽職トシ其任期ハ四年トス

第八條 本組合會議員中缺員ヲ生シタルトキハ組合管理者ハ直ニ其缺員ノ屬スル村ノ村長ニ之ヲ通知ス

前項ノ通知アリタルトキハ直ニ補缺選舉ヲ行フ

補缺議員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

第九條 本組合會議員ノ選舉及當選ニ付テハ本組合内各村長ハ町村制第三十一條ノ規定ニ準シ本組合管理者ニ之ヲ報告シ同管理者

ハ之ヲ所轄郡長ニ報告スヘシ

第十條 本組合會ノ組織及本組合會議員ノ選舉ニ關シテハ前數條ニ規定スル外町村制ノ規定ヲ準用ス

第十一條 本組合ニ組合管理者ヲ置キ菊池郡長ニ之ヲ囑托ス同郡長故障アルトキハ其代理者之ヲ代理ス

第十二條 本組合ニ收入役一人ヲ置ク收入役ハ有給吏員トス

收入役ノ任期ハ四年トス

收入役ノ選任ニ關シテハ町村制ノ規定ヲ準用ス

第十三條 本組合ニ書記ヲ置ク其人員ハ本組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム書記ハ有給吏員トシテ管理者之ヲ任免ス

第十四條 本組合ニ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トス

常設委員ノ任期ハ四年トス

委員ハ組合會ニ於テ本組合會議員ノ被選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス

第十五條 本組合費用ハ財産ヨリ生スル收入及其他ノ收入ヲ以テ充ルモノノ外之ヲ組合内各村ニ分賦ス
 組合費用分賦ノ方法ハ地租五圓國稅營業稅參圓縣稅營業稅貳圓及雜種稅貳圓ヲ以テ各壹戸ト見做シ假戸ヲ設定シ之ニ現戸數ヲ加
 ヘ按分比例ヲ以テ定ム但シ河川堤防道路ノ改修修繕橋梁ノ新架架換及修繕ニ關スル費用ニシテ左ノ各號ニ依リ地元村ノ分賦ニ屬
 スル分ハ此限リニアラス

一 道路ノ改修修繕橋梁ノ新架架換及修繕ニ要スル費用ハ其ノ十分ノ五ヲ地元村ニ十分ノ五ヲ組合内各村ニ分賦ス
 二 河川堤防ノ改修修繕ニ要スル費用ハ其十分ノ八、五ヲ地元村ニ十分ノ一、五ヲ組合内各村ニ分賦ス

第二項ノ地租及國稅營業稅縣稅營業稅及雜種稅ハ組合豫算ノ屬スル年度ノ前年度ノ十月一日現在額ニ依リ現戸數ハ同日現在縣稅
 戸數割賦課ノ戸數ニ依ル

第二項但書各號ノ費用ハ其ノ設計高ニ依リ仍ホ該工事ニ關スル補助寄附其ノ他ノ收入アルトキハ同設計高ノ内ヨリ其見込高ヲ控
 除シタルモノニ依ル

附 則

第十六條 本規約ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十七條 本規約施行ノ際現ニ組合會議員ノ職ニアルモノハ從前ノ規約ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

附 錄

道路橋梁ノ部

一 組合村地區内縣稅備助道

- 一 植木往還
- 一 竹迫往還
- 一 維持往還
- 一 泗水往還
- 一 田島往還

二里 道

山鹿 道

合志村大字竹迫字上町補助道竹迫往還ヨリ岐レ大字幾久富、上庄、榮ヲ經テ泗水村大字豊水字高江ニ至リ泗水往還ニ合シ縣道
 日田往還ヲ通過シテ更ニ同村大字同字竹ノ下ヨリ分岐シ清泉村大字龜尾、林原、蘇崎、小野崎ヲ經テ大字橋田ニ至リ鹿本郡
 界ニ至ル

來 民 道

四合志村大字上生字鹽淺補助道維持往還ヨリ岐レ田島村大字南田島ヲ經テ清泉村大字小野崎ニ至リ山鹿往還ニ合シ更ニ同所
 ヨリ分岐シ大字橋田字上橋田ニ至リ清泉道ニ合ス

熊 本 道

泗水村大字富納住吉道ヨリ岐レ大字永及合志村大字上庄豊岡ヲ經テ補助道竹迫往還ニ合ス

南 田 島 道

合志村大字榮字鹿水補助道植木往還ヨリ岐レ字鹽淺ニテ縣道日田往還ニ合シ更ニ四合志村大字合生字江良ヨリ分岐シ大字同
 字弘生ニテ高瀬道ニ合シ大字同字萩迫ヲ經テ田島村大字南田島村平野ニテ補助道維持往還ニ合ス

高 江 道

泗水村大字豊水字高江出分補助道泗水往還ヨリ岐レ字下高江ヲ經テ一ハ四合志村大字合生字弘生ニテ高瀬道ニ合シ一ハ二水
 村大字豊水字上高江ニ至リ縣道日田往還ニ合ス

清 泉 道

清泉村大字橋田字上橋田山鹿道ヨリ岐レ大字林原字木村蛇塚ヲ經テ大字龜尾字平ニテ更ニ山鹿道ニ合シ尙岡所ヨリ分岐シ字別
 川岩瀬ヲ經テ一ハ加茂川村界ニ至リ一ハ花房村界ニ至ル

住 吉 道

泗水村大字住古字飛熊縣道限府往還ヨリ岐レ大字富納、吉納ヲ經テ大字豊水字竹ノ下ニテ縣道日田往還ニ合ス

須屋道

四合志村大字黒石字下出口縣道日田往還ヨリ岐レ大字須屋字中園屋敷及下須屋ヲ經テ尙縣道日田往還ニ合ス
二子道

合志村大字幾久富字二子補助道植木往還ヨリ岐レ同村大字同字今町ニテ山鹿往還ニ合シ更ニ字乙九ヨリ分岐シ大字同字御手洗ニテ補助道竹迫往還ニ合ス

高瀬道

四合志村大字合生字高木原縣道日田往還ヨリ岐レ字弘生ヲ經テ御代志字灰塚ニテ補助道植木往還ニ合ス
上生道

四合志大字野々島字辻補助道維持往還中一本松地蔵ヨリ岐レ字本村北及大字上生字城ヲ經テ上生ニテ補助道田島往還ニ合ス
大池道

四合志村大字野々島字辻補助道植木往還ヨリ岐レ字東ヲ經補助道維持往還ヲ貫通シテ大御代志字大池ニテ縣道日田往還ニ合ス
黒松道

四合志村大字合生字小黒松高瀬道ヨリ岐レ字黒松ヲ經補助道維持往還ニ合シ更ニ同所ヨリ分岐シ來民道ヲ貫通シテ大字上生字上生ニテ上生道ニ合ス

鎌泉道

田島村大字南田島字平野補助道維持往還ヨリ岐レ字鎌泉ニテ來民道ヲ貫通シテ佐野ニテ補助道田島往還ニ合ス
吉松道

田島村大字田島字猪ノ目補助道泗水往還ヨリ岐レ鹿本郡吉松村大字平井字賢田界ニ至ル

黒木道

泗水村大字福本字田吹補助道泗水往還ヨリ岐レ大字吉富字富ニテ住吉道ニ合シ更ニ同所ヨリ分岐シ黒木ニテ縣道日田往還ニ合ス
田中道

泗水村大字百富字富住吉道ヨリ岐レ字田中ヲ經テ大字豊水字藥師小屋ニテ縣道日田往還ニ合ス
中林道

合志村大字榮字中林山鹿道中堂ノ前ヨリ岐レ字鹿水ニテ南田島道ニ合ス
豊岡道

合志村大字上庄字筒井山鹿道ヨリ岐レ大字豊岡字小園ヲ經補助道植木往還ニ合ス
原水道

合志村大字竹迫字下町竹迫往還ヨリ岐レ大字福原字野付御領ヲ經一ハ原水村字堀川ニ至リ一ハ字出分ニテ補助道植木迫還ニ合ス
護川道

合志村大字竹迫字上町補助道竹迫往還ヨリ岐レ字日向ヲ經護川村界ニ至ル
田底道

清泉村大字小野崎山鹿道中宮ノ前ヨリ岐レ字松島ヲ經テ鹿本郡田底村界ニ至ル
菰入道

清泉村大字龜尾字前川清泉道ヨリ岐レ加茂川村大字菰入界ニ至ル
三 前項路線ニ附帶スル橋梁暗渠

一 組合村地区内縣稅補助河川

一 合志川

一 菊池川

一 矢護川

二 同縣稅補助ナキ河川

上生川

西合志村大字御代志ヨリ起リ大字野々島上生ヲ經生島村大字田島字南佐野ニテ合志川ニ合ス

鹽淺川

合志村大字上庄字蛇尾ヨリ起リ大字榮字中林四合志村大字合生ヲ經田島村大字南田島ニ至リ合志川ニ合ス

前田川

四合志村大字野々島字辻ヨリ起リ大字上生ニテ上生川ニ合ス

原口川

合志村大字竹迫字横町ヨリ起リ大字幾久富豊岡ヲ經大字榮字平島ニテ鹽淺川ニ合ス

以上

三〇、保證責任菊池製絲販賣生産組合

菊池製絲販賣生産組合は限府町大字正觀寺にあり大正七年四月の設立にして木村義賢を組合長とする製絲組合なり、組合人員七百九十八人に達す、工場の原動力には蒸汽機關を用ひ釜數百個を俱

へ女工百三十人を使役す、一ヶ年に要する繭の收容高二萬四千餘貫に及ぶといふ

三一、菊池川發電所

菊池川發電所は水源村字鍋倉にあり、大正六年十二月工事に着手し大正七年六月竣工せり、本所の電力は黒川送電線の大牟田幹線に辻の窪に於て連絡す、工事設計の概要左の如し。

堰堤 (長六十間高五尺五寸乃至六尺五寸石張中身コンクリート)

土吐水門 二間幅五尺 防水門十三門

制水門 一門六尺三寸

墜道 (巾五尺七寸 中心六尺七寸 長七百八十四間 暗渠 百二十間)

水漕 面積百九十一坪 底面百三十坪 深十七尺

鐵管 七百九十尺(内二百四十尺ハ鐵筋コンクリート時乃至時直徑五尺)

餘水路 幅約七尺 延長二百二十間

放水路 五十五間

建物 二

水車 一千五百馬力二臺